

14.4

14.4-519



1200501206977

9



始





昭和四年十二月發行

上水道統計及報告

(印刷代騰寫)

第六十號

上水協議會



14-4-519



目次

發行所寄贈本

- 一 上水協議會ノ沿革.....一
- 一 上水協議會會員加盟年月表.....一
- 一 上水協議會開催年月表.....六
- 一 上水協議會規則.....七
- 一 協定事項.....
- 協定上水試驗法.....四五
- 統計諸表様式.....五七
- 上水道職工工夫取締同盟規約其他.....六〇
- 一 上水協議會ノ職員.....六一
- 一 昭和五年度上水協議會歲入出豫算.....六四
- 一 昭和四年度上水協議會豫算對照表.....六六
- 一 昭和四年度加盟各所負擔額對照表.....六六
- 一 昭和五年度上水協議會會費負擔額調.....六八





一 上水協議會財產目錄.....七四

一 昭和四年度上水協議會歲入出追加豫算.....七九

一 昭和三年度上水協議會歲入出決算.....八一

一 水道統計

(一) 工事、工費並規模.....八七

(二) 水源、水路

  其一、水 源.....一〇四

  其二、鑿 井.....一一三

  其三、原水貯水池.....一二一

  其四、導水路.....一二八

(三) 淨水場

  其一、沈澄池.....一三七

  其二、濾過池.....一四四

  其三、淨水池.....一五三

(四) 唧 筒

發行所 青島本

  其一、取水唧筒.....一六二

  其二、送水唧筒.....一六九

(五) 水管並水壓.....折込表

(六) 經常收支

  其一、收 入.....折込表

  其二、支 出.....一八一

(七) 配水實費.....一九〇

(八) 水道ト河井トノ使用比較.....一九八

(九) 水質試驗成績

  其一、濾過水質試驗成績.....二〇八

  其二、各種水質試驗成績.....三五八

(十) 源水、濾過水比較試驗成績.....四一八

(十一) 水ニ因スル三病比較表.....四七七

(十二) 水質完全析成績.....五二八

一、報 告



# 上水道統計及報告第十六號

## 上水協議會ノ沿革

上水協議會ハ改良水道ヲ有スル全國各所ノ當事者會同シ上水道ニ關スル諸種ノ事項ヲ研究シ且相互報告類ヲ交換スル目的ヲ以テ明治三十七年東京市ノ首唱ニ依リ成立シタルモノニシテ爾來毎年一回各所輪番ニ開催シ其ノ費用ハ全部主催地ニ於テ負擔スルヲ例トシタルモ本會ノ振興發展ヲ期スル爲從來ノ制度ヲ變更シテ本會ノ經費ハ之ヲ會員ノ負擔トシ且本會ニ於テ上水道ニ關スル統計報告其ノ他ノ事項ヲ輯録刊行シ會員ニ配付スルコトナリ大正十一年度ヨリ之ヲ實施セリ

## 上水協議會會員加盟年月表

會員名	所在	加盟年月	會員名	所在	加盟年月
東京市	東京府	明治三十七年三月	橫濱市	神奈川縣	明治三十七年三月
大阪市	大阪府	同	長崎市	長崎縣	同
神戸市	兵庫縣	同	廣島市	廣島縣	同





會員名	所 在	加 盟 年 月	會員名	所 在	加 盟 年 月
臺灣總督府	臺北	明治三十八年九月	長野市	長野縣	明治四十四年十月
函館市	北海道	同 十月	宮城縣	宮城縣	同 同
佐世保市	長崎縣	同 三十九年八月	福岡縣	福岡縣	同 同
下關市	山口縣	同 同	小倉市	福岡縣	同 同
秋田市	秋田縣	同 同	南滿洲鐵道株式會社	關東州大連市	同 同
岡山市	岡山縣	同 同	德島市	德島縣	同 同
京都市	京都府	同 四十二年六月	宇都宮市	栃木縣	同 同
名古屋	愛知縣	同 九月	高松市	香川縣	同 同
堺市	大阪府	同 同	廣島市	廣島縣	同 同
新瀉市	新瀉縣	同 同	熱海市	靜岡縣	同 同
青森市	青森縣	同 同	福岡市	福岡縣	同 同
吳市	廣島縣	同 同	別府市	大分縣	同 同
門司市	福岡縣	同 同	佐賀市	佐賀縣	同 同
朝鮮總督府	京城府	同 同	福賀市	福賀縣	同 同
小樽市	北海道	同 同	鹽釜市	宮城縣	同 同
關東廳	關東州	同 同	郡山市	福島縣	同 同
高崎市	群馬縣	同 同	水戸市	茨城縣	同 同
甲府市	山梨縣	同 同	熊本市	熊本縣	同 同

會員名	所 在	加 盟 年 月	會員名	所 在	加 盟 年 月
室蘭市	北海道	大正四年三月	上田市	長野縣	大正十年九月
鹿兒島市	鹿兒島縣	同 同	上諏訪町	長野縣	同 同
若松市	福岡縣	同 同	福島市	福島縣	同 同
和歌山市	和歌山縣	同 同	尾道市	廣島縣	同 同
鳥取市	鳥取縣	同 同	江戶川町	東京府	同 同
那覇市	沖繩縣	同 同	沼田町	群馬縣	同 同
那珂市	兵庫縣	同 同	朝倉市	朝鮮畿道	同 同
釧路市	北海道	同 同	西宮市	兵庫縣	同 同
平山町	京都府	同 同	津和野市	愛媛縣	同 同
山形市	山形縣	同 同	倉敷市	岡山縣	同 同
松江市	島根縣	同 同	八王子市	東京府	同 同
玉川會社	東京府	同 同	飯塚町	福岡縣	同 同
松本市	長野縣	同 同	丸龜市	香川縣	同 同
高知市	高知縣	同 同	宇部市	山口縣	同 同
大牟田市	福岡縣	同 同	久留米市	福岡縣	同 同
福井市	福井縣	同 同	高松市	愛媛縣	同 同
澁谷町	山梨縣	同 同	濱松市	靜岡縣	同 同
谷村町	山梨縣	同 同	米子市	鳥取縣	同 同



會員名	所在	加盟年月	會員名	所在	加盟年月
元山府	朝鮮咸鏡南道	大正十五年四月	大邱府	朝鮮慶尙北道	昭和二年五月
目黒町	東京府荏原郡	同	若松市	福島縣	同
高砂町	兵庫縣加古郡	同	青梅町	西多摩郡府	同
釜山府	朝鮮慶尙南道	同	新發田町	北蒲原郡縣	同
荒玉組	東豐島郡府	同	大分市	大分縣	同
仁川府	朝鮮京畿道	同	中津市	大分縣下毛郡	同
長岡市	新潟縣	同	新義州府	朝鮮平安北道	同
前橋市	群馬縣	同	明石市	兵庫縣	同
大津市	滋賀縣	同	松山市	愛媛縣	同
群山市	朝鮮全羅北道	同	伊東町	靜岡縣	同
鎮南浦府	朝鮮平安南道	同	八幡市	福岡縣	同
平壤府	朝鮮平安南道	昭和二年四月	箱根登山鐵道株式會社	神奈川縣足柄下郡小田原町	同
五所川原町	青森縣	同	戸畑市	福岡縣	昭和四年四月
川崎市	神奈川縣	同	咸興市	朝鮮咸鏡南道	同
大泊町	樺太縣	同	高岡市	富山縣	同
豐橋市	愛知縣	同	姫路市	兵庫縣	同
金澤市	石川縣	同	豐岡町	兵庫縣	同
豊原町	樺太縣	昭和二年五月			

靜岡市	靜岡縣	昭和四年六月	桑名町	三重縣桑名郡	昭和四年六月
木浦府	朝鮮全羅南道	同	淀橋町	東京府豐多摩郡	同
石卷町	宮城縣牡鹿郡	同	計	一二二箇所	同



上水協議會開催年月表

主催地名	開催回次	開催年月	主催地名	開催回次	開催年月
東京市	第一回	明治三十七年三月	臺灣總督府	第十四回	大正六年八月
大阪市	第二回	同 三十八年十月	關東聯合會	第十五回	同 七年十一月
長崎市	第三回	同 三十九年十月	大崎市	第十六回	同 八年十月
横濱市	第四回	同 四十年七月	小樽市	第十七回	同 九年八月
神戸市	第五回	同 四十一年九月	横濱市	第十八回	同 十年九月
臺灣總督府	第六回	同 四十二年九月	名古屋市	第十九回	同 十一年十月
廣島市	第七回	同 四十三年十月	甲府市	第二十回	同 十二年十月
東京市	第八回	同 四十四年十月	小倉、門司、若松三市聯合主催	第二十一回	同 十三年十月
岡山市	第九回	大正元年十月	高崎市	第二十二回	同 十四年十月
朝鮮總督府	第十回	同 二年十月	京城府	第二十三回	同 十五年十月
新潟市	第十一回	同 三年十月	鹿兒島市	第二十四回	昭和二年十月
佐世保市	第十二回	同 四年五月	函館市	第二十五回	同 三年七月
京都市	第十三回	同 五年十一月	臺灣總督府	第二十六回	同 四年九月

上水協議會規則

第一章 總 則

第一條 本會ハ上水道ニ關スル諸般ノ事項ヲ研究調査シ其ノ改良進歩ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ上水協議會ト稱ス

第三條 本會ハ官廳市區町村會社等ニシテ上水道ヲ經營スルモノ及上水道敷設計畫中ノモノヲ以テ會員トス

官廳ニシテ直接水道ノ經營ヲ爲ササルモ官公署ノ施設經營ヲ監督スルモノハ前項ノ會員ト看做ス

第四條 本會ハ第一條ノ目的ヲ以テ達スル爲會議ヲ開催シ水道統計類ヲ輯録シテ會員ニ配付ス

第五條 本會ニ關スル事務ヲ處理スル爲理事一名ヲ置ク

理事ハ會議ニ於テ會員中ヨリ出席會員之ヲ選舉ス投票同數ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

理事ハ名譽職トシ其ノ任期ハ二箇年トス但シ重任スルコトヲ得

第六條 本會ニ主事一名書記其他ノ職員若干名ヲ置ク

大正六年第十四回會議ニ於テ組織變更決議成立  
 大正九年第十七回會議ニ於テ改正規則實施決議  
 大正十一年第十八回會議ニ於テ改正規則一項追加  
 加正二十二年第三條但書中改正  
 大正二十三年第三條但書中改正  
 加正二十五年第三條但書中改正  
 正十五年第三條但書中改正



前項ノ職員ハ有給トシ理事之ヲ任免ス但シ其ノ一部ヲ無給トスルコトヲ得  
職員ノ給與其ノ他ニ關シ必要ナル事項ハ理事之ヲ定ム

## 第二章 職務權限

第七條 理事ハ會議ノ都度次年度ノ豫算ヲ提出シ且前年度ノ收支決算ヲ報告スヘシ

第八條 理事ハ現金ノ收支並水道統計類議事録ノ編纂刊行ニ關スル事務ヲ總理ス

第九條 主事及書記其ノ他職員ハ理事ノ指揮ヲ受ケ會務ニ従事ス

## 第三章 會 議

第十條 會議ハ毎年一回之ヲ開キ會員ヨリ提出シタル議案其ノ他ノ事項及豫算決算ヲ議決ス  
會議開催地ハ前年ノ會議ニ於テ豫メ之ヲ定ム

第十一條 會議ノ招集、會議ノ議長其ノ他會議ニ關スル一切ノ事務ハ開催地會員之ヲ擔任ス

第十二條 開催地會員ハ理事ト協議ノ上内務省其ノ他關係當局ニ對シ會議ニ臨席ヲ請求スヘシ

第十三條 會員ハ其ノ代表者ヲ會議ニ出席セシムヘシ

第十四條 會議ノ議事ハ出席會員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ據ル

第十五條 會議ハ議案其ノ他ノ事項ヲ調査スル爲委員ヲ設クルコトヲ得

第十六條 委員ハ出席會員中ヨリ之ヲ選舉ス但シ議長ノ指名ニ委スルコトヲ得

第十七條 委員會ハ委員長一名ヲ互選スヘシ

第十八條 委員及委員長ノ選舉ハ無記名投票トシ比較多數者ヲ以テ當選者トス同數者アルトキハ抽籤  
ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 委員長ハ委員會ヲ招集シ議事ヲ整理シ其ノ經過及結果ヲ會議ニ報告スヘシ

第二十條 委員會ハ委員半数以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス其ノ議決ハ過半数ニ依リ  
之ヲ決ス可否同數ナルトキハ委員長之ヲ決ス

第二十一條 議長ハ必要ニ應シ分科會ヲ設クルコトヲ得

分科會ニ於テハ委員會ニ關スル規定ヲ準用ス

第二十二條 開催地會員ハ會議終了後議事録編纂ニ要スル一切ノ資料ヲ理事ニ回附スヘシ

## 第四章 水道統計類及議事録

第二十三條 水道統計類ニハ上水道ニ關スル統計、報告其ノ他ノ事項ヲ輯録シ議事録ニハ議事、講演  
其ノ他會議ニ關スル事項ヲ掲載ス

第二十四條 水道統計類ハ毎年六月及十二月ノ二回ニ議事録ハ次回會議開催二箇月以前ニ發刊ス但シ

協定ニ依ル統計表ハ十二月發刊ノ分ニ掲載ス

第二十五條 水道統計類及議事録ノ配布部數ハ會議ニ於テ之ヲ決ス



第五章 會 計

第二十六條 本會ノ經費ハ會員之ヲ負擔ス

前項ノ經費ハ其ノ半額ヲ均分シ他ノ半額ハ左ノ標準ニ依リ按分シテ之ヲ定ム但シ水道敷設計畫中ニ係ル會員ノ按分率ハ各其ノ二分ノ一トス

級 別	會 員	別	按分率
一 級	臺灣總督府、朝鮮總督府、關東廳、南滿洲鐵道株式會社	總 戶 數	一〇〇
二 級	總 戶 數	十 萬 以 上	九〇
三 級	總 戶 數	三十萬以上四十萬未満ノ市區町村	八〇
四 級	同	二十萬以上三十萬未満ノ市區町村	七〇
五 級	同	十五萬以上二十萬未満ノ市區町村	六〇
六 級	同	十 萬 以 上 十 五 萬 未 滿 之 市 區 町 村	五〇
七 級	同	五 萬 以 上 十 萬 未 滿 之 市 區 町 村	四〇
八 級	同	三 萬 以 上 五 萬 未 滿 之 市 區 町 村	三〇
九 級	同	一 萬 以 上 三 萬 未 滿 之 市 區 町 村	二〇
十 級	同	千 以 上 一 萬 未 滿 之 市 區 町 村	一〇
		千 未 滿 之 市 區 町 村	

前項ノ戶數ハ前年末現在數ニ依ル

第二十七條 前條ノ負擔額ハ毎年四月一日ヨリ六月末日迄ニ理事ニ納付スヘシ

新ニ入會シタルモノノ負擔額ハ當該年度ニ於ケル同一級會員ノ負擔額ニ依リ月割ヲ以テ隨時指定期限内ニ納付セシム其ノ級別ニ據リ難キモノハ會議ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム年度ノ中途ニ於テ退會スルモ當該年度ノ負擔額ハ之ヲ納付セシム

第二十八條 會議ニ要スル費用ハ開催地ノ會員ノ意見ヲ徵シ理事之ヲ定ム

前項ノ費用ハ開催地會員ヨリ現金ノ前渡シヲ請求スルコトヲ得

第二十九條 開催地會員ハ會議終了後直ニ會議費精算書ヲ作り理事ニ提出スヘシ

第三十條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月末日ニ終ル

第三十一條 本會ノ現金ハ信用アル銀行ニ預ケ入レ之ヲ出納スヘシ

第三十二條 豫算各費目ハ之ヲ流用スルコトヲ得

第三十三條 決算ノ結果剩餘金ヲ生シタルトキハ之ヲ準備金トシテ積立ツ

第三十四條 準備金ノ處分ハ會議ノ議決ニ依ル

第三十五條 收支計算上錢位未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ四捨五入ノ法ニ依ル



第三十六條 本規則ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十七條 本規則ハ會員ノ三分ノ二以上出席シ其ノ過半數ノ同意アルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

第三十八條 協定上水試験法及協定事項其ノ他本則ニ牴觸セサル事項ハ従前ノ協定ニ依ルモノトス

### ● 協定事項

#### ● 協定上水試験法

(大正十五年第二十三回上水協議會ニ於テ改正議決)

#### 第一 採 酌 法

一、上水試験用ノ採酌ハ左ノ三部ヨリスルコト。

(一) 水 源

毎年春秋ノ二季ニ水源適宜ノ地ニ就キ採酌ス。

水源地ニ沈澄池ヲ有スルモノハ本條ニ據ル。

其他ハ必要ニ應シ臨時採酌ヲ行フヘシ。

(二) 淨水場

濾池、淨水池、溜井及沈澄池ハ毎日一回採酌スルコト。

濾池、淨水池、溜井等甚々遠隔スルモノハ其ノ給水栓ニ就キ本條ヲ適用ス。

事情ニ依リ一週一回迄ハ省略スルコトヲ得。

(三) 給水栓

適宜ノ部分ニ就キ時々採酌スヘシ。

二、採水器具ハ「ハイロート」氏法或ハ「エスマルヒ」氏法ニ據ルモノヲ用フルコト、但シ細菌學の検査用ノモノハ各個ノ瓶ニ所屬スル全装置ヲ殺菌スヘシ。

三、濾池、淨水池、溜井等ニ於テハ可成周圍及ヒ深サノ中央ヨリ採酌スルコト。

四、給水栓ヨリ採酌スルトキハ充分開放シテ五分時以上放流セシメタル後採酌スルコト。

五、一定所ニ於ケル採酌ハ細菌學の検査用ノモノヲ先ニシテ化學的検査用ノモノヲ後ニスルコト。

六、濾池、淨水池、溜井ニ於テ採酌スル場合ニ被蓋アル部ニシテ降雨ノ際ナルトキハ開放ノ爲ニ汚水混入ノ虞アルヲ以テ暫時ノ後水質平均スルヲ待ツテ採酌スルコト。

#### 第一 理化學的試験

凡 例



- 一、本試験法ニ於テ使用セル略字、記號、度量衡ハ總テ第四改正日本藥局方ノ規定ニ據ルコトトセリ。
- 二、試験ハ製法及ヒ含有量ニ關シ特別ノ記載アルモノ竝ニ現行日本藥局方外ノモノヲ除ク外、第四改正日本藥局方ノ規定セルモノヲ使用スルモノトス。
- 三、單ニ「プロセント」トアルハ重量「プロセント」ヲ示スモノニシテ、溶液百重量中ニ存スル藥品ノ重量ヲ指スモノトス。
- 四、容量「プロセント」ハ溶液百容積中ニ存スル藥品ノ容積ヲ指スモノトス。

#### 試験法

#### 一、溫度

水溫ハ採酌所ニ於テ「ベツテンコーフェル」氏採水檢溫器ヲ以テ測リ、氣溫ハ可成採酌所ニ近キ處ニ於テ日光ノ直射ヲ避ケテ測ルヘシ、而シテ其ノ測定時間ハ十分時間、示度ハ攝氏ニ依ルモノトス。

#### 二、濁度

檢水百立方センチメートル(100c.cm.) (濁濁甚タシキ場合ハ少量ヲ採リ蒸餾水ヲ以テ百立方センチメートル(100c.cm.)ニ稀釋ス)ト濁度既知ノ標準液トヲ各別ノ「ネスレル」管(無色平底硝子管ニシテ管底ヨリ二十センチメートル(20cm.)ノ所ニ百立方センチメートル(100c.cm.)ノ度目

ヲ有スルモノ)ニ採リ、黒紙上ニテ上方ヨリ透視シテ濁度ヲ定ム。但シ、濁度ハ蒸餾水一リートル(1l)中ニ白陶土一ミリグラム(1mg)ヲ含ムモノヲ以テ一度ト定ム。

#### 三、色度

檢水百立方センチメートル(100c.cm.)ト色度既知ノ標準液トヲ各別ノ「ネスレス」管ニ採リ、白紙上ニ置キ上方ヨリ透視シ比色檢定ス。但シ色度ハ四萬倍「ピスマルクブラウン」水溶液一立方センチメートル(1c.cm.)ヲ蒸餾水ヲ以テ稀釋シ、全容積ヲ一リートル(1l)トナシタルモノヲ一度ト定ム。

#### 四、臭味

檢水百五十立方センチメートル(150c.cm.)ヲ内容五百立方センチメートル(500c.cm.)ノ共口「ヘルレンマイエルコルベン」ニ採リ、栓塞シ重湯煎又ハ熱板上ニテ殆ント沸騰スルニ至リ、五分間放冷シ振盪シテ臭味ヲ檢ス。

#### 五、反應

反應ハ「ロゾール」酸溶液ヲ以テ檢ス。評語ハ「弱酸性」「中性」「弱アルカリ性」及ヒ「アルカリ性」トス。

「ロゾール」酸溶液製法



「ロゾール」酸一グラム(1g)ヲ八十容量「プロセント」「アルコール」五百立方センチメートル(500 ccm.)ニ溶解シ茲ニ得タル橙黄色ノ液ニ「バリット」水ヲ加ヘテ液色ノ正ニ赤色ニ變セントスルノ度ニ至ラシム。

「バリット」水ノ製法

「アルカリ」ヲ含マサル純粹ナル水酸化「バリウム」三・五グラム(3.5g)及ヒ「クロールバリウム」〇・二グラム(0.2g)ヲ蒸餾水ニ溶解シ、全量ヲ一リートル(1l)トナシ靜置シテ偶々存在スル炭酸「バリウム」ヲ沈定セシムルヘシ。

(イ) 「アルカリ」度ノ測定

檢水百立方センチメートル(100c.c.m.)ヲ内容二百五十立方センチメートル(250c.c.m.)ノ共口「ロルベン」ニ採リ、「エリトロシン」溶液一立方センチメートル(1c.c.m.) (及ヒ中性ノ「クロロホルム」五立方センチメートル(5c.c.m.)ヲ加ヘ振盪シ、此際「クロロホルム」カ薔薇紅色ヲ呈セハ(水酸化物、重炭酸鹽、又炭酸鹽、存在ノ徵)之ニ五十分ノ一定期硫酸ヲ滴下シ、振盪シテ「クロロホルム」ノ脱色スルニ至ラシム。而シテ其ノ「アルカリ」度ハ炭酸「カルチウム」トシテ計算シ、消費セル五十分ノ一定期硫酸ノ立方センチメートル數ニ、十ヲ乗シタル數ヲ以テ示ス。「エリトロシン」溶液ハ「エリトロシン」(ナトリウム鹽)〇・五グラム(0.5g)ヲ新タニ煮沸シタル蒸餾水一リートル

(1l)ニ溶解シタルモノナリ。

(ロ) 酸度ノ測定

檢水百立方センチメートル(100c.c.m.)ヲ磁製蒸發皿或ハ白紙上ニ置キタル「エルレンマイエルコルベン」ニ採リ、「フェノールフタレイン」溶液四滴ヲ加ヘ、五十分ノ一定期炭酸「ナトリウム」溶液ヲ以テ滴定ス。總酸度ハ消費セル炭酸「ナトリウム」溶液ノ立方センチメートル數ニ、十ヲ乗シタル數ヲ以テ示ス。

五十分ノ一定期炭酸「ナトリウム」溶液製法

無水炭酸「ナトリウム」一・〇六グラム(1.06g)ヲ煮沸シテ炭酸瓦斯ヲ驅逐シタル蒸餾水ニ溶解シ、全容積ヲ一リートル(1l)トシタルモノニシテ、其ノ一立方センチメートル(1c.c.m.)ハ炭酸「カルチウム」一ミリグラム(1mg.)ニ對應ス。

「フェノールフタレイン」溶液製法

「フェノールフタレイン」五グラム(5g)ヲ五十容量「プロセント」ノ「アルコール」ニ溶解シ、全容積ヲ一リートル(1l)トナシ十分ノ一定規苛性「カリ」ヲ以テ中和シテ製ス。

尙酒精ハ煮沸シテ炭酸瓦斯ヲ驅逐シタル蒸餾水ヲ稀釋シタルモノナリ。

六、「クロール」ノ定量



檢水五十立方センチメートル(50c.cm.)ヲ直径十五センチメートル(15cm.)ノ磁製蒸發皿又ハ白紙上ニ置キタル「ペーヘル」ニ採リ、「クローム酸カリウム」溶液一立方センチメートル(1c.cm.)ヲ加ヘ、標準硝酸銀溶液ヲ以テ滴定シテ微ニ赤色ヲ呈スルニ至ラシム。

其ノ終末點ヲ知ルニハ檢水ト同様ノ器ニ蒸餾水五十立方センチメートル(50c.cm.)及ヒ「クローム酸カリウム」溶液一立方センチメートル(1c.cm.)ヲ入レタルモノノ色相ト比較セハ容易ナリ。「クロール」ノ含量大ニシテ標準硝酸銀溶液二十五立方センチメートル(25c.cm.)以上ヲ消費スル時ハ檢水ヲ少量ニ採リ、蒸餾水ニテ稀釋シテ用ヒ、之ニ反シ「クロール」ノ含量甚タ少ナル時ハ檢水二百五十立方センチメートル(250c.cm.)ヲ採リ蒸發シテ五十立方センチメートル(50c.cm.)ニ濃縮シテ試験ス。

檢水ノ色度三十度以上ナル時ハ水酸化「アルミニウム」ヲ以テ脱色シタル後試験ヲ行ヒ、檢水酸性ナル時ハ炭酸「ナトリウム」溶液ヲ以テ中和シ、之ニ反シ「アルカリ」性ナル時ハ「フェノールフタレイン」ヲ標示薬トシテ硫酸ニテ中和シタル後滴定ス。

#### 標準「クロールナトリウム」溶液製法

純粹ナル「クロールナトリウム」一六・四八グラム(16.48g.)ヲ蒸餾水ニ溶解シテ全容積ヲ一リートル(1L)トナシ其ノ百立方センチメートル(100c.cm.)ヲ採リ蒸餾水ヲ以テ稀釋シテ一リートル(1L)

トナス、其ノ一立方センチメートル(1c.cm.)ハ「クロール」〇・〇〇一グラム(0.001g.)ヲ含ム。

#### 標準硝酸銀溶液製法

硝酸銀二・四グラム(2.4g.)ヲ蒸餾水ニ溶解シテ全容積ヲ一リートル(1L)トナシ、前記「クロールナトリウム」溶液ヲ以テ本液ノ一立方センチメートル(1c.cm.)カ正シク「クロール」ノ〇・〇〇〇五グラム(0.0005g.)ニ對應スル様力價ヲ定ム。

#### 「クローム酸カリウム」溶液製法

「クローム酸カリウム」五十グラム(50g.)ヲ少量ノ蒸餾水ニ溶解シ、之ニ微赤色ノ沈澱ヲ生スルニ至ルマテ硝酸銀液ヲ加ヘテ濾過シ其ノ濾液ニ蒸餾水ヲ加ヘテ一リートル(1L)トナス。

#### 七、硫 酸

檢水二十立方センチメートル(20c.cm.)ニ鹽酸ヲ加ヘ酸性トナシタル後「クロールバリウム」溶液ヲ加ヘ十二時間放置シタル後上清ヲ傾斜シ殘留セル硫酸「バリウム」ノ量ニヨリ其ノ多少ヲ定ム。

評語ハ微痕跡、痕跡、極少量、少量、トス。但シ多量ノ場合ニハ定量ヲ行フヘシ。

#### 八、硝 酸

檢水二十立方センチメートル(20c.cm.)ニ「サリチール酸ナトリウム」溶液(1.100)一立方センチメートル(1c.cm.)ヲ加ヘテ蒸發乾燥シ、冷後硫酸一立方センチメートル(1c.cm.)ヲ加ヘテ殘留物ノ全



面ヲ濕シ、後蒸留水及ヒ「アムモニア」水、各十立方センチメートル (10c.cm.) ヲ加ヘテ比色スヘシ。

### 九、亞硝酸

#### (イ) 定性法

檢水五十立方センチメートル (50c.cm.) ニ稀硫酸(硫酸一容積及ヒ水二容積ヨリナル)一立方センチメートル (1c.cm.) ノ割合ヲ以テ、密閉シ得ヘキ硝子圓筒ニ採リ之ニ沃度亞鉛澱粉溶液ヲ加ヘテ試験ス。

#### (ロ) 定量法

檢水五十立方センチメートル (50c.cm.) ヲ「ネスレル」管ニ採リ、(若シ著色セル時ハ亞硝酸鹽ヲ含マサル水酸化「アルミニウム」ニテ脱色ス) 別ニ數個ノ「ネスレル」管ニ夫々標準亞硝酸溶液 0.0、0.1、0.2、0.4、0.7、1.0、1.4、1.7、2.0、2.5c.cm.) ヲ入レ亞硝酸ヲ含有セサル水ヲ以テ五十立方センチメートル (50c. m.) ニ稀釋シ、檢水及ヒ標準液ノ各々ニ「スルファニール」酸及ヒ「アルフアナフチールアミン」溶液各一立方センチメートル (1c.cm.) 宛ヲ加ヘ、ヨク混和シ十分間放置シタル後比色ス。但シ比色試験ハ試藥注加後三十分以上ヲ經過スヘカラス。

檢水五十立方センチメートル (50c.cm.) ヲ使用セシ時ハ檢水ト同一色相ノ標準液中ノ標準亞硝酸溶液ノ立方センチメートルニ〇〇一ヲ乘スレハ檢水一リットル (1L) 中ノ亞硝酸性窒素ノ「ミリグラム」數ヲ得。

#### 試藥ノ製法

##### (一) 亞硝酸「ナトリウム」原液

亞硝酸銀一・一グラム (1.1g) ヲ亞硝酸ヲ含有セサル蒸留水ニ溶解シ、「クロールナトリウム」溶液ヲ加ヘテ銀ヲ沈澱セシメ濾過シタルモノニ蒸留水ヲ加ヘ全容積ヲ一リットル (1L) トナス。

##### (二) 標準亞硝酸「ナトリウム」溶液

前記原液ノ百立方センチメートル (100c.cm.) ヲ一リットル (1L) ニ稀釋シ其ノ五十立方センチメートル (50c.cm.) ヲ滅菌シ且ツ亞硝酸鹽ヲ含有セサル水ヲ以テ全容積ヲ一リットル (1L) ニ稀釋シ之ニ「クロロホルム」一立方センチメートル (1c.cm.) ヲ加ヘテ滅菌瓶中ニ貯フ。此ノ一立方センチメートル (1c.cm.) ハ窒素〇〇〇〇五ミリグラム (0.0005mg.) ヲ含ム。

##### (三) 「スルファニール」酸溶液

純粹ナル「スルファニール」酸八グラム (8g) ヲ五定規醋酸 (比重一〇四一) ヲ以テ溶解シ、全容積ヲ「リットル (1L) トナス、五定規醋酸ニ代フル鹽酸五十立方センチメートル (50c.cm.) ヲ蒸留水



ヲ以テ一リートル (11) ニ稀釋シタルモノヲ以テスルモ可ナリ。

(四) 「アルフアナフチールアミン」溶液

「アルフアナフチールアミン」五グラム (5g) ヲ五定規醋酸ニ溶解シ一リートル (11) トナシ、脱脂綿ヲ以テ濾過ス。此際五定規醋酸ニ代フルニ鹽酸八立方センチメートル (8c.cm.) ヲ一リートル (11) ニ稀釋シタルモノヲ以テスルモ可ナリ。

#### 十、「アムモニア」

(イ) 檢水百乃至百五十立方センチメートル (100-150c.cm.) ニ對シ「ネスレル」氏試藥一立方センチメートル (1c.cm.) ノ割合ヲ以テ注加シ、白紙上ニ置キ反應ノ有無ヲ檢ス。但シ水層ノ高サハ二十センチメートル (20cm.) トナス。

「ネスレル」氏試藥製法

沃度「カリ」五十グラム (50g) ヲ可及的少量ノ蒸留水ニ溶解シ、之レニ昇汞ノ飽和水溶液ヲ加ヘ少量ノ沈澱ヲ生セシメ、之ニ澄明ナル五十プロセント (50%) 苛性「カリ」溶液四百立方センチメートル (400c.cm.) ヲ加ヘ蒸留水ヲ以テ、一リートル (11) ニ稀釋シ、靜置シタル後傾斜法ニヨリ沈澱ヲ除去ス。

(ロ) 「アムモニア」性窒素定量法

内容一・五乃至二リートル (15-21) ノ蒸留「ホルベン」ニ還流冷却器ヲ連ネテ蒸留ヲ行フ、即チ此ノ「ホルベン」ニ檢水五百立方センチメートル (500c.cm.) 或ハ之ヨリ少量ノ檢水ヲ採リ、之レヲ「アムモニア」ヲ含有セサル蒸留水ニテ、五百立方センチメートル (500c.cm.) ニ稀釋シタルモノヲ容レ、此際檢水若シ酸性ナルカ、或ハ尿素含有ノ疑ヒアルトキハ蒸留前〇・五グラム (0.5g) ノ炭酸「ナトリウム」ヲ加ヘ、一分時間六乃至十立方センチメートル (6-10c.cm.) ノ割合ニテ蒸留ヲ行フ。此ノ蒸留液各五十立方センチメートル (50c.cm.) ヲ四本ノ「ネスレル」管ニトル、次ニ標準鹽化「アムモニウム」溶液ヲ種々ノ割合ニ「ネスレル」管ニ採リ、「アムモニア」ヲ含有セサル水ニテ五十立方センチメートル (50c.cm.) ニ稀釋シ、斯ノ如クシテ得タル標準液及ヒ、蒸留液ノ各ニ「ネスレル」氏試藥一立方センチメートル (1c.cm.) ヲ加ヘ攪拌スルコトナク試藥添加後少ナクモ十分時間放置シタル後比色檢定ス。

若シ蒸留液ノ著色カ標準液ノ何レヨリモ濃厚ナルモノアル時ハ其ノ蒸留液ヲヨク攪拌シ、色相ノ濃淡ニ應シ其ノ二分ノ一、四分ノ一或ハ八分ノ一容積ヲトリ、之ヲ五十立方センチメートル (50c.cm.) ニ稀釋シテ比色檢定ス。而シテ初メ檢水五百立方センチメートル (500c.cm.) ヲトリタル場合ニハ、各蒸留液ノ色相ト同一ノ色相ヲ呈スル標準液中ノ鹽化「アムモニウム」溶液ノ立方センチメートルノ數ノ合計ニ〇・〇二ヲ乘セハ檢水一リートル (11) 中ノ「アムモニア」性窒素ノ「ミリグラ



ム」數ヲ得ヘシ。

#### 標準鹽化「アンモニウム」溶液製法

昇華法ニヨリテ得タル純粹鹽化「アムモニウム」三・八二グラム(3.82g)ヲ「アムモニア」ヲ含有セサル蒸餾水ニ溶解シ、全容積ヲ一リートル(1l)トナシ、此ノ溶液ノ十立方センチメートル(10c.cm.)ヲ「アムモニア」ヲ含有セサル蒸餾水ヲ以テ全容積ヲ一リートルニ稀釋ス。此ノ一立方センチメートル(1c.cm.)ハ〇・〇〇〇〇一グラム(0.00001g.)ノ窒素ヲ含有ス。

#### 十一、蛋白アムモニア性窒素定量法

「アムモニア」性窒素檢定ニ於ケル殘留液ニ「アルカリ性過マンガン酸カリウム」溶液五十立方センチメートル(50c.cm.)ヲ加ヘ「アムモニア」性窒素檢定ノ場合ト同様ノ方法ニテ蒸餾シ、比色シテ檢定ヲ行フ。

#### 「アルカリ性過マンガン酸カリウム」溶液ノ製法

蒸餾水千二百立方センチメートル(1200c.cm.)ヲ磁製蒸發皿ニ容レ、十分時間煮沸シタル後加熱ヲ止メ、之ニ純過「マンガン酸カリウム」十六グラム(16g.)ヲ加ヘ攪拌シテ、完全ニ溶解シタルモノニ澄明ナル五十プロセント(50%)苛性カリ溶液八百立方センチメートル(800c.cm.) (或ハコトニ當量ノ苛性ソーダ液)ヲ入レ、尙蒸餾水ヲ加ヘテ、二千五百立方センチメートル(2500c.cm.)ト

ナシタル後、蒸發シテ、二千立方センチメートル(2000c.cm.)トナス。尙溶液中ノ「アムモニア」ノ有無ヲ檢定シ、若シ存在セハ試験ノ結果ニ修正ヲ施スヘシ。

#### 十二、過マンガン酸カリウム消費量

檢水百立方センチメートル(100c.cm.)ヲ内容三百立方センチメートル(300c.cm.)ノ「ヤーヘル」ニトリ、之レニ稀釋酸五立方センチメートル(5c.cm.)及ヒ、百分定規過マンガン酸カリウム溶液十立方センチメートル(10c.cm.)ヲ加ヘ、(煮沸後濃赤色ヲ呈セサル時ハ更ニ多量ヲ加フ)沸騰重湯煎上ニテ、七分時間加熱シタル後、百分定規蓆酸液十立方センチメートル(10c.cm.)ヲ加ヘテ靛色セル液ニ更ニ百分定規過マンガン酸カリウム溶液ヲ滴下シ微ニ紅色ヲ呈スルニ至ラシム。而シテ茲ニ費シタル百分定規過マンガン酸カリウム溶液ノ總立方センチメートル數ヨリ、百分定規蓆酸溶液十立方センチメートル(10c.cm.)ニ對スル百分定規過マンガン酸カリウム溶液ノ立方センチメートル數ヲ減シタル差ハ、檢水百立方センチメートル(100c.cm.)ニ要スル百分定規過マンガン酸カリウム溶液ノ量ナリ。檢水一リートル(1l)中ノ被酸化物ノ酸化ニ要スル過マンガン酸カリウム「ノ量」ハ次ノ如クシテ算出ス。

$$x = (K - K') \frac{0.0316}{K'}$$

茲ニKハ百分定規過マンガン酸カリウム溶液ノ總立方センチメートル數、K'ハ百分定規蓆酸溶液



十立方センチメートルニ對スル過マンガン酸カリウム溶液ノ立方センチメートル數ヲ示ス。  
試 藥

(一) 稀 硫 酸

濃硫酸一容積蒸餾水二容積ヨリ成ル。

(二) 百分定規蔘酸溶液ノ製法

純結晶蔘酸 $0.633$ グラム( $0.633g$ )ヲ蒸餾水ニ溶シ全量ヲ一リートル( $11$ )トナス。

(三) 百分定規過マンガン酸カリウム溶液製法

結晶過マンガン酸カリウム $0.3211$ 乃至 $0.34$ グラム( $0.32-0.34g$ )ヲ蒸餾水ニ溶シ、全量ヲ一リートル( $11$ )トナシタルモノニシテ、其ノ力價ヲ檢定センニハ蒸餾水百立方センチメートル( $100$  c.c.m.)ニ前記ノ稀硫酸五立方センチメートル( $5$  c.c.m.)ヲ加ヘ熱シ煮沸スルニ至リ、之ニ「ビユレット」ヲ用ヒテ過マンガン酸カリウム溶液五立方センチメートル( $5$  c.c.m.)ヲ注加シ、更ニ暫時間熱シタル後加熱ヲ止メ百分定規蔘酸溶液十立方センチメートル( $10$  c.c.m.)ヲ加ヘテ褪色セシメタル後、過マンガン酸カリウム溶液ヲ滴下シ、再ヒ消失セサル紅色ヲ呈スルニ至リ、之レニ蔘酸液十立方センチメートル( $10$  c.c.m.)ヲ注加シテ脱色セル液ニ過マンガン酸カリウム溶液ヲ滴加シテ微紅色ヲ呈スルニ至ラシム、而シテ茲ニ費シタル過マンガン酸カリウム溶液ノ量ハ蔘酸十立方センチ

メートル( $10$  c.c.m.)ニ對スル量ナリトス。

十三、硬 度

水十萬分中ニ含有スル酸化「カルチウム」( $CaO$ )一分ヲ以テ一度トナス。内容二百立方センチメートル( $200$  c.c.m.)ノ共口「ヘルレン、マイエルコルベン」ニ檢水立方センチメートル( $100$  c.c.m.)ヲトリ、標準石鹼液ヲ「ビユレット」ヨリ滴下シ、烈シク振盪シテ五分時間消滅セサル微細ノ泡沫ヲ生スルニ至リテ滴下ヲ止メ、消費シタル石鹼液ノ量ヨリ總硬度ヲ算出ス、總硬度六度以上ナルトキハ永久硬度ヲ測定スヘシ。

永 久 硬 度

内容二百立方センチメートル( $200$  c.c.m.)ノ「ヘルレン、マイエルコルベン」ニ檢水百立方センチメートル( $100$  c.c.m.)ヲ採リ、三十分時間靜カニ煮沸シタル後放冷シテ濾過シ、濾液ヲ百立方センチメートル( $100$  c.c.m.)ニ稀釋シタル後、前記ノ如ク石鹼溶液ニテ滴定シテ永久硬度ヲ定ム。

試 藥

(一) 石鹼原液製法

單鉛硬膏百五十グラム( $150g$ )ヲ磁製蒸發皿ニ採リ、重湯煎上ニテ軟化シ、之ニ炭酸「カリウム」粉末四十グラム( $40g$ )ヲ加ヘ、研和シテ均等ノ物質ヲ生スルニ至リ、強度ノ「アルコホル」ヲ加



へ、生成セル脂肪酸「カリウム」ヲ浸出シ、能ク沈澱セシメタル後濾過シ、此ノ濾液ヲ蒸發シテ「アルコホル」分ヲ除去シタルモノヲ、五十六容量「プロセント」ノ「アルコホル」ニ溶解ス。

(二) 「クロールバリウム」溶液

空氣中ニテ乾燥シタル純「クロールバリウム」 $(BaCl_2 + 2H_2O)$  〇・五二三グラム $(0.523g)$ ヲ蒸餾水ニ溶解シテ全容積ヲ一リートル $(1L)$ トナス。

(三) 標準石鹼液

「クロールバリウム」溶液百立方センチメートル $(100c.cm.)$ ニ對シ、石鹼溶液四十五立方センチメートル $(45c.cm.)$ ヲ消費スル様、石鹼原液ヲ五十六容量「プロセント」ノ「アルコホル」ヲ以テ稀釋ス、而シテ本液四十五立方センチメートル $(45c.cm.)$ ハ水百立方センチメートル $(100c.cm.)$ 中ノ酸化「カルチウム」 $(CaO)$ 十二ミリグラム $(12mg)$ 即チ硬度十二度ニ相當ス。

#### 十四、蒸發残渣

豫メ秤量セル磁製蒸發皿ニ檢水二百五十立方センチメートル $(250c.cm.)$ ヲトリ、重湯煎上ニ蒸發乾燥シ、之レヲ蒸氣乾燥器ニ移シ百度ノ温ニテ一時間乾燥シタルモノヲ除濕器ニ入レ冷却シテ秤量シ、更ニ蒸氣乾燥器ニテ一時間乾燥シテ秤量シ、コレヲ反覆シテ前後ノ重量ノ差異ナキニ至リ茲ニ得タル重量ヨリ蒸發皿ノ重量ヲ減シタル差ニ、四ヲ乗スル時ハ檢水一リートル $(1L)$ 中ノ蒸

發殘渣量ヲ得ルモノトス。

#### 十五、鉛

檢水三乃至四リートル $(3-4L)$ (鉛ノ含量小ナルトキハ更ニ多量)ヲ蒸發シテ、三十立方センチメートル $(30c.cm.)$ トナシ、之ニ「クロールアンモニウム」溶液十乃至十五立方センチメートル $(10-15c.cm.)$ 及ヒ「アンモニア」水數滴ヲ加へ、硫化水素ヲ通シタル後數時間(出來得ヘクハ十二時間)放置シ、尙少量ノ「アンモニア」水ヲ加ヘ硫化水素ヲ通シタル後數分時間煮沸シテ濾過シ、沈澱ハ熱湯ヲ以テ數回洗滌シタル後濾紙ト共ニ蒸發皿ニ入レ稀硝酸ヲ加ヘテ煮沸シテ沈澱ヲ溶解シ再ヒ濾過洗滌シタル後、濾液及ヒ洗滌液ヲ蒸發皿ニ入レ蒸發シテ十乃至十五立方センチメートル $(10-15c.cm.)$ ニ濃縮シ、放冷シタルモノニ硫酸五立方センチメートル $(5c.cm.)$ ヲ加ヘテ硫酸蒸氣ノ發生スルニ至ル迄加熱ス。此ノ殘渣ヲ水ヲ以テ僅ニ潤シ、五十容量「プロセント」ノ「アルコホル」百五十立方センチメートル $(150c.cm.)$ ヲ加へ、數時間(出來得ヘクハ十二時間)放置シテ硫酸鉛ヲ濾別シ、沈澱ハ五十容量「プロセント」ノ「アルコホル」ヲ以テ洗滌ス。而シテ沈澱ヲ濾紙ト共ニ蒸發皿ニ入レ、醋酸アンモニウム溶液ヲ加ヘ煮沸シテ溶解シ濾過シテ、少量ノ醋酸「アンモニウム」ヲ含ム熱湯ヲ以テ沈澱ヲ洗滌シ、濾液及ヒ洗滌液ヲ合シテ「ネスレル」管ニ入レ之レヲ二分シ其ノ一分ハ硫化水素水ヲ以テ處理シテ鉛ノ量ヲ概知シ、他ノ一分(若シ鉛ノ量大ナル



時ハ其ノ二分ノ一、四分ノ一等)ニハ醋酸數滴竝ニ硫化水素水ノ過剩ヲ加ヘテ生シタル色相ヲ含量既知ノ鉛標準液ヲ右ト同様ニ處理シテ得タル液ノ色相ト比較ス。

試 藥

- (一) 鉛ノ標準溶液、純硝酸鉛( $Pb(NO_3)_2$ )一・六グラム(1.6g.)ヲ蒸餾水ニ溶シ全容積ヲ一リートル(1L)トス、此ノ溶液一立方センチメートル(1c.cm.)ハ鉛(Pb)一ミリグラム(1mg.)ヲ含ム。
- (二) 鹽化アンモニウム溶液、二十五プロセント溶液。
- (三) 醋酸アンモニウム溶液、五十プロセント溶液。
- (四) アンモニア水、 比重〇・九六。
- (五) 醋酸、 五十プロセントノモノ。
- (六) 硫化水素、
- (七) 稀硝酸、
- (八) 硫酸、

十六、鐵

檢水百立方センチメートル(100c.cm.)ヲ採リ、蒸發乾燥シ、鐵ノ不溶性酸化物ヲ生セサル様注意シテ赤熱シ、放冷シタル後、鹽酸五立方センチメートル(5c.cm.)ヲ加ヘ、蒸發皿ノ内面ヲ、ヨク

濕シ、二乃至三分時間温メテ残渣ヲヨク溶解シタルモノヲ「ネスレル」管ニ移シ五十立方センチメートル(50c.cm.)ニ稀釋シ、必要アラハ豫メ蒸餾水ヲ以テ濕シタル濾紙ニテ濾過シ、五分ノ一定規過マンガネ酸カリウム溶液三滴ヲ加ヘ、硫チアンカウリム溶液五立方センチメートル(5c.cm.)ヲ加ヘヨク混和シタルモノヲ、標準液「標準鐵鹽溶液」〇・〇五乃至四立方センチメートル(0.05-4c.cm.)ニ鹽酸五立方センチメートル(5c.cm.)ヲ加ヘ、五十立方センチメートル(50c.cm.)ニ稀釋シ、五分ノ一定規過マンガネ酸カリウム溶液三滴及ヒ硫チアンカウリム溶液五立方センチメートル(5c.cm.)ヲ加ヘテ混和シタルモノト比色檢定ス。

若シ檢水ノ有機物含量小ナル時ハ檢水五十立方センチメートル(50c.cm.)ニ硝酸六立方センチメートル(6c.cm.)ヲ加ヘ五分時間煮沸シタル後放冷シ、五分ノ一定規過マンガネ酸カリウム溶液一乃至二滴、及ヒ硫チアンカウリム溶液五立方センチメートル(5c.cm.)ヲ加ヘ、標準液ト其ノ色相ヲ比較スヘシ。但シ此際標準液ニハ鹽酸五立方センチメートル(5c.cm.)ニ代フルニ硝酸六立方センチメートル(6c.cm.)ヲ以テスヘシ。

過マンガネ酸カリウム及ヒ酸ハ「クロー」含量大ナル水ニ於テハ鹽素ヲ遊離シテ黄色ヲ呈セシムルカ故ニ檢水ハ先ツ適當ニ稀釋スル必要アリ。

尙過マンガネ酸カリウムヲ過剩ニ加フル時ハ鹽素ト作用シテ同様ノ惡結果ヲ齎スモノトス。



鹽酸及ヒ硫チアンカリウム溶液ノ容積ハ可及的精密ナルヲ要スコレ鹽酸ノ過剩ハ色相ヲ淡クシ硫チアンカリウム溶液ノ過剩ハ色相ヲ濃厚ナラシムルカ故ナリ。

試 藥

(一) 標準鐵鹽溶液

純粹ナル硫酸酸化鐵アンモニウム  $[NH_4Fe(SO_4)_2 + 12H_2O]$  〇・八六三グラム (0.863g) [或ハ硫酸酸化鐵カリウム  $[KFe(SO_4)_2 + 12H_2O]$  ナラハ (濾紙間ニ壓シテ充分濕氣ヲ除キタルモノ) 〇・九〇一グラム (0.901g)] ヲトリ稀鹽酸二十立方センチメートル (20c.cm.) ヲ加ヘテ蒸餾水ニ溶解シ全容積ヲ一リートル (1L) トナス。

本液一立方センチメートル (1c.cm.) ニ 〇・一ミリグラム (0.1mg.) ノ鐵ヲ含有ス

(二) 硫チアンカリウム溶液

硫チアンカリウムノ結晶二十グラム (20g.) ヲ蒸餾水ニ溶解シ、全容積ヲ一リートル (1L) トナス。

(三) 稀鹽酸

比重一・一ノモノニシテ約二十プロセントノ「クロール」水素ヲ含ムモノ。

(四) 五分ノ一定規過マンガン酸カリウム溶液

過マンガン酸カリウム六・六グラム (6.6g.) ヲ蒸餾水ニ溶解シ、全容積ヲ一リートル (1L) トナス。

五 鹽 酸

六 硝 酸

十七、本法、五ノ(イ)、(ロ)、八、九ノ(ロ)、十ノ(ロ) 十一、十三、十五及ヒ十六ハ必要ニ應シテ施行スルモノトス。

但シ毎年源水及ヒ濾過水ニ就キテハ全試験ヲ施スヘシ。

第三 細菌學的試驗

試 驗 法

一、試験用器具

イ、採 水 壺

細菌試験用採水壺ハ密接スル磨合セサル硝子栓ヲ有スルモノニシテ、充分ニ洗滌シ紙ヲ以テ包ミタル後滅菌ス。尙運搬ニハ適當ノ函ニ入ルヘシ。

ロ、ピベット

ハ、稀釋用壺



ニ、ベトリ氏シヤレー、直徑九センチメートル (9cm.) ニシテ底部ハ可及的平坦ナルヘシ。

ホ、酸 酵 管

内容ハ少ナクトモ試験ス可キ水ノ三倍容量ノ培養基ヲ入レ得ルモノヲ用フ。

二、培養基ノ材料

イ、肉越幾斯

リービヒ氏肉越幾斯ヲ用フ。

ロ、ペプトン

照内「ペプトン」其他同一ノ結果ヲ與フルモノナラハ他ノ「ペプトン」ヲ用フルモ可ナリ。

ハ、糖 類

最モ純良ナルモノヲ用フ。

ニ、寒 天

使用スル寒天ハ良質ノモノヲ用フ。

ホ、膠 質

使用スル膠質ハ淡色ニシテ防腐劑ヲ含マス膠質培養基ノ融點ハ二十五度或ハ其以上ノモノトス。

ヘ、一般藥品

其他培養基ニ用フル他ノ藥品ハ總テ化學的ニ純粹ナルモノヲ得ル様特別ノ努力ヲ要ス。

三、培養基ノ調製

イ、寒天培養基

「リービヒ」氏肉越幾斯十分、食鹽五分、ペプトン十分、竝ニ寒天十五分ヲ水千分ト共ニ、「コルベ

ン」ニ入レ「アウトクラフ」ニテ百三十度ニ加熱溶解セシメ、反應ヲ中性若クハ微弱アルカリ性

(標示藥ハ「ロゾール」酸ヲ用フ)ニ調整シテ、六十度以下ニ冷却シタル時、卵白二個ヲ加ヘテ充分

攪拌シテ再ヒ「アウトクラフ」ニテ百三十度ニ加熱シ後濾過シテ得タル澄明液ヲ滅菌試験管ニ分

チ綿栓ヲ施シ、更ニ「アウトクラフ」ニテ消毒ヲ行フ。

「リービヒ」氏肉越幾斯ノ代リニ、牛肉煎汁ヲ用フルモ可ナリ、其ノ製法左ノ如シ。

牛肉五百グラム (500g.) ヲ取り腱及脂肪ヲ去リ之ヲ細割シテ「コルベン」ニ入レ、一リートル

(1L)ノ水ヲ注キ直チニ重煎湯又ハ「コッホ」氏蒸氣消毒釜ニテ一乃至三時間煮沸シテ後濾過シ

液量減少セル時ハ更ニ水ヲ加ヘテ一リートル (1L)トナス。

ロ、膠質培養基

肉越幾斯十分、食鹽五分、及ヒ「ペプトン」十分ヲ水千分ト共ニ鍋ニ容レ、次ニ秤量前一時間百

五度ニテ乾燥シタル膠質百乃至二百五十グラム (100-250g.) ヲ加ヘテ六十五度ニテ膠質カ全部溶

解スルマテ除々ニ熱シ消失シタル蒸發水量ヲ補足シ反應ヲ中性或ハ微弱アルカリ性(標示藥ハ

「ロゾール」酸ヲ用フ)トナシ、之レヲ澄明ニナルマテ濾過シ、次テ滅菌試験管ニ分チ更ニ之レヲ三

日間三十分宛「コッホ」氏蒸氣消毒釜ニテ滅菌ス、或ハ「アウトクラフ」ニテ十五ポンド(百二十度)

ノ壓ニテ十五分間滅菌ス。





## 四、檢水ノ採酌及保存

檢水ハ必ラス滅菌採水場ニ採リ、採酌後可及的早ク試験スヘシ。

採酌位置ニ於テ培養ヲ實行シ能ハサル場合ニハ、可檢水ヲ氷ヲ詰メタル冷器内ニ保存スヘシ。

但シ此ノ場合ト雖モ三時間ヲ超過スヘカラス。

## 五、平板培養法

聚落數檢査ニ用フル平板培養ニハ寒天培養基又ハ膠質培養基ヲ用フ、但シ使用シタル培養基ノ種類ハ備考欄ニ記スヘシ。

濾過水ハ各一種ニツキ一立方センチメートル (1 c.c.m.) 宛二個ノ「ペトリ」氏皿ニ注キ、之レニ

豫メ溶解シタル四十五度内外ノ寒天又ハ膠質培養基ヲ加ヘ、靜カニ動搖シテ能ク混和セシム。

源水又ハ沈澱池ノ水ニシテ、細菌含量多數ナルモノハ殺菌水ヲ以テ適宜稀釋シ、然ル後培養ヲ行フモノトス。

培養溫度ハ寒天培養基ナルトキハ攝氏三十七度、膠質培養基ナルトキハ二十度トス。

## 六、聚落數計算法

イ、聚落數ノ計算ハ寒天平板ノ場合ハ、培養後二十四時間、膠質平板ノ場合ハ四十八時間ニ於テス但シ本文以上ノ時間ヲ經過シタル時ハ其ノ旨ヲ備考欄ニ記スヘシ。

ロ、聚落多數ニシテ、各個ノ計算困難ナルトキハ平均法ヲ用フルコトアルヘシ。

ハ、絲狀菌ノ聚落ハ加算セス。

## 第四 飲料適否ノ判定

左ノ數項ノ一ニ該當スルモノハ飲料ニ適セサルヲ以テ直ニ改善ノ方法ヲ實行シ、其ノ間ハ必ス煮沸ノ後飲料ニ供セシムヘシ。

一、外觀ノ異常アルモノ

二、異臭味アルモノ

三、直ニ亞硝酸及「アムモニア」ノ反應ヲ呈スルモノ。

四、過マンガン酸カリウム消費量十ミリグラム以上ノモノ。

五、細菌聚落數百一個以上ノモノ、但シ土地ノ狀況ニ依リ百五十一又ハ二百一個以上トナスコトアルヘシ。

六、反應、クロール、硫酸、硝酸、固形物總量、硬度ノ異狀アルモノ又ハ鉛ヲ檢出スルモノハ適宜其ノ良否ヲ判定シ、其ノ他異常成分、病原的細菌混在ノ疑アルトキハ特ニ試験ヲ施シ判定ノ上改善ノ方法ヲ施行スルコト。



## 附一、大腸菌試驗法

大腸菌ハ乳糖ヲ分解シテ瓦斯ヲ發生シ、且ツ固形培養基上ニテ好氣的ニ生育スル所ノ無芽胞性桿菌ヲ包含スルモノトス、本試驗ニ要スル培養基及ヒ其ノ製法左ノ如シ。

## イ、遠藤氏培養基

三プロセント(3%)ノ中性寒天培養基千立方センチメートル(1000c.cm.)ニ十プロセント(10%)炭酸ナトリウム液十立方センチメートル(10c.cm.)ヲ加ヘテ「アルカリ」性トナシ、次テ純良ナル乳糖十グラム(10g.)「フクシン」ノ酒精飽和液五立方センチメートル(5c.cm.)ヲ加ヘ然ル後新製シタル十プロセント(10%)無水亞硫酸「ナトリウム」液二十五立方センチメートル(25c.cm.)ヲ加ヘテ微カニ淡紅色トナシ、「コッホ」氏蒸氣消毒釜ニテ消毒シ、或ハ滅菌試験管二十立方センチメートル(10c.cm.)宛注キ、或ハ滅菌「ペトリー」氏皿ニ注キテ平板トナシ、固定後逆轉シテ冷暗處ニ貯フヘシ。

## ロ、乳糖加「ペプトン」水

「ペプトン」十分、食鹽五分、ヲ水千分ニ溶解シ、之レヲ「アフトラフ」ニテ滅菌シテ反應ヲ中性トナシ、冷後〇・五プロセント(0.5%)ノ乳糖ヲ加ヘ各十立方センチメートル(10c.cm.)宛試験管二分與シ「アフトラフ」ニテ十五「ボンド」ニ十五分、又ハ「コッホ」氏蒸氣消毒釜ニテ三十分宛

## 三日間消毒ス。

## 一、遠藤氏寒天平板培養法

檢水一立方センチメートル(1c.cm.)ヲ「ペトリー」氏皿ニ注キ豫メ溶解シタル遠藤氏寒天培養基ヲ加ヘ、靜カニ動搖シテ能ク混和セシム。  
培養溫度及ヒ聚落數計算ハ前記ニ從フ、但シ聚落ハ遠藤氏寒天培養基ヲ赤變スルモノノ中大腸菌トシテノ其他ノ性質ヲ具備スルモノノミヲ計算スヘシ。

## 二、推定試驗

- イ、醱酵管ニ檢水ノ適當量ヲ容レ次ニ檢水ノ少クトモ三倍量ノ乳糖加「ペプトン」水ヲ加フ。
- ロ、是等ノ醱酵管ヲ三十七度ニ於テ四十八時間培養シ、二十四時間、四十八時間毎ニ檢シ、瓦斯發生量ヲ記スヘシ、其ノ記入ノ要項ハ次ノ如シ。
  - 1、瓦斯發生ノ有無
  - 2、閉管部ノ十プロセント(10%)以下ノ瓦斯發生量、
  - 3、閉管部ノ十プロセント(10%)以上ノ瓦斯發生量、
- ハ、二十四時間以内ノ瓦斯發生量カ醱酵管ノ閉管部ノ十プロセント(10%)以上ナル時ハ推定試驗陽性ナリトス。



ニ、二十四時間ニテ瓦斯發生量皆無ナルカ、或ハ十プロセント(10%)以下ナレハ更ニ二十四時間培養ヲ持續ス。

ホ、四十八時間培養後瓦斯發生ナキ場合ハ試験ハ陰性ナリトス。

### 三、部分的確定試験

イ、四十八時間培養後檢水ノ最少量ヨリ瓦斯發生ヲ示ス所ノモノニツキ、遠藤氏培養基ニテ平板培養ヲ作ル。例ヘハ試験ニ用ヒタル水ノ量カ十立方センチメートル(10c.cm.)一立方センチメートル(1c.cm.)・〇・一立方センチメートル(0.1c.cm.)ナル時瓦斯ノ發生カ十立方センチメートル(10c.cm.)・一立方センチメートル(1c.cm.)ノモノニ於テ發生シ、〇・一立方センチメートル(0.1c.cm.)ニ發生セサル時ハ此ノ試験ハ只一立方センチメートル(1c.cm.)ノモノニツキ行フ。

ロ、平板ハ三十七度、十八乃至二十四時間培養ス。

ハ、此ノ時間内ニ平板上定型的赤變聚落ヲ見ル時ハ部分的確定試験ハ陽性ナリトス。

ニ、併シ二十四時間以内ニ定型的聚落カ現ハレサル場合ト雖モ、必ラスシモ陰性ナリト決定スルヲ得ス、何トナレハ大腸菌ハ遠藤氏培養基ニ於テ其ノ出現カ徐々ナル事アルヲ以テナリ。斯卡ル場合ハ次ノ試験ヲ行フヘシ。

### 四、完全試験

イ、前二項ノ遠藤平板培養ヨリ定型的聚落ヲ少クトモ、二個鈎菌シ、各々寒天斜面及ヒ乳糖肉汁醱酵管培養ヲ行フ。

ロ、前二項ニ於ケル二十四時間以内ニ遠藤氏平板上ニ定型的聚落ヲ生セサル場合ハ更ニ二十四時間培養シ、然ル後例ヒ定型的ノモノナラストモ、最モ大腸菌ニ近キ聚落ヲ少ナクトモ、二個鈎菌シテ寒天斜面ト乳糖肉汁醱酵管試験ヲ行フ。

ハ、斯クシテ接種シタル乳糖肉汁醱酵管ハ瓦斯發生カ生スル迄培養シ(但シ四十八時間ヲ超過スル要ナシ)寒天斜面ハ三十七度、四十八時間培養ス。乳糖肉汁ニ於テ瓦斯ヲ發生シ、且ツ顯微鏡的試験ノ結果無芽胞性桿菌ヲ證明スル時ハ陽性、然ラサル場合ハ試験ノ結果ハ陰性ナリトス。

### 附二、生物學的試驗法

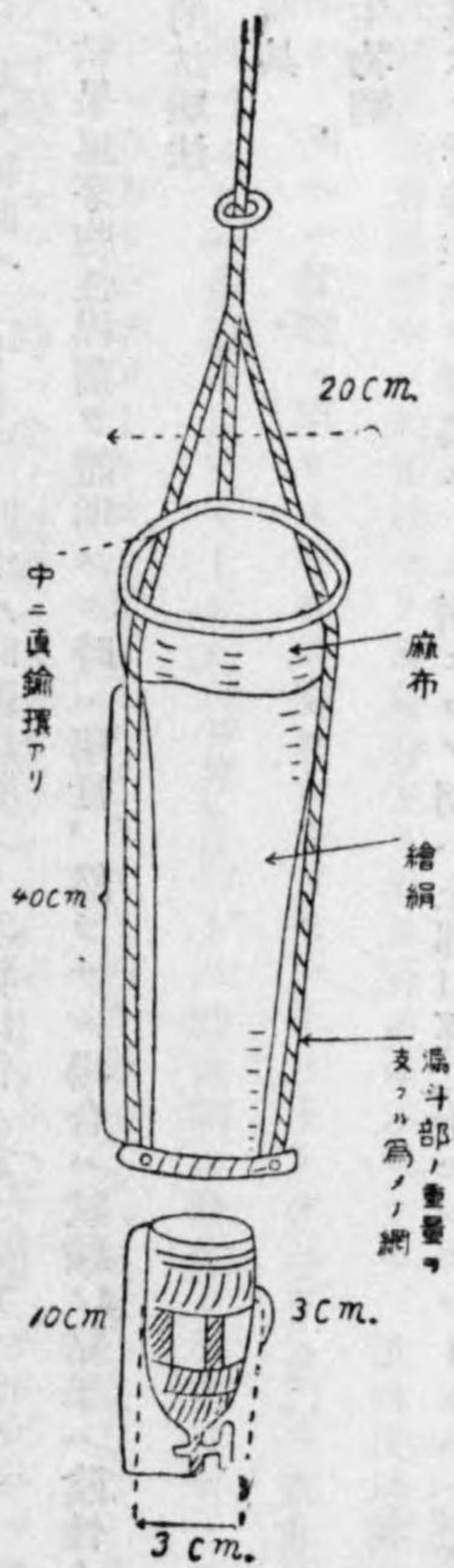
#### 一、試験用器具

##### イ、浮游生物網

源水及濾水ノ浮游生物ヲ採集スルニ用ヒコノ網ハ上部口徑二十センチメートル(20cm.)下端口徑三センチメートル(3cm.)深サ四十センチメートル(40cm.)ノ繪絹製倒圓錐形ノモノニシテ、ソノ上端ニ曳網ヲ附シ、下端ニ高サ十センチメートル(10cm.)ノ眞鍮製圓柱形漏斗部ヲ附シタルモノナリ。漏斗部ニハ側面ニ窓アリテ繪絹ヲ張り、水ヲ濾過シ終リタル時ソノ下端ニ於ケル



残留量約十立方センチメートル(10c.cm.)ナラシム、網ノ全重量ハ曳網ヲ除キテ五百グラム(500g.)上部真鍮環ノ重量二百三十グラム(230g.)下部金屬部ノ重量約二百四十グラム(240g.)トス。



ロ、硝子製管蟻

採集セル浮游生物ヲ保存スルニ用ヒ、口徑二センチメートル(2cm.)高サ八センチメートル(8cm.)ノ圓筒形硝子蟻ニシテコルク栓ヲ附ス。

ハ、計數用具

採集濃縮セル生物ノ計數ニ用フルモノニシテ、載物硝子、真鍮製枠[深サ一ミリメートル(1mm.)内容一立方センチメートル(1c.cm.)]及覆蓋硝子ヨリナル。

二、採集法

イ、沈澱池及濾過池源水ノ浮游生物ヲ採集スルニハ前記ノ浮游生物網ヲ以テ池畔ニ立チ、先ツ曳網ノ上端ヲ手頸ニ縛シ置キ、岸ニ直角ヲナセル方向ニ曳網ノ全長ヲ引張ル様ニ投ケ出シ、網カ水面ニ落チテ沈マントスル時ヲ見計ヒ曳網ヲ引キテ網カ水面下約十乃至二十センチメートル(10-20cm.)ノ邊ヲ横ニ動ク様ニ手操リ寄セ岸ヲ離ルル一メートル(1m.)許リノ所ニ來レル時急キ引揚ケテ流出スル水ヲナルヘク地上ニ落サヤウニス、右ノ採集ニ當リ網カ水中ヲ動ク距離ハ一回ニ五米(5m.)ナル様ニシ、同法ヲ反復スルコト六回ニシテ止メ水ノ充分濾出シ去ルヲ待チテ下端ノ活栓ヲ開キテ残留セル水及採集生物ヲ豫メ十パーセント(10%)「フオルマリン」水五立方センチメートル(5c.cm.)ヲ入レタル保存容器ニ移ス。

ロ、濾過層内ノ生物ヲ採集スルニハ底土押取器ヲ竿ノ先ニ固定シ濾過池中ノ代表的地點ヲ選ヒテ二十五立方センチメートル(25c.cm.)ヲ採取スルカ又ハ濾過池削取前、水ヲ落シタル直後砂層ノ垂直断面ヲ作り表面ヨリ一定ノ距離ヲ置キテ二十五立方センチメートル(25c.cm.)ノ砂ヲ採リ之ヲ硝子圓筒ニ移シ清水ヲ加ヘテヨク振盪シ上部ノ細微生物ヲ細砂又ハ泥土ヨリ傾瀉法ニヨリテ分離シイ項ニ示セル方法ヲ以テ保存スヘシ、池底ノ場合モ亦之ニ準ス。

ハ、濾水ノ生物ヲ採取スルニハ給水栓ヲ全開シ流出スル水一立方メートル(1c.m.)以上ヲ前記浮



游生物網ニテ採取ス、其ノ保存方法ハイ項ニ同シ。

ニ、附著生物ノ検査ハ之ヲ一定セス、各地ニ於テ適當ニ之ヲ施行スヘシ。

三、試験法

採集生物ノ試験ハ左記甲乙ノ二法ノ何レカニ據ルヘシ。

甲、右法ニヨリ保存硝子管中ニ採集セル生物ハ各々之ヲヨク混和シ、其一立方センチメートル (1c.cm.) ヲ所定ノ計數室ニ收メテ個數計算法ヲ行フ。則チ生物ノ種屬ヲ辨別シ各生物ノ個數ヲ計測シ之ヲ十倍シテ記録スヘシ。

乙、浮游生物ノ總量ヲ定ムルニハ「フォルマリン」投入後管繼ヲ直立シテ三十分ヲ經テ沈澱量ノ多少ニヨリ左ノ等級ヲ附ス。(コレヲ總量示數ト稱ス)

- 1. 少量
- 2. 少々多量
- 3. 多量
- 4. 甚々多量
- 5. 極メテ多量

細微ナル採集物ヲ檢鏡スルニハ採集物ノ容レル管繼ヲトリ「ピペット」ニテ適當ニ攪拌シタル後ソノ中心部ニテ水約〇・五立方センチメートル (0.5c.cm.) ヲ「ピペット」内ニ吸ヒ上ケコレヲ小時計皿又ハ種痘皿内ニ吹キ出シ、顯微鏡下ニ齎シ、動植物ノ屬種ヲ檢定シ、其ノ結果數量ノ多少

ニヨリテ各種毎ニ左ノ五等級ノ一ニ該當セシム(コレヲ種屬量示數ト稱ス)。

- 1. 稀ニアルモノ
- 2. 少シクアルモノ
- 3. 少々多クアルモノ
- 4. 多キモノ
- 5. 甚々多キモノ

一方ニ種屬名ヲ記シ他方ニ時日ヲ記シテ作りタル表中ニ前記兩示數ノ積ノ數字ヲ記入ス。

例ヘハ某日ノ採集物中ニナル動物「少々多ク」アリ(即チ種屬量示數3)テ同日ノ總量「少々多量」

(即チ總量示數2)ナリトセハ3×2=6即チ6ヲ記入スルモノトス。生物名ノ記入ハ屬名ヲ單位

トシ其ノ不明ナルモノハ科、亞目、又ハ目名ヲ記入スヘシ。

●統計諸表様式

(大正十一年第十九回會議ニ於テ議決  
大正十五年第二十三回會議ニ於テ第十二表改正議決  
昭和三年第二十五回會議ニ於テ水質試驗表ニ水溫欄挿入議決)

第一、工事、工費並規模

前年度末現在

【備考】

- (一) 増設ノ分ニ對シテハ第一、第二、第三ノ順ヲ逐ヒ其ノ起工、竣工年月日ヲ列記スルコト
- (二) 計畫中又ハ工事中ノモノハ「工費」欄ニ豫算ヲ掲ケタルコト
- (三) 豫定給水人口、豫定一人一日平均給水量。極度一日總給水量ハ創設及擴張ヲ合シタル現在設備ニ依ルモノヲ記入スルコト







水道名	池數	面積	濾				總深	濾床厚	一晝夜濾過速度
			上部長	下部長	上部幅	下部幅			
		立方米	米	米	米	米	米	米	

(其三) 淨水池

水道名	池數	總容積	淨水池				有效水深
			上部長	下部長	上部幅	下部幅	
		立方米	米	米	米	米	米

第四、唧筒 前年度末現在

水道名	臺數	名稱	型式	原動力	製造所名	一臺ノ工率	最大揚水落差	一臺一晝夜ノ最大揚水量
						キロワット	米	立方米

(其二) 送水唧筒

水道名	臺數	名稱	型式	原動力	製造所名	一臺ノ工率	最大揚水落差	一臺一晝夜ノ最大送水量
						キロワット	米	立方米

第五、水管並水壓 前年度末現在

水道名	鐵管、木管、鐵筋混凝土管等ノ區別	千二百以上	千二百以下	千九百以下	千八百以下	千七百以下	千六百以下	千五百以下	千四百以下	千三百以下	千二百以下	千二百以下	千二百以下	千二百以下	千二百以下	計	設計	一平方糎水壓	
																		最高	最低
		米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米

第六、經常收支

【備考】 支出ニハ水道事務費、水源水路費、諸池費、唧筒運轉費、鐵管維持費等水道經營ニ要スル經常費ノミヲ掲ケ各戸給水ニ要スル給水工事費及之ニ關スル事務費等ヲ除外シ雜支出中ニハ休退職並死亡給與金、水質試驗費等ノ雜費ヲ計上スルコト

(其一) 收入







第十、源水濾過水比較試驗成績

【備考】 數位小數ハ三位迄ヲ掲クルコト

水道名	種類			
	源水	沈澄池	濾過池	市内栓
試水色濁度臭味反應格魯兒硫硝亞安硬固形物總過滿留加色細菌聚落 驗溫(攝氏) { 最高 最低 平均 } 濁度 { 最高 最低 平均 } 臭味 { 最高 最低 平均 } 反應 { 酸性 弱中弱カ「アル」性 } 格魯兒 { 最高 最低 平均 } 硫硝亞安硬 { 最高 最低 平均 } 固形物總過滿留加色 { 最高 最低 平均 } 細菌聚落 { 最高 最低 平均 }				
	備考			

(其二)

各種水質試驗成績

昭和

年自一十二月

水道名	昭和 年								
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月
試水色濁度臭味反應格魯兒硫硝亞安硬固形物總過滿留加色細菌聚落 驗溫(攝氏) { 最高 最低 平均 } 濁度 { 最高 最低 平均 } 臭味 { 最高 最低 平均 } 反應 { 酸性 弱中弱カ「アル」性 } 格魯兒 { 最高 最低 平均 } 硫硝亞安硬 { 最高 最低 平均 } 固形物總過滿留加色 { 最高 最低 平均 } 細菌聚落 { 最高 最低 平均 }									
	備考								



水道名										水道名									
平均	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	昭和								
											年								
											降	雨	量						
											源	水	濾	水	細	菌	數		
											源	水	濾	水	格	魯	兒	量	
											源	水	濾	水	カ	メ	レ	オ	
											源	水	濾	水	固	形	物	總	量
															備				
															考				

第十一、水ニ因スル三病比較表

水道名												水道名									
平均	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	昭和								
均	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	年								
													降	雨	量						
													源	水	濾	水	細	菌	數		
													源	水	濾	水	格	魯	兒	量	
													源	水	濾	水	カ	メ	レ	オ	
													源	水	濾	水	固	形	物	總	量
																	備				
																	考				



(水道名)  
(十二) 水質完全分析成績 年 月 日

檢水種類	源 水					濾 過 水				
	春	夏	秋	冬	平均	春	夏	秋	冬	平均
試 驗 季 節										
試 驗 月 日										
溫 度 { 水 氣										
濁 色										
臭 味										
反 應 { アルカリ度 酸度										
ク ロ ー ル										
硫 酸 (SO <sub>3</sub> )										
硝 酸 (N <sub>2</sub> O <sub>5</sub> )										
亞 硝 酸 (N <sub>2</sub> O <sub>3</sub> )										
アムモニア性窒素										
蛋白アムモニア性窒素										
過マンガン酸カリウム消費量										
硬 度 { 一時硬度 永久硬度										
蒸 發 殘 渣 (Pb)										
鉛 鐵 (Fe)										

● 上水道職工工夫取締同盟規約 (明治四十二年第六回上水協議會ニ於テ決議)

- 第一條 上水協議會ニ加盟セル各應相互ノ便益ヲ謀ル爲上水工事ニ使役スル職工工夫ニ關シ本同盟規約ヲ締結ス
- 第二條 本規約ニ於テ職工工夫ト稱スルハ鐵工、鉛工其他ノ職工、工夫ヲ云フ
- 第三條 同盟各應ハ職工工夫ノ需用又ハ不用ニ關シ相互通知ヲ以テ融通上ノ利便ヲ謀ルノ義務ヲ有ス
- 第四條 従前他ノ同盟應ニ於テ使役シタル職工工夫ヲ備使セントスルトキハ最近使役應ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス但シ一箇年間ヲ經過シタルモノハ此ノ限ニアラス
- 第五條 不都合ノ行爲アリタルカ爲職工工夫ヲ解備シタルトキハ同盟各應ハ互ニ即時通知スルノ義務ヲ有ス但シ本條ノ職工工夫ハ滿一箇年間各應ニ於テ使役スルコトヲ得ス
- 第六條 同盟應ヨリ職工工夫需用ノ通知ヲ受ケタルトキハ其需用ヲ充タシタル後ニアラサレハ同盟應以外ノ需用ニ應スルコトヲ得ス
- 第七條 他ノ同盟應ニ就職中ノ職工工夫ヲ採用セシコトヲ發見シタルトキハ直チニ解備スヘシ
- 第八條 同盟各應ニ於テ職工工夫ノ待遇上ニ關シ設定セル規定(内規ヲ含ム)ハ互ニ通知スヘシ
- 第九條 同盟應ニシテ本規約ニ違背ノ行爲アリタルトキハ其關係應又ハ之ヲ知リタル應ヨリ上水協議會ニ報告シ其ノ處分方ノ決議ヲ請求スルモノトス



第十條 同盟以外ノ應ニ本同盟規約ニ牴觸ノ行爲アリタルトキハ前條ノ手續ニ依テ上水協議會ヨリ當該應ニ警告ヲ與フルモノトス

●加盟各所ハ加盟ノ際濾過用細砂及水菌培養ヲ交換スルコト(明治四十二年第六回上水協議會ニ於テ決議)

但シ砂種ヲ變換シ又ハ新ニ水菌種ヲ得タルトキハ追加分配スルコト

●加盟各所ハ毎年上水協議會ニ於テ水道使用條例ヲ交換スルコト(大正元年第九回上水協議會ニ於テ決議)

●當番所ハ陸海軍省醫務局、内務省並東京、京都、東北及九州ノ各大學へ案内スルコト(大正元年第九回上水協議會ニ於テ修正決議(陸海軍省醫務局ヲ加フ)大正二年第十回上水協議會ニ於テ修正決議(各大學ヲ加フ))

●統計類及議事録配付部數 (第十九回上水協議會ニ於テ決議)

一、議事録

一箇所二部、外ニ各出席員ニ一部宛トス

二、統計類

一箇所最少三部トシ各會員ノ會費負擔額ニ按分シテ其ノ部數ヲ定ム但シ計算上一部當ニ満たサル會費額ノ端數ヲ生シタルトキハ其ノ半額以上ノモノハ之ヲ一部トシ半額ニ満たサルモノハ別

捨ツ

以上部數ノ外配本ヲ希望スルモノニハ實費ヲ以テ願ツコトヲ得



上水協議會ノ職員

理事 昭和四年九月第二十六回  
上水協議會ニ於テ改選重任

主事	昭和四年二月六日囑託	東京市長	堀切善次郎
書記	大正十三年一月二十九日囑託	東京市助役	廣瀬久忠
同	同 十一年十一月十日囑託	東京市副收入役	小川千丈
同	同 十三年一月二十九日囑託	東京市水道局長	小川織三
同	昭和四年六月十一日任命	東京市主事	武藤騏驎
同	大正十五年六月十六日任命	同	荒牧練太郎
同	昭和四年八月十九日任命	東京市事務員	原田與作
筆生	昭和四年六月一日任命	同	西岡義男
			秋山忠治
			石瀬與作
			磯村邦夫
			中井春雄

昭和五年度上水協議會歲入出豫算

歲入	歲入豫算總額
一金壹萬八千七拾八圓	歲入 豫算總額
歲出	歲出豫算總額
一金壹萬八千七拾八圓	歲出 豫算總額
差引殘金ナシ	



昭和五年度上水協議會歲入出豫算

歲入

豫算	科目	項目	豫算額			附	種別及箇數	單位	金額
			一 上水協議會費收入	二 會費收入	三 預金利息收入				
一八〇六		一 會費收入	一六八五						
		二 預金利息收入	五四						
		三 印刷物實費配付收入	六三						
一八〇六		合計	一八〇六						

歲出

豫算	科目	項目	豫算額			附	種別及箇數	單位	金額
			一 上水協議會費	二 事務費	三 會議費				
一八〇六		一 給料	三八四			書記雇員 四人	月俸平均	八〇	
		二 雜給	二五三			筆生一人	日給	一圓五〇	
		三 需用費	七〇五			旅費並舟車馬賃		六	
		四 雜費	三〇〇			備品消耗		二〇〇	
		一 諸費	一八〇〇			通信及郵送費		三五〇	
		二 消耗品	一五〇			印刷		六四五五	
三、七〇〇		三 會議費	三、七〇〇						
一八〇六		合計	一八〇六						



豫算科目	項目	豫算額	種目			豫算額	附記
			四諸手當	五速記料	六雜費		
三豫備費		七〇〇					
歲出合計		一八,〇七九					

昭和四年度 昭和五年度 上水協議會豫算對照表

豫算科目	昭四年度	昭五年度	四年度ニ比シ増減(△)	說明
一、上水協議會費收入	一九七五	一八,〇七九	△ 一,六七五	本項ノ減少ハ會員ノ負擔額ヲ減少シタルニ由ル
一、會費收入	一八,六九二	一八,六九二	△ 一,七三七	

歲出(經常部)

豫算科目	昭四年度	昭五年度	四年度ニ比シ増減(△)	說明
二、利子收入	六〇〇	五四〇	△ 六〇	本項ノ減少ハ預金利率引下ト所得稅及資本利子稅ヲ課セラルルコトニナリタル結果ニ由ル
三、雜收入	四七〇	六〇二	△ 一三八	本項ノ増加ハ前年度ノ實績ニ鑑ミ印刷物實費配付收入ノ増加ヲ見込ミタルニ由ル
二、繰入金	一,四〇〇	〇	△ 一,四〇〇	
入、積立金繰入	一,四〇〇	〇	△ 一,四〇〇	
計	二,一七五	一八,〇七九	△ 三,〇七五	

豫算科目	昭四年度	昭五年度	四年度ニ比シ増減(△)	說明
一、上水協議會費	一六,〇三九	一八,〇七九	△ 二,〇四〇	
一、事務費	二,一七五	一三,六七八	△ 一,九五三	本項ノ増加ハ書記増員ニ要スル給料特別手當及通信及郵送費印刷費ノ増加ヲ見込ミタルニ由ル
二、會議費	三,六〇四	三,七〇〇	△ 九六	本項ノ増加ハ會員ノ増加ニ伴フ諸費印刷費ノ増加ヲ見込ミタルニ由ル
三、豫備費	七〇〇	七〇〇	〇	
經常部計	一六,〇三九	一八,〇七九	△ 二,〇四〇	



(臨時部)

豫算科目	昭和四年度		昭和五年度		四年 度ニ比 シ増減(△)	說	明
	額	比	額	比			
款 項	1,400	100	0	0	△	1,400	
一、事務費	1,400	100	0	0	△	1,400	
一、臨時調辨費	1,400	100	0	0	△	1,400	
二、制水弁及排氣弁調査費	3,724	266	0	0	△	3,724	
一、事務費	1,324	95	0	0	△	1,324	
一、調査費	2,500	179	0	0	△	2,500	
臨時部計	5,124	366	0	0	△	5,124	
歳出合計	2,125	154	1,807	133	△	3,075	

昭和四年度 昭和五年度 加盟各所負擔額對照表

級 別	昭和四年度	昭和五年度	四年 度ニ比 シ増減(△)	備 考
一級 (經營中) 計畫又ハ工事中)	37,550	30,670	△ 6,880	

級 別	昭和四年度	昭和五年度	四年 度ニ比 シ増減(△)	備 考
二級		25,930		
三級	28,130	35,640	△ 7,510	
四級	25,890	21,550	△ 4,340	
五級	39,840	18,260	△ 21,580	
六級	20,070	16,570	△ 3,500	
七級	24,220	27,180	△ 2,960	
八級	27,560	40,880	△ 13,320	内三箇所ハ一四〇圓八七〇トス
九級	24,220	27,180	△ 2,960	
十級	13,280	9,349	△ 3,931	



昭和五年度上水協議會會費負擔額調

(印ハ計畫又ハ工事中  
加盟所名欄◎印ハ前年度豫算編成後新加入所)

加盟所名	昭和三年末 現在戸數	級別	按分率	半額均分額	按分額	合計負擔額
東京市	四八七,一〇〇	一	一〇〇	六九八〇二	二三六,九一九	三〇六,七二〇
京都市	一四一,七二七	一	六〇	六九八〇二	一四二,二四九	二二一,九五〇
大阪市	五四一,四〇〇	一	一〇〇	六九八〇二	二三六,九一九	三〇六,七二〇
神戸市	二六七,四七七	五	六〇	六九八〇二	一四二,二四九	二二一,九五〇
横濱市	一四四,八五四	五	六〇	六九八〇二	一四二,二四九	二二一,九五〇
名古屋市	二〇三,三八八	三	八〇	六九八〇二	一八九,五二九	二五九,三三〇
小樽市	三五,二二〇	七	四〇	六九八〇二	九四,七六九	一六四,五七〇
室蘭市	二八,四五八	八	三〇	六九八〇二	七二,〇七九	一四〇,八八〇
釧路市	一〇,四〇〇	八	三〇	六九八〇二	七二,〇七九	一四〇,八八〇
八王子市	八,七三四	九	二〇	六九八〇二	四七,三七九	一七一,八〇〇
目黒市	九,七九四	九	二〇	六九八〇二	四七,三七九	一七一,八〇〇
澁谷町	一三,五五九	八	三〇	六九八〇二	七二,〇七九	一四〇,八八〇
淀橋町	二二,七〇二	八	三〇	六九八〇二	七二,〇七九	一四〇,八八〇
三ヶ丘町	三,七五八	八	三〇	六九八〇二	七二,〇七九	一四〇,八八〇

青梅町	一,九三三	十	一〇	六九八〇二	二二,六八九	九三,四九〇
峰山町	九三九	十	一〇	六九八〇二	二二,六八九	九三,四九〇
堀須賀市	二六,一三三	八	三〇	六九八〇二	七二,〇七九	一四〇,八八〇
川崎市	一九,三三二	八	三〇	六九八〇二	七二,〇七九	一四〇,八八〇
尼崎市	二〇,〇五〇	八	三〇	六九八〇二	七二,〇七九	一四〇,八八〇
姫路市	一〇,一二七	八	三〇	六九八〇二	七二,〇七九	一四〇,八八〇
西宮市	一四,〇六三	九	二〇	六九八〇二	四七,三七九	一七一,八〇〇
石宮市	八,五八四	九	二〇	六九八〇二	四七,三七九	一七一,八〇〇
明石市	八,四六五	九	二〇	六九八〇二	四七,三七九	一七一,八〇〇
高砂町	一,七四一	十	一〇	六九八〇二	二二,六八九	九三,四九〇
豊岡市	二,四八六	十	一〇	六九八〇二	二二,六八九	九三,四九〇
長崎市	三九,五〇三	七	四〇	六九八〇二	九四,七六九	一六四,五七〇
佐世保市	二二,一三八	八	三〇	六九八〇二	七二,〇七九	一四〇,八八〇
新発田市	二二,七五五	八	三〇	六九八〇二	七二,〇七九	一四〇,八八〇
新潟市	三三,八四五	八	三〇	六九八〇二	七二,〇七九	一四〇,八八〇
長岡市	一〇,二七三	八	三〇	六九八〇二	七二,〇七九	一四〇,八八〇
高田市	五,五七七	九	二〇	六九八〇二	四七,三七九	一七一,八〇〇
前橋市	一六,一五六	八	三〇	六九八〇二	七二,〇七九	一四〇,八八〇
高崎市	一八,二四四	八	三〇	六九八〇二	七二,〇七九	一四〇,八八〇
沼田町	二,二四八	十	一〇	六九八〇二	二二,六八九	九三,四九〇



加盟所名	昭和三 年 末 在 戶 數	級 別	按 分 率	半 額 均 分 額	按 分 額	合 計 負 擔 額
鹽釜市	二,九〇〇	十	一〇	六九八〇二	二二,六八九	九三,四九〇
石巻市	四,七二二	十	五	六九八〇二	一八,四九九	八一,六五〇
福島市	七,九一六	九	〇	六九八〇二	四七,三七九	二二,二八〇
若松市	七,九〇八	九	〇	六九八〇二	四七,三七九	二二,二八〇
郡山市	九,〇五四	九	〇	六九八〇二	四七,三七九	二二,二八〇
平野町	四,六六八	九	〇	六九八〇二	二二,六八九	九三,四九〇
青森市	一五,二〇五	八	〇	六九八〇二	七,〇七九	一四〇,八八〇
五所川原市	一,一七四	八	〇	六九八〇二	七,〇七九	一四〇,八八〇
山形市	八,二五六	八	〇	六九八〇二	四七,三七九	二二,二八〇
秋田市	二四,二二二	八	〇	六九八〇二	七,〇七九	一四〇,八八〇
福井市	三四,〇五三	七	〇	六九八〇二	四七,三七九	二二,二八〇
高岡市	一〇,〇八四	八	一	六九八〇二	三五,五三九	一〇五,三三〇
米子市	七,四四〇	九	〇	六九八〇二	四七,三七九	二二,二八〇
松江市	九,五二六	九	〇	六九八〇二	四七,三七九	二二,二八〇
岡山市	二八,〇四四	九	〇	六九八〇二	七,〇七九	一四〇,八八〇
倉敷市	六,三八一	八	〇	六九八〇二	四七,三七九	二二,二八〇
廣島市	五,二七四	六	〇	六九八〇二	四七,三七九	二二,二八〇
吳市	三,七三〇	七	〇	六九八〇二	一八,四九九	八一,六五〇

加盟所名	昭和三 年 末 在 戶 數	級 別	按 分 率	半 額 均 分 額	按 分 額	合 計 負 擔 額
水戸市	一〇,〇四七	八	〇	六九八〇二	七,〇六九	一四〇,八七〇
宇都宮市	一六,四二五	八	〇	六九八〇二	七,〇七九	一四〇,八八〇
奈良市	一〇,七九八	八	〇	六九八〇二	七,〇七九	一四〇,八八〇
津島市	一一,二四二	八	〇	六九八〇二	七,〇七九	一四〇,八八〇
桑名市	四,九六一	八	五	六九八〇二	二八,四九九	八一,六五〇
豊橋市	一七,三七七	八	〇	六九八〇二	七,〇七九	一四〇,八八〇
静岡市	二五,〇三二	八	〇	六九八〇二	三五,五三九	一〇五,三三〇
濱松市	二〇,七七八	八	〇	六九八〇二	三五,五三九	一〇五,三三〇
熱海市	一八,四一	十	一	六九八〇二	二二,六八九	九三,四九〇
伊東市	三,〇五二	十	五	六九八〇二	一八,四九九	八一,六五〇
甲府市	一六,七五五	十	〇	六九八〇二	七,〇七九	一四〇,八八〇
大谷町	一,五六九	十	〇	六九八〇二	七,〇七九	一四〇,八八〇
谷村町	七,八六〇	九	〇	六九八〇二	二二,六八九	九三,四九〇
長野市	一四,五〇二	八	〇	六九八〇二	七,〇七九	一四〇,八八〇
松本市	一三,九五〇	八	〇	六九八〇二	七,〇七九	一四〇,八八〇
上野原市	六,六三〇	九	〇	六九八〇二	四七,三七九	二二,二八〇
上田市	四,二七四	一〇	〇	六九八〇二	二二,六八九	九三,四九〇
仙臺市	三,〇八六	七	〇	六九八〇二	一八,四九九	八一,六五〇



加盟所名	昭和三年末 現在戸數	級別	按分率	半額均分額	按分額	合計負擔額
戸畑市	八,七九	九	二〇	六九八〇二	二二六八九	九三,四九〇
飯塚市	七,三八七	九	二〇	六九八〇二	四七,三七九	一七,一八〇
大分市	一〇,五七七	八	二〇	六九八〇二	七,〇七九	一四〇,八八〇
別府市	八,九〇五	九	二〇	六九八〇二	四七,三七九	一七,一八〇
中津市	五,二二	九	二〇	六九八〇二	四七,三七九	一七,一八〇
佐賀市	八,一四二	八	二〇	六九八〇二	七,〇七九	一四〇,八八〇
熊本市	二八,六八八	八	三〇	六九八〇二	七,〇七九	一四〇,八八〇
熊本市	二五,八八九	八	三〇	六九八〇二	七,〇七九	一四〇,八八〇
鹿兒島市	一五,三七三	八	一五	六九八〇二	三五,五三九	一〇,五三四〇
那覇市	七,二〇二	一	一〇〇	六九八〇二	三六,九一九	三〇,六七〇
京城府	一三,二四八	六	五〇	六九八〇二	一八,四五九	一八,二六〇
朝鮮總督府	五,八一九	八	三〇	六九八〇二	七,〇七九	一四〇,八八〇
仁川府	二〇,五七一	九	二〇	六九八〇二	四七,三七九	一七,一八〇
大邱府	二五,五四二	八	三〇	六九八〇二	七,〇七九	一四〇,八八〇
釜山府	二〇,九四三	八	三〇	六九八〇二	七,〇七九	一四〇,八八〇
平壤府	七,六三五	八	三〇	六九八〇二	四七,三七九	一七,一八〇
鎮南府	九,三三五	九	二〇	六九八〇二	四七,三七九	一七,一八〇
元山府	六,二四三	九	二〇	六九八〇二	四七,三七九	一七,一八〇
新義州府	六,一九八	九	二〇	六九八〇二	四七,三七九	一七,一八〇
木浦府	六,一九八	九	二〇	六九八〇二	四七,三七九	一七,一八〇

加盟所名	昭和三年末 現在戸數	級別	按分率	半額均分額	按分額	合計負擔額
尾道市	六,五〇五	九	二〇	六九八〇二	四七,三七九	一七,一八〇
福山市	七,七三	九	二〇	六九八〇二	四七,三七九	一七,一八〇
下關市	三三,二九五	八	三〇	六九八〇二	七,〇七九	一四〇,八八〇
宇部市	二二,五三八	八	三〇	六九八〇二	七,〇七九	一四〇,八八〇
和歌山市	二天,二四	八	三〇	六九八〇二	七,〇七九	一四〇,八八〇
徳島市	一八,六三九	八	三〇	六九八〇二	七,〇七九	一四〇,八八〇
高松市	一六,七三九	八	三〇	六九八〇二	七,〇七九	一四〇,八八〇
九尾市	五,七四二	九	二〇	六九八〇二	四七,三七九	一七,一八〇
松山市	二〇,一八八	八	一五	六九八〇二	三五,五三九	一〇,五三四〇
宇和島市	九,〇五三	九	二〇	六九八〇二	四七,三七九	一七,一八〇
高知市	二〇,九九〇	八	三〇	六九八〇二	七,〇七九	一四〇,八八〇
福岡市	三六,〇八二	七	四〇	六九八〇二	九四,七六九	一六四,五七〇
久留米市	一六,〇八九	八	一五	六九八〇二	三五,五三九	一〇,五三四〇
門司市	二二,一六三	八	三〇	六九八〇二	七,〇七九	一四〇,八八〇
小倉市	一六,四七三	八	三〇	六九八〇二	七,〇七九	一四〇,八八〇
若松市	一一,三〇七	八	三〇	六九八〇二	七,〇七九	一四〇,八八〇
大牟田市	一四,二五三	八	三〇	六九八〇二	七,〇七九	一四〇,八八〇
八幡市	三一,八五三	七	二〇	六九八〇二	四七,三七九	一七,一八〇



加盟所名	昭和三年 現在戸數	級別	按分率	半額均分額	按分額	合計負擔額
咸興面	六、七五六	九	二〇	六九八〇二	四七三七九	一一七二八〇
臺灣總督府	—	一	一〇〇	六九八〇二	三三六九一九	三〇六・七〇〇
關東廳	—	一	一〇〇	六九八〇二	三三六九一九	三〇六・七〇〇
豐原町	四、四六三	一	一〇〇	六九八〇二	二二六八九	九三、四九〇
大泊町	五、二二七	九	一〇〇	六九八〇二	二二六八九	九三、四九〇
荒玉水道町村組合	一六、一五八	四	七〇	六九八〇二	一六五八三九	二三五六四〇
江戸川上水町村組合	一五、〇四六	四	七〇	六九八〇二	一六五八三九	二三五六四〇
南滿洲鐵道株式會社	—	一	一〇〇	六九八〇二	一六五八三九	二三五六四〇
玉川水道株式會社	一三、一三〇	一	六〇	六九八〇二	一四二、二四九	二二、九五〇
箱根登山鐵道株式會社	一、二六	一	一〇	六九八〇二	二二六八九	九三、四九〇
湘南水道株式會社	六、〇〇四	一	二〇	六九八〇二	四七三七九	一一七二八〇
計百二十一箇所			三五、五五五	八、四四五九二	八、四四六、〇七九	一六、八八二、〇〇〇

七四

### 上水協議會財產目錄

(昭和三年度現在)

#### 一、準備積立金

一金九千貳百九拾參圓四拾壹錢

#### 二、備用品

品名	數量	量	價格	摘要
手提金庫	一個	一個	二六〇〇	
謄寫版	二組	二組	七、〇〇〇	
書籍戸棚	四組	四組	二八五、〇〇〇	
印箱	一個	一個	三、二〇〇	
肉池(朱肉共)	一個	一個	三、四五〇	
日附印	一組	一組	一三八〇〇	
木印	理事印外 一〇個	一個	九五五〇	
ゴム印	一個	一個	四五〇	
ゴムパス	一個	一個	四、一〇〇	
分割器	一個	一個	二、〇〇〇	
三角定規	一組	一組	一、七〇〇	
ホッチキス(自動紙繰器)	一個	一個	一九三〇〇	

七五





品名	數量	價格	摘要
同 第五號	四三部	九八・九〇〇	
同 第六號	三五部	二二・二〇〇	
同 第七號	二一部	八四・〇〇〇	
同 第八號	四八部	一九二・〇〇〇	
同 第九號	二四部	八六・四〇〇	
同 第十號	三一部	一三六・四〇〇	
同 第十一號	三部	一一八・五〇〇	
同 第十二號	四三部	一七六・四九〇	
同 第十三號	四二部	一五一・二〇〇	
第九回上水協議會議事録	一五部	四五・〇〇〇	
第十回上水協議會議事録	五一部	一一四・七五〇	
第十一回上水協議會議事録	八二部	一四三・五〇〇	
第十二回上水協議會議事録	九七部	一七四・六〇〇	
第十三回上水協議會議事録	六三部	一四六・七九〇	

品名	數量	價格	摘要
品名	數量 <td>價格 <td>摘要</td> </td>	價格 <td>摘要</td>	摘要
上水道統計及報告第一號	二八部	二八・〇〇〇	
同 第二號	三五部	一〇五・〇〇〇	
同 第三號	七部	六八・六〇〇	
同 第四號	四二部	一三・八八〇	
二、消耗品			
品名	數量 <td>價格 <td>摘要</td> </td>	價格 <td>摘要</td>	摘要
珈琲茶碗(ニツケル)	三組	一五・六〇〇	
簿記帳	三冊	九八・〇〇〇	
計算器(アリスモス、ノバ)	二臺	一一九・〇〇〇	
パイソンダ	一個	三・七〇〇	
紙綴器(ネバク)	一個	二・五〇〇	
計		一、六六四・八五〇	



品名	數量	價格	摘要
第二十四回上水協議會議事錄	五〇〇部	一五〇.〇〇〇	
協定水道用鑄鐵管規格書	一五四部	三七.三〇〇	
水道用鑄鐵管外三件規格書	六一部	五.八九〇	
水道用鐵管接手耐震試驗報告書	三九六部	五.四八〇	
水道用鉛管及翼車式量水器ニ關スル規格書	二八九部	四六.四〇〇	
郵便はがき	八二枚	一.三三〇	
郵便切手	二七枚	二.七〇	
同	二三八枚	四.七六〇	
同	二二二枚	六.三六〇	
同	三八枚	一.九〇〇	
同	一九枚	一.九〇〇	
同	七四枚	一四.八〇〇	
同	三三枚	八.二五〇	

昭和四年度上水協議會歲入出追加豫算

市街電車回数乗車券	八枚	五五〇	
計		四,五八,九九〇	

歲入

一金壹千四百七拾圓

歲入豫算總額

歲出

一金壹千四百七拾圓

歲出豫算總額

昭和四年度上水協議會歲入出追加豫算

歲入



臨時部

科	款	項目	豫算		種目	豫算額	附	種別及箇數	單位	金額	記
			種目	豫算額							
一	上水協議會費收入	一 會費收入	一,四七〇	一,四七〇	一 會費收入	一,四七〇					
			一,四七〇	一,四七〇							
二	水道條例改正建議案調查費	二 水道條例改正建議案調查費	五〇〇	五〇〇	一 備品消耗品 二 雜給 三 雜費	一〇〇 三〇〇 一〇〇					
合計			一,四七〇	一,四七〇							

科	款	項目	豫算		種目	豫算額	附	種別及箇數	單位	金額	記
			種目	豫算額							
		三 協定諸規格印刷費	九七〇	九七〇	一 印刷費	九七〇					
合計			一,四七〇	一,四七〇							

說明

本件ハ第二十五回上水協議會ニ於テ水道條例改正方當局へ建議スルコト、ナリ其ノ改正條例案起草方理事ニ附託サレタルヲ以テ調査費ノ必要生シタルト協定諸規格書ノ需要多數ノ爲増刷ノ必要生シタルトニ依リ既定豫算ニ不足ヲ生スルニ至リタルヲ以テ資源ヲ會費ノ自然增收ニ需メ豫算ノ追加ヲナセルモノナリ

昭和三年度上水協議會歲入出決算

歲入

一金貳萬壹百九拾圓六拾壹錢

歲出

一金壹萬貳千六百貳拾八圓七拾貳錢

一金參千七百貳拾七圓

合計金壹萬六千參百五拾五圓七拾貳錢

歲入 決算 高

經常部 決算 高

臨時部 決算 高



歳入出差引

殘金參千八百參拾四圓八拾九錢

内

金壹千九百六拾七圓五拾錢

内

金壹千五百九拾四圓五拾錢

金參百七拾參圓

差引殘金壹千八百六拾七圓參拾九錢

翌年度繰越額

經常部繰越額

臨時部繰越額

昭和三年度剩餘金

昭和三年度上水協議會歳入出決算

歳入

(△印ハ不足ヲ示ス)

科 目	款 項	豫算額	決算額	超過又 ハ不足	種 目	豫算額	決算額	附 記		摘 要
								種別及 箇數	單位 金額	
上水協議會 費收入	一會費收 入	七,七五〇〇〇	七,八五八五七〇	△一〇八五七〇	一會費收入	七,七五〇〇〇	七,八五八五七〇			本項ノ不足セシハ會費未納一箇所アリタルニ由ル
		二利子收 入	七〇〇〇〇	五三三六〇〇	△一六六四〇〇	一預金利子 收入	七〇〇〇〇	五三三六〇〇		
	三雜收 入	五六〇〇〇	一,五五四〇〇〇	△九六四〇〇〇	一印刷物實費 配付收入	五六〇〇〇	一,五五四〇〇〇			本項ノ增加セシハ印刷物實費配付豫定以上アリタルニ由ル
	二繰 入金	三三三〇〇〇	三三三〇〇〇	〇	第二十五回上水協議會議決					
	一積立 金	二五五〇〇〇	二五五〇〇〇	〇	一分積立金處 分線入	二五五〇〇〇	二五五〇〇〇			
	歳入合計	一九,四三六〇〇〇	一九,四六六,一〇〇	△三〇,一〇〇						
					第二十四、二十五回上水協議會議決					

經常部

(△印ハ超過ヲ示ス)

科 目	款 項	豫算額	決算額	超過又 ハ不足	種 目	豫算額	決算額	附 記		摘 要
								種別及 箇數	單位 金額	
上水協議會 費	一給 料	二,八〇〇〇〇	二,五七〇〇〇	△二三〇,〇〇〇	第二十四、二十五回上水協議會議決					本項ノ殘餘ヲ生セシハ第一、二目ニ於テ豫定迄ヲ要セザリシ
		書記雇員 平均月俸 十二箇月 三名 七四三八								







# 水道統計

歳出合計	臨時部計	款項		種目	附記
		二調査費	一事務費		
一九、四六〇、〇〇〇	四、一〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇	豫算額	摘要 本項ノ殘餘ヲ生セシ セサリシニ由ル
一六、三三三、七〇〇	三、七三三、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	〇	決算額	
三、〇〇〇、三〇〇	三、三三三、〇〇〇	〇	五、〇〇〇	ハ超過又 ハ不足又	
				種目	
		一委託調査費	二雜費	豫算額	
		二、五〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇	決算額	
		二、五〇〇、〇〇〇	〇	種別及 單位 金額 豫算 決算	











第一 工事、工費並規模

水道名	起工年月	竣工年月	工費 (圓位米)	水取人口給	備考
長岡市	設大正十二年十月	昭和二年三月	一、四八、七三三	一、〇〇〇	
高岡市	設大正十三年四月	大正十五年八月	三、三三、七三三	一、〇〇〇	
新發田町	設大正十五年七月	昭和三年三月	四、四、三三三	一、〇〇〇	
前橋市	設大正十五年十一月	昭和四年三月	一、〇〇〇,〇〇〇	一、〇〇〇	
高崎市	第一回擴張 大正十二年三月	大正十四年三月	一、〇〇〇,〇〇〇	七〇	
	第二回擴張 同 十四年四月	同 十五年三月	一、〇〇〇,〇〇〇	七〇	
	第三回擴張 同 十五年五月	同 十五年十一月	一、〇〇〇,〇〇〇	七〇	
	第四回擴張 昭和二年四月	昭和二年十一月	一、〇〇〇,〇〇〇	七〇	
沼田町	設大正十二年二月	大正十四年四月	二、八、八八八	一、〇〇〇	
水戸市	第一回擴張 大正五年三月	大正五年十一月	一、〇〇〇,〇〇〇	一、〇〇〇	
	第二回擴張 同 十五年二月	同 十五年五月	一、〇〇〇,〇〇〇	一、〇〇〇	
	第三回擴張 昭和二年三月	昭和二年五月	一、〇〇〇,〇〇〇	一、〇〇〇	
宇都宮市	設大正二年十一月	大正五年七月	一、三三、三三三	一、〇〇〇	
奈良市	設大正十五年四月		三、三三、三三三	一、〇〇〇	
津名市	設昭和二年八月	昭和五年三月	二、〇〇〇,〇〇〇	一、〇〇〇	
豊橋市	設昭和二年八月	昭和五年三月	二、〇〇〇,〇〇〇	一、〇〇〇	
静岡市	設昭和二年八月	昭和五年三月	二、〇〇〇,〇〇〇	一、〇〇〇	
濱松市	設昭和二年八月	昭和五年三月	二、〇〇〇,〇〇〇	一、〇〇〇	
伊東市	設昭和二年八月	昭和五年三月	二、〇〇〇,〇〇〇	一、〇〇〇	
熱海市	設昭和二年八月	昭和五年三月	二、〇〇〇,〇〇〇	一、〇〇〇	
甲府市	設明治四十三年六月	大正三年三月	七、九七、七三三	七〇	

水道名	起工年月	竣工年月	工費 (圓位米)	水取人口給	備考
姫路市	設大正十五年五月	昭和四年六月	一、三三、三三三	一、〇〇〇	
尼崎市	第一回擴張 同 十年九月	同 十二年三月	七、九、三三三	一、〇〇〇	
	第二回擴張 同 十一年七月	同 十二年八月	一、三、三三三	一、〇〇〇	
	第三回擴張 同 十三年三月	同 十三年七月	一、三、三三三	一、〇〇〇	
	第四回擴張 同 十四年七月	同 十四年九月	一、三、三三三	一、〇〇〇	
	第五回擴張 同 十五年四月	昭和三年四月	一、三、三三三	一、〇〇〇	
	第六回擴張 昭和二年二月		一、三、三三三	一、〇〇〇	第六回擴張ハ工事中
明石市	設昭和三年三月	昭和四年十二月	一、〇〇〇,〇〇〇	七〇	
西宮市	設大正十一年七月	大正十三年六月	一、〇〇〇,〇〇〇	七〇	
高砂町	設大正十年一月	大正十一年十一月	一、〇〇〇,〇〇〇	七〇	
長崎市	第一回擴張 大正十二年四月	明治二十四年三月	二、〇〇〇,〇〇〇	一、〇〇〇	
	第二回擴張 同 三十三年八月	同 三十七年三月	一、〇〇〇,〇〇〇	一、〇〇〇	
	第三回擴張 大正八年十一月	大正十五年三月	一、〇〇〇,〇〇〇	一、〇〇〇	
佐世保市	第一回擴張 同 四十二年一月	同 四十二年三月	二、〇〇〇,〇〇〇	一、〇〇〇	
	第二回擴張 同 四十五年二月	同 四十五年三月	二、〇〇〇,〇〇〇	一、〇〇〇	
	第三回擴張 大正十二年四月	大正十五年三月	二、〇〇〇,〇〇〇	一、〇〇〇	
新潟市	第一回擴張 昭和三年五月	明治四十三年十二月	三、〇〇〇,〇〇〇	七〇	第一回擴張ハ工事中



水道名	起工年月	竣工年月	工費 (加位米 五兩拾)	水 計	人 口	給 水 量 (平均一日 四小時間 以下)	總 給 水 量 (平均一日 以下)	備 考
谷村町	創 設大正十年七月	大正十一年十二月	三三〇、一六七	10,000	110	110	110	
大津市	創 設昭和三年八月	大正五年三月	一、〇〇〇、〇〇〇	10,000	97	97	5,884	工事中
長野市	第一回擴張 昭和三年二月	大正五年三月	八四六、八二二	6,000	7	7	5,884	
松本市	創 設大正十年十二月	大正十四年三月	一、〇七〇、四九九	6,000	13	13	11,338	
上田市	創 設大正九年四月	大正十二年六月	八四四、七六九	6,000	97	97	7,800	
上諏訪町	創 設大正十年十月	大正十三年三月	五九九、四四八	10,000	6	6	3,933	
仙臺市	創 設大正二年四月	大正十二年三月	二、七〇〇、〇〇〇	110,000	111	111	13,310	
鹽釜町	創 設明治十四年十二月	大正元年十二月	120,000	14,000	111	111	11,338	
福島市	創 設大正十一年四月	大正十四年三月	一、四八九、九八	10,000	111	111	5,566	
若松市	創 設大正十五年五月	昭和四年三月	一、一七九、〇〇〇	7,000	11	11	8,882	
郡山市	創 設明治十四年十一月	明治四十五年三月	120,111	6,000	17	17	10,012	
平町	第一回擴張 大正五年六月	大正六年三月	七、九二〇	10,000				
青森市	創 設大正十三年四月	明治四十二年十二月	2,000,000	11,000	8	8	8,882	
五所川原町	創 設大正十三年十一月	昭和二年三月	三三二、七八	11,000	9	9	11,555	

水道名	起工年月	竣工年月	工費 (加位米 五兩拾)	水 計	人 口	給 水 量 (平均一日 四小時間 以下)	總 給 水 量 (平均一日 以下)	備 考
山形市	創 設大正七年四月	大正十二年三月	1,004,700	40,000	63	63	11,720	第三回擴張 目下工事中
秋田市	創 設明治三十六年九月	明治四十四年十一月	七三三、六〇九	40,000	8	8	7,761	
福井市	創 設大正十年三月	大正十四年三月	二、〇七六、六八三	100,000	97	97	1,610	
金澤市	創 設昭和三年三月	昭和六年三月	一、〇〇〇、〇〇〇	40,000	11	11	11,331	目下工事中
高岡市	創 設大正元年九月	大正五年三月	五〇五、八七	40,000	11	11	5,566	目下工事中
鳥取市	創 設大正三年十一月	大正七年三月	六八〇、〇〇〇	40,000	11	11	11,331	大正七年九月水害 タメ堰堤ヲ缺壞セラ レシニ付同八月七月 改修工事ニ着手同十 一年六月竣工ス復舊 工事費五〇八、八五 三圓
米子市	創 設大正三年四月	大正七年三月	四〇〇、〇〇〇	40,000	11	11	11,000	第一回擴張 目下工事中
松江市	創 設大正三年四月	大正七年三月	四〇〇、〇〇〇	40,000	11	11	11,000	
岡山市	第一回擴張 同 四年八月	大正三年九月	二六三、四三三	10,000	11	11	10,000	
岡山市	第二回擴張 同 四年八月	大正三年九月	二六三、四三三	10,000	11	11	10,000	
岡山市	第三回擴張 同 七年三月	大正八年九月	四七、八九六	10,000	11	11	10,000	
岡山市	第四回擴張 同 九年十一月	同 十一年三月	一一四、三三〇	10,000	11	11	10,000	
岡山市	第五回擴張 同 十二年十月	昭和二年三月	一、三三九、四八六	10,000	11	11	10,000	
倉敷市	創 設大正十一年二月	大正十二年九月	三〇〇、〇〇〇	10,000	9	9	11,555	

第一 工事、工費並規模



水道名	起工年月	竣工年月	工費 (五位数)	水徴 人定 口給	計 畫 總給水量 日 立方米	備 考
廣島市	創 設明治二十九年五月	明治三十一年八月	九三、九二	三、〇〇〇	九	
	第一回擴張 同 四十年三月	同 四十一年三月	一、四九、九四			
	第二回擴張 大正 十年六月	大正 十三年六月	一、八九、七〇			
吳市	創 設大正 四年三月	大正 七年三月	一、九三、三六	一、〇〇〇	三	
	第一回擴張 大正 十二年一月	大正 十四年三月	一、三三、四六			
尾道市	創 設大正 十二年一月	大正 十四年三月	一、三三、四六	一、〇〇〇	三	
	第一回擴張 昭和 二年一月	昭和 二年三月	八、五九、五三			
	第二回擴張 同 三年六月	同 三年七月	三、三九、七			
福山市	創 設大正 十一年六月	大正 十五年三月	一、六六、三八	五〇、〇〇〇	〇	
	第一回擴張 明治 三十四年三月	明治 三十九年三月	八、六九、六三			
下關市	創 設大正 十二年十月	昭和 二年三月	一、三九、六三	七、〇〇〇	〇	
	第一回擴張 大正 四年五月	大正 五年五月	三、七六、六一			
	第二回擴張 同 九年八月	同 十一年三月	九、三三、六九			
	第三回擴張 同 十四年十一月	昭和 四年二月	一、三六、〇〇			
宇部市	創 設大正 十二年十月	昭和 二年三月	一、三九、六三	七、〇〇〇	〇	
和歌山市	創 設大正 十二年十月	昭和 二年三月	一、三九、六三	七、〇〇〇	〇	
徳島市	創 設大正 十三年八月	昭和 二年三月	二、〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇〇	三	
高松市	創 設大正 十三年八月	昭和 二年三月	二、〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇〇	三	
九龍市	創 設大正 十三年八月	昭和 二年三月	二、〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇〇	三	
松山市	創 設大正 十四年二月	大正 十五年十月	三、四七、九〇	七、〇〇〇	一〇	
宇和島市	創 設大正 十四年五月	大正 十五年九月	四、八八、八四	四、〇〇〇	〇	
	創 設大正 十四年七月	大正 十四年四月	九、七〇、〇〇			

水道名	起工年月	竣工年月	工費 (五位数)	水徴 人定 口給	計 畫 總給水量 日 立方米	備 考
高知市	第一回擴張 同 十四年八月	昭和 二年三月	一〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一一	第二回擴張ハ目下工事中
福岡市	創 設大正 二年二月	大正 十二年三月	六、九〇、四九	一〇〇、〇〇〇	九	一部追加工事ヲ施ス トキハ人口二十萬人 迄給水シ得
久留米市	創 設昭和 二年一月	昭和 五年三月	一、七九、九三	一〇〇、〇〇〇	一〇	
門司市	創 設明治 四十一年一月	明治 四十五年三月	一、三三、七六	七〇、〇〇〇	八	
小倉市	創 設明治 四十二年七月	明治 四十五年三月	一、〇七、七二	六〇、〇〇〇	九	
若松市	創 設明治 四十二年七月	明治 四十五年三月	一、〇七、七二	六〇、〇〇〇	九	
大牟田市	創 設大正 八年四月	大正 十四年三月	一、七九、九三	一〇、〇〇〇	一三	第二回擴張ハ目下工事中
	第一回擴張 同 十四年四月		六、六六、六六			
八幡市	創 設昭和 三年六月	昭和 五年三月	二、四七、三三	一五〇、〇〇〇	一〇〇	
飯塚町	創 設大正 十三年八月	大正 十四年十月	二、九三、三三	一〇〇、〇〇〇	一一〇	
大分市	創 設大正 十四年五月	昭和 三年三月	一、三三、七六	七〇、〇〇〇	一〇〇	
別府市	創 設大正 二十一年十一月	大正 六年三月	三、七三、六六	七〇、〇〇〇	一三	
中津市	創 設大正 十五年二月	昭和 三年三月	三、〇三、九〇	七〇、〇〇〇	一三	
佐賀市	創 設大正 十五年十月	昭和 三年三月	四、七六、六〇	一〇〇、〇〇〇	一三	
	第一回擴張 同 十五年十月	昭和 三年三月	四、七六、六〇			
	創 設大正 四年十月	大正 五年十一月	一、六二、〇〇	一〇〇、〇〇〇	八	
	第一回擴張 同 四年七月	同 十一年六月	一、三三、七六			
鹿兒島市	創 設大正 四年四月	大正 十一年三月	六、三三、五九	一〇〇、〇〇〇	八	
	第一回擴張 同 十一年八月	同 十二年三月	二、九、六三			
	第二回擴張 同 十二年四月	同 十三年三月	二、九、四九			
	第三回擴張 大正 十三年七月	大正 十四年三月	五、六、七〇			
	第四回擴張 同 十四年五月	同 十五年三月	五、六、七〇			

第一 工事、工費並規模











水道名	起工年月	竣工年月	工費 (五箇位米)	水豫 人定 口給 (平均一人一日 四升以下)	畫 總給水量 一日 立方米	備 考
清津	創 設大正六年六月大正九年五月 第一回擴張同 十一年十二月同 十三年三月 第二回擴張同 十三年十月同 十五年三月 第三回擴張昭和三年四月昭和四年三月		二六、七三四 三一、一四三 三一、八二三 一三、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五九三	陸軍水道過剩水ヲ一 日五〇立方米ヲ限 リ配水ヲ受クルモノ ナリ配水計畫欄記載 事項ナシ
羅南	創 設大正三年十一月大正三年十二月 第一回擴張同 九年八月同 十年十月 第二回擴張同 十一年四月同 十一年十一月 第三回擴張同 十二年四月同 十二年十一月 第四回擴張同 十三年八月同 十三年十月		一三、六三三 七、七三三 七、七三三 三、八八一			
城津	創 設大正二年九月大正二年十一月 第一回擴張同 十二年十一月同 十五年五月		一三、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三三	
會寧	創 設大正二年九月大正二年十一月 第一回擴張同 十二年十一月同 十五年五月		一三、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三三	
臺北	臺灣總督府 創 設明治四十年四月明治四十二年七月 第一回擴張大正五年五月大正七年三月 第二回擴張昭和二年四月 第三回擴張同 十五年十一月昭和三年十一月		一、〇〇〇、〇〇〇 一、九、〇〇〇 二、七、〇〇〇 二、七、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	三三	第二回擴張ハ四ヶ年 繼續ニテ實施中
基隆	創 設明治三十五年 月不詳 第一回擴張不詳 第二回擴張大正十二年四月大正十五年九月		三、〇〇〇、〇〇〇 三、〇〇〇、〇〇〇 三、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	二七	
淡水	創 設明治二十九年八月明治三十二年三月		一〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	六〇〇	明治二十九年八月一 日工部局ニシテ 起工セリ 九、十月 月工費 更ニ

臺中	彰化	嘉義	臺南	高雄	屏東	花蓮港	關東廳 大連
創 設大正三年二月大正五年五月 第一回擴張大正十三年三月昭和二年九月 第二回擴張同 三十九年五月明治四十四年三月 第三回擴張同 九年九月大正三年八月 第四回擴張同 十五年十一月昭和三年十一月	創 設大正二年二月大正十一年十月 第一回擴張同 明治四十四年七月大正三年三月 第二回擴張同 明治四十四年七月大正三年三月 第三回擴張同 十五年十一月昭和三年十一月	創 設大正二年二月大正十一年十月 第一回擴張同 明治四十四年七月大正三年三月 第二回擴張同 明治四十四年七月大正三年三月 第三回擴張同 十五年十一月昭和三年十一月	創 設大正二年二月大正十一年十月 第一回擴張同 明治四十四年七月大正三年三月 第二回擴張同 明治四十四年七月大正三年三月 第三回擴張同 十五年十一月昭和三年十一月	創 設大正二年二月大正十一年十月 第一回擴張同 明治四十四年七月大正三年三月 第二回擴張同 明治四十四年七月大正三年三月 第三回擴張同 十五年十一月昭和三年十一月	創 設大正三年八月大正六年八月 第一回擴張昭和元年十二月昭和二年九月 第二回擴張同 三年三月同 三年三月	創 設大正六年十一月大正十年十一月 第一回擴張同 明治三十四年 月不詳	創 設大正三年四月大正十年三月 第一回擴張同 三十九年十一月明治四十四年三月 第二回擴張大正三年四月大正十年三月 第三回擴張同 五年七月同 六年七月 第四回擴張同 九年八月昭和二年三月 第五回擴張昭和二年十月 第六回擴張同 二年十一月
三三、〇〇〇	四、七三三	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	二、七、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇、〇〇〇 一、八、六、二二六 一、七、七、八三六 四、三、五、四三七 一、六、一、〇〇〇 一、〇、〇〇〇、〇〇〇
五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	日本入 一、〇〇、〇〇〇 支那人 三三〇、〇〇〇
二七	二二	三三	三三	三三	三三	三三	三三
三、〇〇〇	九、六〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三、〇〇〇	一、六、六三三	三、〇〇〇
							一、創設ハ明治三十 四年ナルモ露國時代 モノナルヲメ、竣工 期、工費等ハ不明 目下、第五、六回擴張 中

第一 工事、工費並規模







第一、水源、水路

(其一) 水源

昭和三年度末現在

水道名	河又ハ湖沼	地下水等ノ伏流水	最大湧水時 水量 (毎秒リットル) (四捨五入)	取入方法	備考
多摩川	多摩川	表面水	二、三〇〇	自然流	本年度中ノ平均取入量ハ毎秒八・三四八立方 米ナリ
荒川	荒川	表面水	二、一〇〇	自然流	
利根川	利根川	表面水	一、九〇〇	自然流	
荒瀬川	荒瀬川	表面水	一、七〇〇	自然流	
荒川	荒川	表面水	一、五〇〇	自然流	
荒川	荒川	表面水	一、三〇〇	自然流	
荒川	荒川	表面水	一、一〇〇	自然流	
荒川	荒川	表面水	九〇〇	自然流	
荒川	荒川	表面水	七〇〇	自然流	
荒川	荒川	表面水	五〇〇	自然流	
荒川	荒川	表面水	三〇〇	自然流	
荒川	荒川	表面水	一〇〇	自然流	
荒川	荒川	表面水	五十	自然流	
荒川	荒川	表面水	二十	自然流	
荒川	荒川	表面水	十	自然流	
荒川	荒川	表面水	五	自然流	
荒川	荒川	表面水	二	自然流	
荒川	荒川	表面水	一	自然流	

第二、水源、水路 (其二) 水源

水道名	河又ハ湖沼	地下水等ノ伏流水	最大湧水時 水量 (毎秒リットル) (四捨五入)	取入方法	備考
多摩川	多摩川	表面水	二、三〇〇	自然流	
荒川	荒川	表面水	二、一〇〇	自然流	
利根川	利根川	表面水	一、九〇〇	自然流	
荒瀬川	荒瀬川	表面水	一、七〇〇	自然流	
荒川	荒川	表面水	一、五〇〇	自然流	
荒川	荒川	表面水	一、三〇〇	自然流	
荒川	荒川	表面水	一、一〇〇	自然流	
荒川	荒川	表面水	九〇〇	自然流	
荒川	荒川	表面水	七〇〇	自然流	
荒川	荒川	表面水	五〇〇	自然流	
荒川	荒川	表面水	三〇〇	自然流	
荒川	荒川	表面水	一〇〇	自然流	
荒川	荒川	表面水	五十	自然流	
荒川	荒川	表面水	二十	自然流	
荒川	荒川	表面水	十	自然流	
荒川	荒川	表面水	五	自然流	
荒川	荒川	表面水	二	自然流	
荒川	荒川	表面水	一	自然流	







水道名	河又ハ湖沼	表面水、伏流水等ノ區別	最大湯水時 水量 (小數以下四捨五入) 毎秒リットル	取入方法	備
小倉市	清瀧川	表面	500	自然流下	
若松市	遠賀川	表面	1,000	自然流下	遠賀川分ヲ八幡製鐵所ヨリ分水ヲ受ク
大牟田市	遠賀川	表面	1,000	自然流下	遠賀川分ヲ八幡製鐵所ヨリ分水ヲ受ク
八幡市	遠賀川	表面	1,000	自然流下	遠賀川分ヲ八幡製鐵所ヨリ分水ヲ受ク
飯塚市	遠賀川	表面	1,000	自然流下	遠賀川分ヲ八幡製鐵所ヨリ分水ヲ受ク
大分市	遠賀川	表面	1,000	自然流下	遠賀川分ヲ八幡製鐵所ヨリ分水ヲ受ク
別府市	遠賀川	表面	1,000	自然流下	遠賀川分ヲ八幡製鐵所ヨリ分水ヲ受ク
中津市	遠賀川	表面	1,000	自然流下	遠賀川分ヲ八幡製鐵所ヨリ分水ヲ受ク
佐賀市	遠賀川	表面	1,000	自然流下	遠賀川分ヲ八幡製鐵所ヨリ分水ヲ受ク
熊本市	遠賀川	表面	1,000	自然流下	遠賀川分ヲ八幡製鐵所ヨリ分水ヲ受ク
鹿兒島市	遠賀川	表面	1,000	自然流下	遠賀川分ヲ八幡製鐵所ヨリ分水ヲ受ク
那覇市	遠賀川	表面	1,000	自然流下	遠賀川分ヲ八幡製鐵所ヨリ分水ヲ受ク
京城府	遠賀川	表面	1,000	自然流下	遠賀川分ヲ八幡製鐵所ヨリ分水ヲ受ク
仁川府	遠賀川	表面	1,000	自然流下	遠賀川分ヲ八幡製鐵所ヨリ分水ヲ受ク
群山市	遠賀川	表面	1,000	自然流下	遠賀川分ヲ八幡製鐵所ヨリ分水ヲ受ク
木浦府	遠賀川	表面	1,000	自然流下	遠賀川分ヲ八幡製鐵所ヨリ分水ヲ受ク
大邱府	遠賀川	表面	1,000	自然流下	遠賀川分ヲ八幡製鐵所ヨリ分水ヲ受ク

水道名	河又ハ湖沼	表面水、伏流水等ノ區別	最大湯水時 水量 (小數以下四捨五入) 毎秒リットル	取入方法	備
廣島市	太田川	表面	6,957	唧筒揚水	本市水道ハ海軍貯水池ヨリ分水ヲ受クルモノナリ
尾道市	廣島川	表面	1,000	自然流下	
福山市	論田池	表面	1,000	自然流下	
下關市	綾羅木川	表面	1,000	自然流下	
宇部市	厚東川	表面	1,000	自然流下	
和歌山市	紀ノ川	表面	1,000	自然流下	
徳島市	吉野川	表面	1,000	自然流下	
高松市	香東川	表面	1,000	自然流下	
丸龜市	土器川	表面	1,000	自然流下	
松山市	柿原川	表面	1,000	自然流下	
宇和島市	鏡見川	表面	1,000	自然流下	
高知市	室見川	表面	1,000	自然流下	
福岡市	筑後川	表面	1,000	自然流下	
久留米市	筑後川	表面	1,000	自然流下	
門司市	筑後川	表面	1,000	自然流下	











水道名	個數	口	徑	井ノ深	最大晝夜	最少晝夜	備	考
高砂市								
長崎市								
佐世保市								
新潟市								
長岡市								
高田市								
新發田市								
前橋市								
高崎市								
沼田町								
水戸市								
宇都宮市								
奈良市								
津市								
豊橋市								
静岡市								
濱松市								
伊東市								
熱海市								
甲府市								
谷村町								
大津市								
長野市								
松本市								

水道名	個數	口	徑	井ノ深	最大晝夜	最少晝夜	備	考
大阪市								
横濱市								
神戸市								
名古屋市								
函館市								
小樽市								
室蘭市								
釧路市								
八王子市								
目黒町								
澁谷町								
淀橋町								
青梅町								
峰山町								
堺市								
横須賀市								
川崎市								
姫路市								
尼崎市								
明石市								
西宮市								



水道名	個數	口	徑	井ノ深	最大水量夜	最少水量夜	備	考
飯塚町市	三		三〇〇	七・七	三、八六八	二、〇〇〇		
八幡市				三、〇〇〇	三、七二八	明		
大牟田市	四		三二七	一、四〇〇 一、八〇〇 一、四〇〇 一、四〇〇	三、七二八 三、一五三 三、七二八 三、七二八			
若松市								
小倉市								
門司市								
久留米市								
福岡市								
高知市								
宇和島市								
九龜市								
高松市	三		三〇〇	七、〇〇〇 九、〇〇〇 八、〇〇〇	二、三三三 二、二〇〇 二、三三三	二、一〇〇 二、一〇〇 二、一〇〇		
徳島市								
和歌山市								
宇部市								
下關市								
福山市								
尾道市								
吳市								
廣島市								
倉敷市								

銅管

水道名	個數	口	徑	井ノ深	最大水量夜	最少水量夜	備	考
岡山市								
松江市								
米子市								
鳥取市								
高岡市				未	三、〇〇〇	二、一〇〇	工事中	
金澤市				三〇〇	三、〇〇〇	二、一〇〇		
福井市	四		三二八	八、〇〇〇 九、〇〇〇 八、〇〇〇	三、八二六 三、七六六 三、八二六	二、一〇〇 二、一〇〇 二、一〇〇		
秋田市								
山形市								
五所川原市								
青森市								
平町								
郡山市								
若松市								
福島市								
鹽釜市								
仙臺市								
上諏訪町								
上田市								

工事中







水道名	個數	口	徑	井ノ深	最大晝夜	最少晝夜	備	考
蓋平	二	四個	至自 九〇〇〇 〇〇〇〇	八・九〇 〇〇	立方米 〇〇〇〇	立方米 〇〇〇〇		
大石橋	六	三個	至自 九〇〇〇 〇〇〇〇	八・九〇 〇〇	立方米 〇〇〇〇	立方米 〇〇〇〇		
海城	二	一個	九・四〇 〇〇	一〇・〇〇	立方米 〇〇〇〇	立方米 〇〇〇〇		
鞍山	二	一個	九・四〇 〇〇	一〇・〇〇	立方米 〇〇〇〇	立方米 〇〇〇〇		
遼陽	一	一個	九・四〇 〇〇	一〇・〇〇	立方米 〇〇〇〇	立方米 〇〇〇〇		
蘇家屯	一	一個	九・四〇 〇〇	一〇・〇〇	立方米 〇〇〇〇	立方米 〇〇〇〇		
奉天	二	一個	九・四〇 〇〇	一〇・〇〇	立方米 〇〇〇〇	立方米 〇〇〇〇		
鐵嶺	一	一個	九・四〇 〇〇	一〇・〇〇	立方米 〇〇〇〇	立方米 〇〇〇〇		
開原	一	一個	九・四〇 〇〇	一〇・〇〇	立方米 〇〇〇〇	立方米 〇〇〇〇		
昌圖	三	一個	九・四〇 〇〇	一〇・〇〇	立方米 〇〇〇〇	立方米 〇〇〇〇		
雙廟子	三	一個	九・四〇 〇〇	一〇・〇〇	立方米 〇〇〇〇	立方米 〇〇〇〇		
四平街	一八	十五個(管井)	九・四〇 〇〇	一〇・〇〇	立方米 〇〇〇〇	立方米 〇〇〇〇		

二個ハ目下使用セズ

水道名	個數	口	徑	井ノ深	最大晝夜	最少晝夜	備	考
公主嶺	五	四個	九・四〇 〇〇	一〇・〇〇	立方米 〇〇〇〇	立方米 〇〇〇〇		
郭家店	三	一個	九・四〇 〇〇	一〇・〇〇	立方米 〇〇〇〇	立方米 〇〇〇〇		
范家屯	三	一個	九・四〇 〇〇	一〇・〇〇	立方米 〇〇〇〇	立方米 〇〇〇〇		
長春	三	一個	九・四〇 〇〇	一〇・〇〇	立方米 〇〇〇〇	立方米 〇〇〇〇		
橋頭	二	一個	九・四〇 〇〇	一〇・〇〇	立方米 〇〇〇〇	立方米 〇〇〇〇		
連山關	一	一個	九・四〇 〇〇	一〇・〇〇	立方米 〇〇〇〇	立方米 〇〇〇〇		
雞冠山	一	一個	九・四〇 〇〇	一〇・〇〇	立方米 〇〇〇〇	立方米 〇〇〇〇		
安東	三	一個	九・四〇 〇〇	一〇・〇〇	立方米 〇〇〇〇	立方米 〇〇〇〇		
撫順	六	一個	九・四〇 〇〇	一〇・〇〇	立方米 〇〇〇〇	立方米 〇〇〇〇		
煙臺	三	一個	九・四〇 〇〇	一〇・〇〇	立方米 〇〇〇〇	立方米 〇〇〇〇		
玉川	一	一個	九・四〇 〇〇	一〇・〇〇	立方米 〇〇〇〇	立方米 〇〇〇〇		
川會	一	一個	九・四〇 〇〇	一〇・〇〇	立方米 〇〇〇〇	立方米 〇〇〇〇		
南會	一	一個	九・四〇 〇〇	一〇・〇〇	立方米 〇〇〇〇	立方米 〇〇〇〇		
登州	一	一個	九・四〇 〇〇	一〇・〇〇	立方米 〇〇〇〇	立方米 〇〇〇〇		
根山	一	一個	九・四〇 〇〇	一〇・〇〇	立方米 〇〇〇〇	立方米 〇〇〇〇		
箱根	一	一個	九・四〇 〇〇	一〇・〇〇	立方米 〇〇〇〇	立方米 〇〇〇〇		
道會	一	一個	九・四〇 〇〇	一〇・〇〇	立方米 〇〇〇〇	立方米 〇〇〇〇		

第二、水源、水路

(其三) 原水貯水池

【備考】一、總高、總長、滿水面下ノ深ハ小數二位以下四捨五入ス  
二、總貯水量及總水面積ハ各貯水池ノ貯水量及水面積ノ合計ヲ記シ四捨五入ス

昭和三年度末現在

第二 水源、水路 (其三) 原水貯水池



水道名	池數	堰堤ノ體質	總高	總長	下滿ノ水面	總貯水量	總水面積	備考
川崎市								
姫路市								
尼崎市								
明石市								
西宮市	二	土堰堤	六・七〇	110・00	五・〇〇	九、四九〇	1、410	
高砂町								
長崎市	四	一池 三池 コンクリート	一六・七五 三三・七五 四〇・〇〇	二七・一八 一一・一五 一五・六六	三・七三 三・〇〇 三・三三	四、三三六 三、〇〇〇 三、〇〇〇	三、七八九	
佐世保市								
新潟市								
長岡市								
高田市								
新發田市								
前橋市								
高崎市								
沼田町								
水戸市								
宇都宮市								
奈良市								
津市								
桑名市								
静岡市		土堰堤	三六・四八	一三六・七五	一五・一五	一三、九〇一	1、801	
豊橋市								

水道名	池數	堰堤ノ體質	總高	總長	下滿ノ水面	總貯水量	總水面積	備考
東京市	二	土堰堤	二七・二三	一、〇四四・四〇	一〇・五〇	一三、三三〇、〇〇〇	一、四三、七三四	總容積 村山上貯水池 二、九三三、三三三立方 村山下貯水池 九、九三三、三三三立方
京都市								
大阪市								
横濱市								
神戸市	三	粗石モルタル積 粗石コンクリート積	三三・三五 三三・三五	九、六七九 一三、〇四三	三二・四〇 三三・三〇	八、一三三、四六八	九〇1,016	
名古屋市	一	鐵筋混泥土中空式 土中心粘土及混泥土	一八・七〇	一六、〇三〇	一八・四八	六、〇六、〇〇〇	七六、〇三三	
小樽市								
室蘭市								
釧路市								
八王子市								
目黒町								
澁谷町								
淀橋町								
青梅町								
峰山町	二	粘土鋼土層混泥土	九・六六	一、〇四四・〇〇	七・二七	二、八〇、〇〇〇	二五、五八九	
堺市	四	三池混泥土堰堤 一池土堰堤	五・四五 六・〇六	四、五六六 二、八八六	四・五五 三・〇〇	一、九、八三三	四、五、四四七	
横須賀市	一	大量コンクリート	六・〇〇	三三・七〇	三・〇〇	一、〇〇〇	一、五二	



水道名	池數	堰堤ノ體質	總高	總長	下滿ノ深面	總貯水量	總水面積	備考
秋田市	一	石造	九・〇四	六四・八四	三・九六	三六、〇三八	六六、〇八八	
福島市	一	石造						
金澤市	一	粗石モルタル積						
高岡市	一	粗石モルタル積						
鳥取市	一	粗石モルタル積						
米子市	一	石造粗石混泥土						
松江市	一	石造粗石混泥土						
岡山市	一	石造粗石混泥土						
倉敷市	一	石造粗石混泥土						
廣島市	一	石造粗石混泥土						
吳市	一	石造粗石混泥土						
尾道市	一	粗石モルタル積表面張石工	三・三三	七九・五九	一九・五九	七、八、空面	二四、七三	
福山市	一	土堰堤	三・八七	一八・七〇	三・〇六	七、七、六、一	九四、九三	
下關市	二	第一貯水池 第二貯水池	三・三三 三・三三	七六・一〇 〇六・一〇	一〇・九一 三・六四	一、二〇〇、〇〇〇	三、〇、一、三、一	原水ノ種類ハ溪流ニシテ自然流下ニヨリ送水スルモノトス 總貯水量ノ内一三、〇七、六、〇〇ハ灌漑用水量ナリ
宇部市	一	土堰堤						
和歌山市	一	土堰堤						
徳島市	一	土堰堤						
高松市	一	土堰堤						
丸亀市	一	土堰堤						
松山市	一	土堰堤						
宇和島市	一	土堰堤						

水源、水路 (其三) 原水貯水池

一一五

水道名	池數	堰堤ノ體質	總高	總長	下滿ノ深面	總貯水量	總水面積	備考
濱松市	一	粘土双金入土堰	三・〇〇	三、四、三、三	一六・〇六	三、三、四、三、三	一、六	
伊東市	一	壁部コンクリート造圓井	五・三三	四、三、三、三	二・七	四、三、三、三	一、六	
熱海市	一	粘土双金入土堰	三・〇〇	三、四、三、三	一六・〇六	三、三、四、三、三	一、六	
甲府市	一	粘土双金入土堰	三・〇〇	三、四、三、三	一六・〇六	三、三、四、三、三	一、六	
大谷町	一	粘土双金入土堰	三・〇〇	三、四、三、三	一六・〇六	三、三、四、三、三	一、六	
長野市	一	粘土双金入土堰	三・〇〇	三、四、三、三	一六・〇六	三、三、四、三、三	一、六	
上田市	一	壁部コンクリート造圓井	五・三三	四、三、三、三	二・七	四、三、三、三	一、六	
松本市	一	壁部コンクリート造圓井	五・三三	四、三、三、三	二・七	四、三、三、三	一、六	
上諏訪町	一	壁部コンクリート造圓井	五・三三	四、三、三、三	二・七	四、三、三、三	一、六	
仙臺市	一	コンクリート	六・〇六	七、七、〇、〇	五・三三	七、八、八、九	三、四、四、九	有效水深二米二七
石巻市	一	コンクリート	六・〇六	七、七、〇、〇	五・三三	七、八、八、九	三、四、四、九	
福島市	一	粘土質内面石張	三・四四	一、〇一、一〇	二・七三	一、三、一、七、九	六、三、三、三	本池ハ淨水場構内ニアリテ沈澄池兼用トス
郡山市	一	粘土質内面石張	三・四四	一、〇一、一〇	二・七三	一、三、一、七、九	六、三、三、三	
若松市	一	粘土質内面石張	三・四四	一、〇一、一〇	二・七三	一、三、一、七、九	六、三、三、三	
青森市	一	玉石コンクリート	二・二四	四、一、八、二	六・六六	三〇、八、八、七	八、二、四、四	總貯水量及總水面積ハ満水面ニシテ堰堤ハ基礎面ナリ
五所川原町	一	玉石コンクリート	二・二四	四、一、八、二	六・六六	三〇、八、八、七	八、二、四、四	
山形市	一	玉石コンクリート	二・二四	四、一、八、二	六・六六	三〇、八、八、七	八、二、四、四	

一一四



水道名	池數	堰堤ノ體質	總高	總長	下流水面	總貯水量	總水面積	備考
木浦府	二池	石堰	六・七	三・六	三・五	四・〇	一・六	
大邱府	三池	石堰	一・五	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	
釜山府	四池	土堰	一・九	一・六	一・六	一・〇	一・〇	
平壤府	土堰堤煉成粘土及金入		一・七	一・六	一・六	一・〇	一・〇	
鎮南浦府	土堰		一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	
新義州府	土堰		一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	
元山府	土堰		一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	
咸興面	土堰		一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	
豐原町	土堰		一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	
大泊町	土堰堤(中心下部混凝土)		一・九	一・六	一・六	一・〇	一・〇	工事中
江景州府	土堰堤		一・五	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	
光州府	土堰堤		一・五	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	
高項府	土堰堤		一・五	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	
浦項府	土堰堤		一・五	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	
鎮海府	土堰堤		一・五	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	
海州府	土堰堤		一・五	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	
平康府	土堰堤		一・五	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	

水道名	池數	堰堤ノ體質	總高	總長	下流水面	總貯水量	總水面積	備考
高知市	一池	混凝土	三・二	三・五	三・七	一・〇	一・〇	
福岡市	一池	混凝土	三・二	三・五	三・七	一・〇	一・〇	
久留米市	一池	土堰堤(中心粘土)	三・九	三・六	三・八	一・〇	一・〇	
門司市	一池	土堰堤	三・二	三・五	三・七	一・〇	一・〇	
小倉市	一池	土堰堤	三・九	三・六	三・八	一・〇	一・〇	
若松市	一池	土堰堤	三・九	三・六	三・八	一・〇	一・〇	
大牟田市	一池	土堰堤	三・九	三・六	三・八	一・〇	一・〇	
八幡市	一池	土堰堤	三・九	三・六	三・八	一・〇	一・〇	
飯塚市	一池	土堰堤	三・九	三・六	三・八	一・〇	一・〇	
大分市	一池	土堰堤	三・九	三・六	三・八	一・〇	一・〇	
別府市	一池	土堰堤	三・九	三・六	三・八	一・〇	一・〇	
中津市	一池	土堰堤	三・九	三・六	三・八	一・〇	一・〇	
佐賀市	一池	土堰堤	三・九	三・六	三・八	一・〇	一・〇	
熊本市	一池	土堰堤	三・九	三・六	三・八	一・〇	一・〇	
鹿兒島市	一池	土堰堤	三・九	三・六	三・八	一・〇	一・〇	
那覇市	一池	土堰堤	三・九	三・六	三・八	一・〇	一・〇	
京城府	一池	土堰堤	三・九	三・六	三・八	一・〇	一・〇	
仁川府	一池	土堰堤	三・九	三・六	三・八	一・〇	一・〇	
群山府	一池	土堰堤	三・九	三・六	三・八	一・〇	一・〇	



第二水源、水路（其四）導水路

水道名	東京市	京都市	大阪市	横濱市	神戸市	名古屋市	函館市	
開 暗 鋼 鐵 鐵 鐵 鐵 鐵	開 暗 鋼 鐵 鐵 鐵 鐵 鐵	開 暗 鋼 鐵 鐵 鐵 鐵 鐵	開 暗 鋼 鐵 鐵 鐵 鐵 鐵	開 暗 鋼 鐵 鐵 鐵 鐵 鐵	開 暗 鋼 鐵 鐵 鐵 鐵 鐵	開 暗 鋼 鐵 鐵 鐵 鐵 鐵	開 暗 鋼 鐵 鐵 鐵 鐵 鐵	
鐵管、木管、鐵筋コンクリート管等ノ區別	鐵筋コンクリート管	鐵筋コンクリート管	鐵筋コンクリート管	鐵筋コンクリート管	鐵筋コンクリート管	鐵筋コンクリート管	鐵筋コンクリート管	
總延長	七六、九三九	九、七〇三	四、九三五	八五、五二九	四、四三三	二四、四三三	一、四九九	
上幅	玉川上水路 九、〇〇九 羽村山 三、三三三 村山 三、三三三 和田 一、七一	最高四、五五 最狹三、七九		二、二二	〇、〇〇〇 〇、〇〇〇 〇、〇〇〇 〇、〇〇〇	〇、〇〇〇 〇、〇〇〇 〇、〇〇〇 〇、〇〇〇	〇、〇〇〇 〇、〇〇〇 〇、〇〇〇 〇、〇〇〇	〇、〇〇〇 〇、〇〇〇 〇、〇〇〇 〇、〇〇〇
下幅	三、〇三三 二、九二二 二、二二二 一、〇九九	四、五五 三、七九		二、二二	〇、〇〇〇 〇、〇〇〇 〇、〇〇〇 〇、〇〇〇	〇、〇〇〇 〇、〇〇〇 〇、〇〇〇 〇、〇〇〇	〇、〇〇〇 〇、〇〇〇 〇、〇〇〇 〇、〇〇〇	〇、〇〇〇 〇、〇〇〇 〇、〇〇〇 〇、〇〇〇
水深	三、〇三三 二、九二二 二、二二二 一、〇九九	四、五五 三、七九		二、二二	〇、〇〇〇 〇、〇〇〇 〇、〇〇〇 〇、〇〇〇	〇、〇〇〇 〇、〇〇〇 〇、〇〇〇 〇、〇〇〇	〇、〇〇〇 〇、〇〇〇 〇、〇〇〇 〇、〇〇〇	〇、〇〇〇 〇、〇〇〇 〇、〇〇〇 〇、〇〇〇
水管延長内課		五九	四、九三五	二、二二	三、三三三	八、三三三	〇、〇〇〇	
備考	開 暗 鋼 鐵 鐵 鐵 鐵 鐵 鐵管延長長長長長長長長 八、〇五五 四、三三三 三、三三三 四、三三三 〇、七五七 〇、七五七 〇、七五七 〇、七五七	開 暗 鋼 鐵 鐵 鐵 鐵 鐵 鐵筋コンクリート管延長長長長長長長長 二、一七九 二、一七九 二、一七九 二、一七九 二、一七九 二、一七九 二、一七九	開 暗 鋼 鐵 鐵 鐵 鐵 鐵 鐵筋コンクリート管延長長長長長長長長 二、一七九 二、一七九 二、一七九 二、一七九 二、一七九 二、一七九 二、一七九	開 暗 鋼 鐵 鐵 鐵 鐵 鐵 鐵筋コンクリート管延長長長長長長長長 二、一七九 二、一七九 二、一七九 二、一七九 二、一七九 二、一七九 二、一七九	開 暗 鋼 鐵 鐵 鐵 鐵 鐵 鐵筋コンクリート管延長長長長長長長長 二、一七九 二、一七九 二、一七九 二、一七九 二、一七九 二、一七九 二、一七九	開 暗 鋼 鐵 鐵 鐵 鐵 鐵 鐵筋コンクリート管延長長長長長長長長 二、一七九 二、一七九 二、一七九 二、一七九 二、一七九 二、一七九 二、一七九	開 暗 鋼 鐵 鐵 鐵 鐵 鐵 鐵筋コンクリート管延長長長長長長長長 二、一七九 二、一七九 二、一七九 二、一七九 二、一七九 二、一七九 二、一七九	開 暗 鋼 鐵 鐵 鐵 鐵 鐵 鐵筋コンクリート管延長長長長長長長長 二、一七九 二、一七九 二、一七九 二、一七九 二、一七九 二、一七九 二、一七九

第一、水源、水路

（其四）導水路

【備考】小數二位以下四捨五入トス

昭和三年度末現在

水道名	臺灣總督府	基隆	花連港	大連	金州	長春	安東
池數	一	一	一	一	一	一	一
堰堤ノ體質	玉石入混泥土	粗石コンクリート	煉瓦	煉瓦	煉瓦	煉瓦	煉瓦
總高	六、六四	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇
總長	六、六四	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇
下滿水深	六、六四	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇
總貯水量	六、六四	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇
總水積面	六、六四	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇
備考	圓形コンクリート	圓形コンクリート	圓形コンクリート	圓形コンクリート	圓形コンクリート	圓形コンクリート	圓形コンクリート







第二 水源、水路 (其四) 導水路

青森市	五所川原町	山形市	秋田	福井市	金澤市	高岡市	鳥取市	米子市	松江市	岡山市	倉敷市	廣島市	吳市	尾道市	福山市	下関市	宇部市	和歌山市	徳島市	高松市
暗渠	暗渠	暗渠	暗渠	暗渠	暗渠	暗渠	暗渠	暗渠	暗渠	暗渠	暗渠	暗渠	暗渠	暗渠	暗渠	暗渠	暗渠	暗渠	暗渠	暗渠
二、五〇四	二、五〇一	九、五八	一〇、八七	四、三二	一、六〇	三、四四	三、四四	三、四四	三、四四	三、四四	三、四四	三、四四	三、四四	三、四四	三、四四	三、四四	三、四四	三、四四	三、四四	三、四四
一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇
一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇
二、八五〇	二、八五〇	二、八五〇	二、八五〇	二、八五〇	二、八五〇	二、八五〇	二、八五〇	二、八五〇	二、八五〇	二、八五〇	二、八五〇	二、八五〇	二、八五〇	二、八五〇	二、八五〇	二、八五〇	二、八五〇	二、八五〇	二、八五〇	二、八五〇
暗渠延長	暗渠延長	暗渠延長	暗渠延長	暗渠延長	暗渠延長	暗渠延長	暗渠延長	暗渠延長	暗渠延長	暗渠延長	暗渠延長	暗渠延長	暗渠延長	暗渠延長	暗渠延長	暗渠延長	暗渠延長	暗渠延長	暗渠延長	暗渠延長
二、八五〇米	二、八五〇米	二、八五〇米	二、八五〇米	二、八五〇米	二、八五〇米	二、八五〇米	二、八五〇米	二、八五〇米	二、八五〇米	二、八五〇米	二、八五〇米	二、八五〇米	二、八五〇米	二、八五〇米	二、八五〇米	二、八五〇米	二、八五〇米	二、八五〇米	二、八五〇米	二、八五〇米

平町	郡山市	若松市	福島市	石巻市	鹽釜町	仙臺市	上諏訪町	上田市	松本市	長野市	大津市	谷村町	甲府市
開渠	煉瓦開渠	木筋コンクリート	鐵筋コンクリート	鐵筋コンクリート	鐵筋コンクリート	鐵筋コンクリート	鐵筋コンクリート	鐵筋コンクリート	鐵筋コンクリート	鐵筋コンクリート	鐵筋コンクリート	鐵筋コンクリート	鐵筋コンクリート
四、六八	一〇、八八	一、三三	九、三	三、一三	三、九〇	一、二六	六、二六	七、六四	一、九六	二、〇五	三、三九	三、三九	
一、八三	一、六	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	
一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	
一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	
一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	
一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	
土管延長	鐵筋コンクリート	鐵筋コンクリート	鐵筋コンクリート	鐵筋コンクリート	鐵筋コンクリート	鐵筋コンクリート	鐵筋コンクリート	鐵筋コンクリート	鐵筋コンクリート	鐵筋コンクリート	鐵筋コンクリート	鐵筋コンクリート	
一、八三米	一、三三米	一、三三米	一、三三米	一、三三米	一、三三米	一、三三米	一、三三米	一、三三米	一、三三米	一、三三米	一、三三米	一、三三米	







水道名	取	水	竝	導	水	水	備	考
平康	鐵管、暗渠、開渠、コンクリート管等ノ區別	總延長 三、八二〇	上幅 米	下幅 米	水深 米	水管延長內課 五百耗以上 四百耗未滿	暗渠延長 二、一八二	鐵管延長 一、八二二
清津	鐵管、暗渠、開渠、コンクリート管等ノ區別	總延長 二、四八〇	上幅 米	下幅 米	水深 米	水管延長內課 五百耗以上 四百耗未滿	暗渠延長 六、一八二	鐵管延長 六、一八二
基隆	鐵管、暗渠、開渠、コンクリート管等ノ區別	總延長 九三〇	上幅 米	下幅 米	水深 米	水管延長內課 五百耗以上 四百耗未滿	暗渠延長 六、四四四	鐵管延長 六、四四四
彰化	鐵管、暗渠、開渠、コンクリート管等ノ區別	總延長 六、五九八	上幅 米	下幅 米	水深 米	水管延長內課 五百耗以上 四百耗未滿	暗渠延長 六、四四四	鐵管延長 六、四四四
臺南	鐵管、暗渠、開渠、コンクリート管等ノ區別	總延長 二、五七〇	上幅 米	下幅 米	水深 米	水管延長內課 五百耗以上 四百耗未滿	暗渠延長 八、九八一	鐵管延長 八、九八一
嘉義	鐵管、暗渠、開渠、コンクリート管等ノ區別	總延長 一、四七六	上幅 米	下幅 米	水深 米	水管延長內課 五百耗以上 四百耗未滿	暗渠延長 八、九八一	鐵管延長 八、九八一
高雄	鐵管、暗渠、開渠、コンクリート管等ノ區別	總延長 八、九八〇	上幅 米	下幅 米	水深 米	水管延長內課 五百耗以上 四百耗未滿	暗渠延長 八、九八一	鐵管延長 八、九八一
花蓮	鐵管、暗渠、開渠、コンクリート管等ノ區別	總延長 二、五七六	上幅 米	下幅 米	水深 米	水管延長內課 五百耗以上 四百耗未滿	暗渠延長 八、九八一	鐵管延長 八、九八一
大連	鐵管、暗渠、開渠、コンクリート管等ノ區別	總延長 一、九四九	上幅 米	下幅 米	水深 米	水管延長內課 五百耗以上 四百耗未滿	暗渠延長 八、九八一	鐵管延長 八、九八一
旅順	鐵管、暗渠、開渠、コンクリート管等ノ區別	總延長 一、九四九	上幅 米	下幅 米	水深 米	水管延長內課 五百耗以上 四百耗未滿	暗渠延長 八、九八一	鐵管延長 八、九八一
金州	鐵管、暗渠、開渠、コンクリート管等ノ區別	總延長 一、九四九	上幅 米	下幅 米	水深 米	水管延長內課 五百耗以上 四百耗未滿	暗渠延長 八、九八一	鐵管延長 八、九八一
荒村	鐵管、暗渠、開渠、コンクリート管等ノ區別	總延長 一、九四九	上幅 米	下幅 米	水深 米	水管延長內課 五百耗以上 四百耗未滿	暗渠延長 八、九八一	鐵管延長 八、九八一
江村	鐵管、暗渠、開渠、コンクリート管等ノ區別	總延長 一、九四九	上幅 米	下幅 米	水深 米	水管延長內課 五百耗以上 四百耗未滿	暗渠延長 八、九八一	鐵管延長 八、九八一
水戸	鐵管、暗渠、開渠、コンクリート管等ノ區別	總延長 一、九四九	上幅 米	下幅 米	水深 米	水管延長內課 五百耗以上 四百耗未滿	暗渠延長 八、九八一	鐵管延長 八、九八一

水道名	取	水	竝	導	水	水	備	考
玉川	鐵管、暗渠、開渠、コンクリート管等ノ區別	總延長 一、六〇〇	上幅 米	下幅 米	水深 米	水管延長內課 五百耗以上 四百耗未滿	暗渠延長 一、九七六	鐵管延長 一、九七六
株式會社	鐵管、暗渠、開渠、コンクリート管等ノ區別	總延長 一、六〇〇	上幅 米	下幅 米	水深 米	水管延長內課 五百耗以上 四百耗未滿	暗渠延長 一、九七六	鐵管延長 一、九七六
沙河口	鐵管、暗渠、開渠、コンクリート管等ノ區別	總延長 二、四三三	上幅 米	下幅 米	水深 米	水管延長內課 五百耗以上 四百耗未滿	暗渠延長 一、九七六	鐵管延長 一、九七六
熊岳城	鐵管、暗渠、開渠、コンクリート管等ノ區別	總延長 二、四三三	上幅 米	下幅 米	水深 米	水管延長內課 五百耗以上 四百耗未滿	暗渠延長 一、九七六	鐵管延長 一、九七六
大石橋	鐵管、暗渠、開渠、コンクリート管等ノ區別	總延長 一、七七一	上幅 米	下幅 米	水深 米	水管延長內課 五百耗以上 四百耗未滿	暗渠延長 一、九七六	鐵管延長 一、九七六
鞍平街	鐵管、暗渠、開渠、コンクリート管等ノ區別	總延長 一、七七一	上幅 米	下幅 米	水深 米	水管延長內課 五百耗以上 四百耗未滿	暗渠延長 一、九七六	鐵管延長 一、九七六
四平街	鐵管、暗渠、開渠、コンクリート管等ノ區別	總延長 一、七七一	上幅 米	下幅 米	水深 米	水管延長內課 五百耗以上 四百耗未滿	暗渠延長 一、九七六	鐵管延長 一、九七六
長春	鐵管、暗渠、開渠、コンクリート管等ノ區別	總延長 一、〇〇九	上幅 米	下幅 米	水深 米	水管延長內課 五百耗以上 四百耗未滿	暗渠延長 一、九七六	鐵管延長 一、九七六
本溪湖	鐵管、暗渠、開渠、コンクリート管等ノ區別	總延長 三、三二二	上幅 米	下幅 米	水深 米	水管延長內課 五百耗以上 四百耗未滿	暗渠延長 一、九七六	鐵管延長 一、九七六
橋頭	鐵管、暗渠、開渠、コンクリート管等ノ區別	總延長 三、三二二	上幅 米	下幅 米	水深 米	水管延長內課 五百耗以上 四百耗未滿	暗渠延長 一、九七六	鐵管延長 一、九七六
撫順	鐵管、暗渠、開渠、コンクリート管等ノ區別	總延長 三、三二二	上幅 米	下幅 米	水深 米	水管延長內課 五百耗以上 四百耗未滿	暗渠延長 一、九七六	鐵管延長 一、九七六
煙臺	鐵管、暗渠、開渠、コンクリート管等ノ區別	總延長 三、三二二	上幅 米	下幅 米	水深 米	水管延長內課 五百耗以上 四百耗未滿	暗渠延長 一、九七六	鐵管延長 一、九七六
道根	鐵管、暗渠、開渠、コンクリート管等ノ區別	總延長 三、三二二	上幅 米	下幅 米	水深 米	水管延長內課 五百耗以上 四百耗未滿	暗渠延長 一、九七六	鐵管延長 一、九七六
株式會社	鐵管、暗渠、開渠、コンクリート管等ノ區別	總延長 三、三二二	上幅 米	下幅 米	水深 米	水管延長內課 五百耗以上 四百耗未滿	暗渠延長 一、九七六	鐵管延長 一、九七六

第三、淨水場

(其一) 沈澄池

昭和三年度末現在

【備考】一、圓形沈澄池ニアリテハ長上部欄ニ上底直徑ヲ長下部欄ニ下底直徑ヲ記入ス  
二、小數二位以下四捨五入

第三 淨水場 (其一) 沈澄池











第三 淨水場 (其一) 沈澱池

水道名	池數	總容積	上部部長	下部部長	上部部幅	下部部幅	總深	有效水深	備考
新義州府	1	6.6	11.3	11.3	8.9	8.7	4.7	10.8	
元山府	1	2.3	10.0	12.3	3.3	9.0	4.5	3.6	
咸興面	1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	
豐原町	1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	
大泊町	1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	
臺北	1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	
彰化	1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	
臺南	1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	
嘉義	1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	
高雄	1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	
花蓮港	1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	
關東廳	1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	
大連	1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	
旅順	1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	
荒川	1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	
江村	1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	
町川	1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	
沙河口	1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	
鞍子	1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	
雙廟子	1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	
本溪湖	1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	
(圓形) 總容積ハ有效水深ニ依リ計算ス									
河水潤濁ニ限り使用ス									

水道名	池數	總容積	上部部長	下部部長	上部部幅	下部部幅	總深	有效水深	備考
若松市	1	1.6	6.2	6.0	5.6	5.4	5.0	4.5	
大牟田市	1	1.6	6.2	6.0	5.6	5.4	5.0	4.5	
八幡市	1	1.6	6.2	6.0	5.6	5.4	5.0	4.5	
飯塚町	1	1.6	6.2	6.0	5.6	5.4	5.0	4.5	
大分市	1	1.6	6.2	6.0	5.6	5.4	5.0	4.5	
別府市	1	1.6	6.2	6.0	5.6	5.4	5.0	4.5	
中津市	1	1.6	6.2	6.0	5.6	5.4	5.0	4.5	
佐賀市	1	1.6	6.2	6.0	5.6	5.4	5.0	4.5	
熊本市	1	1.6	6.2	6.0	5.6	5.4	5.0	4.5	
鹿兒島市	1	1.6	6.2	6.0	5.6	5.4	5.0	4.5	
那覇市	1	1.6	6.2	6.0	5.6	5.4	5.0	4.5	
京城府	1	1.6	6.2	6.0	5.6	5.4	5.0	4.5	
仁川府	1	1.6	6.2	6.0	5.6	5.4	5.0	4.5	
群山市	1	1.6	6.2	6.0	5.6	5.4	5.0	4.5	
木浦府	1	1.6	6.2	6.0	5.6	5.4	5.0	4.5	
大邱府	1	1.6	6.2	6.0	5.6	5.4	5.0	4.5	
釜山府	1	1.6	6.2	6.0	5.6	5.4	5.0	4.5	
平壤府	1	1.6	6.2	6.0	5.6	5.4	5.0	4.5	
鎮南浦府	1	1.6	6.2	6.0	5.6	5.4	5.0	4.5	
(自然ノ溪谷ヲ利用シ設置セルヲ以テ長巾等一定ナラズ)									



水道名	池數	總面積	池ノ大サ		總深	濾床厚	濾過速度	備考
			上部	下部				
安東	二	二、三〇〇	一池	一池	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	昭和三年度中濾過水量 一四一〇七七七七九 立方米
			一池	一池	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	
撫順	四	二、三三三	二池	二池	一、九六一	三、八三	三、〇〇	昭和三年度中濾過水量 一四一〇七七七七九 立方米
			二池	二池	一、九六一	三、八三	三、〇〇	
玉川	七	三、三三〇	二池	二池	一、七〇〇	三、八三	三、〇〇	昭和三年度中濾過水量 一四一〇七七七七九 立方米
			二池	二池	一、七〇〇	三、八三	三、〇〇	
湘南	一	一、〇〇〇	一池	一池	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	昭和三年度中濾過水量 一四一〇七七七七九 立方米
			一池	一池	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
株式會社	一	一、〇〇〇	一池	一池	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	昭和三年度中濾過水量 一四一〇七七七七九 立方米
			一池	一池	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
箱根	一	一、〇〇〇	一池	一池	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	昭和三年度中濾過水量 一四一〇七七七七九 立方米
			一池	一池	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
道根	一	一、〇〇〇	一池	一池	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	昭和三年度中濾過水量 一四一〇七七七七九 立方米
			一池	一池	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	

第三、淨水場

(其二) 濾過池

昭和三年三月三十一日現在

【備考】一、圓形濾過池ニアリテハ長上部欄ニ上底直徑ヲ長下部欄ニ下底直徑ヲ記入シ備考欄ニ  
「圓形」ト附記ス  
二、小數二位以下四捨五入ス  
三、總面積ハ各濾過池面積ノ合計ヲ記入ス

水道名	池數	總面積	池ノ大サ		總深	濾床厚	濾過速度	備考
			上部	下部				

水道名	池數	總面積	池ノ大サ		總深	濾床厚	濾過速度	備考
			上部	下部				
東京市	五	一、六五三	二四池	一五池	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	昭和三年度中濾過水量 一四一〇七七七七九 立方米
京都市	三	九、六八八	二〇池	一四池	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	昭和三年度中濾過水量 一四一〇七七七七九 立方米
大阪市	二	二、六九二	一〇池	一〇池	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	昭和三年度中濾過水量 一四一〇七七七七九 立方米
横濱市	一	二、四三三	一〇池	一〇池	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	昭和三年度中濾過水量 一四一〇七七七七九 立方米
神戸市	三	三、二八八	一〇池	一〇池	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	昭和三年度中濾過水量 一四一〇七七七七九 立方米
名古屋市	二	四、〇〇〇	一〇池	一〇池	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	昭和三年度中濾過水量 一四一〇七七七七九 立方米
函館市	一	九、五五〇	一〇池	一〇池	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	昭和三年度中濾過水量 一四一〇七七七七九 立方米
小樽市	七	八、四八八	一〇池	一〇池	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	昭和三年度中濾過水量 一四一〇七七七七九 立方米
室蘭市	一	三、九七七	一〇池	一〇池	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	昭和三年度中濾過水量 一四一〇七七七七九 立方米
釧路市	一	一、六〇〇	一〇池	一〇池	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	昭和三年度中濾過水量 一四一〇七七七七九 立方米
八王子市	一	一、六〇〇	一〇池	一〇池	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	昭和三年度中濾過水量 一四一〇七七七七九 立方米
目黒町	一	一、六〇〇	一〇池	一〇池	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	昭和三年度中濾過水量 一四一〇七七七七九 立方米
澁谷町	一	一、六〇〇	一〇池	一〇池	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	昭和三年度中濾過水量 一四一〇七七七七九 立方米
淀橋町	一	一、六〇〇	一〇池	一〇池	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	昭和三年度中濾過水量 一四一〇七七七七九 立方米

第三、淨水場 (其二) 濾過池



水道名	池數	總面積	池ノ幅		總深	濾床厚	濾過速度	備考
			上部	下部				
青梅町	三	三、七九	一、五〇	一、五〇	二、八七	一、三〇	六、〇六	〔二池ヲ常用シ一地ヲ豫備トシテ交互ニ使用ス〕
峰山町	三	一、八五	一、三六	一、三六	三、〇〇	一、三〇	三、〇〇	
堺市	六	三、一〇	一、〇〇	一、〇〇	二、九〇	一、二〇	三、〇〇	〔備トシテ交互ニ使用ス〕
横須賀市	四	三、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	二、九〇	一、二〇	三、〇〇	
川崎市	三	三、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	二、九〇	一、二〇	三、〇〇	〔備トシテ交互ニ使用ス〕
姫路市	三	三、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	二、九〇	一、二〇	三、〇〇	
明石市	八	三、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	二、九〇	一、二〇	三、〇〇	〔備トシテ交互ニ使用ス〕
西宮市	三	三、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	二、九〇	一、二〇	三、〇〇	
高砂町	三	三、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	二、九〇	一、二〇	三、〇〇	〔備トシテ交互ニ使用ス〕
豊岡町	三	三、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	二、九〇	一、二〇	三、〇〇	
長崎市	三	三、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	二、九〇	一、二〇	三、〇〇	〔備トシテ交互ニ使用ス〕
佐世保市	三	三、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	二、九〇	一、二〇	三、〇〇	
新潟市	三	三、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	二、九〇	一、二〇	三、〇〇	〔備トシテ交互ニ使用ス〕
長岡市	三	三、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	二、九〇	一、二〇	三、〇〇	
高田市	三	三、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	二、九〇	一、二〇	三、〇〇	〔備トシテ交互ニ使用ス〕
新發田町	三	三、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	二、九〇	一、二〇	三、〇〇	
前橋市	三	三、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	二、九〇	一、二〇	三、〇〇	〔備トシテ交互ニ使用ス〕
新發田町	三	三、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	二、九〇	一、二〇	三、〇〇	

水道名	池數	總面積	池ノ幅		總深	濾床厚	濾過速度	備考
			上部	下部				
高崎市	三	四、五七九	三、六〇	三、六〇	二、七三	一、三〇	三、〇〇	〔底ヨリ笠石下端迄(笠石高一尺)〕
沼田町	三	六、五五	二、八三	二、八三	二、七三	一、三〇	三、〇〇	
水戸市	三	二、五〇	三、五〇	三、五〇	二、九〇	一、三〇	三、〇〇	〔底ヨリ笠石下端迄(笠石高一尺)〕
宇都宮市	三	三、四〇	三、五〇	三、五〇	二、九〇	一、三〇	三、〇〇	
奈良市	四	三、四六	三、〇〇	三、〇〇	二、八六	一、三〇	三、〇〇	〔底ヨリ笠石下端迄(笠石高一尺)〕
津名町	四	三、四六	三、〇〇	三、〇〇	二、八六	一、三〇	三、〇〇	
桑名町	四	三、四六	三、〇〇	三、〇〇	二、八六	一、三〇	三、〇〇	〔底ヨリ笠石下端迄(笠石高一尺)〕
静岡市	四	三、四六	三、〇〇	三、〇〇	二、八六	一、三〇	三、〇〇	
豊橋市	四	三、四六	三、〇〇	三、〇〇	二、八六	一、三〇	三、〇〇	〔底ヨリ笠石下端迄(笠石高一尺)〕
濱松市	四	三、四六	三、〇〇	三、〇〇	二、八六	一、三〇	三、〇〇	
伊東町	四	三、四六	三、〇〇	三、〇〇	二、八六	一、三〇	三、〇〇	〔底ヨリ笠石下端迄(笠石高一尺)〕
熱海市	四	三、四六	三、〇〇	三、〇〇	二、八六	一、三〇	三、〇〇	
甲府市	四	三、四六	三、〇〇	三、〇〇	二、八六	一、三〇	三、〇〇	〔底ヨリ笠石下端迄(笠石高一尺)〕
谷村町	四	三、四六	三、〇〇	三、〇〇	二、八六	一、三〇	三、〇〇	
大津市	四	三、四六	三、〇〇	三、〇〇	二、八六	一、三〇	三、〇〇	〔底ヨリ笠石下端迄(笠石高一尺)〕
長野市	四	三、四六	三、〇〇	三、〇〇	二、八六	一、三〇	三、〇〇	
松本市	四	三、四六	三、〇〇	三、〇〇	二、八六	一、三〇	三、〇〇	〔底ヨリ笠石下端迄(笠石高一尺)〕
上田市	四	三、四六	三、〇〇	三、〇〇	二、八六	一、三〇	三、〇〇	
上諏訪町	四	三、四六	三、〇〇	三、〇〇	二、八六	一、三〇	三、〇〇	〔底ヨリ笠石下端迄(笠石高一尺)〕
仙臺町	四	三、四六	三、〇〇	三、〇〇	二、八六	一、三〇	三、〇〇	
鹽釜町	四	三、四六	三、〇〇	三、〇〇	二、八六	一、三〇	三、〇〇	〔底ヨリ笠石下端迄(笠石高一尺)〕
石巻市	四	三、四六	三、〇〇	三、〇〇	二、八六	一、三〇	三、〇〇	
福島市	三	三、四六	三、〇〇	三、〇〇	二、八六	一、三〇	三、〇〇	〔底ヨリ笠石下端迄(笠石高一尺)〕
若松市	三	三、四六	三、〇〇	三、〇〇	二、八六	一、三〇	三、〇〇	

〔底ヨリ笠石下端迄(笠石高一尺)〕

〔濾床面積ハ四六九〇平方方米〕

該當事項ナシ

〔内一面ハ豫備濾蓋ヲ施入〕

〔總深ハ濾蓋上端ヨリ〕







第三淨水場(其二) 濾過地

水道名	池數	總面積	池長		池幅		總深	濾床厚	濾過速度	備考
			上部	下部	上部	下部				
新義州府	二	一、九八	二、一三	二、一三	八、五七	八、五七	二、四八	一一一	四、〇〇	
元山府	一	一、〇一	二、三三	二、三三	一〇、六六	一〇、六六	二、三三	一一一	二、〇〇	
咸興町	三	一、四七	二、六〇	二、六〇	一〇、六六	一〇、六六	二、三三	一一一	二、〇〇	
大泊町	三	一、三六	九、五三	九、五三	六、三三	六、三三	二、〇〇	一一一	二、〇〇	工事中
豐原町	三	一、四七	二、六〇	二、六〇	一〇、六六	一〇、六六	二、三三	一一一	二、〇〇	
江州府	二	一、一〇	九、一〇	九、一〇	六、一〇	六、一〇	二、一〇	一一一	二、〇〇	
全州州	二	一、一〇	九、一〇	九、一〇	六、一〇	六、一〇	二、一〇	一一一	二、〇〇	
高州府	一	一、一〇	九、一〇	九、一〇	六、一〇	六、一〇	二、一〇	一一一	二、〇〇	
浦項州	二	一、一〇	九、一〇	九、一〇	六、一〇	六、一〇	二、一〇	一一一	二、〇〇	
金州府	二	一、一〇	九、一〇	九、一〇	六、一〇	六、一〇	二、一〇	一一一	二、〇〇	
晉州府	一	一、一〇	九、一〇	九、一〇	六、一〇	六、一〇	二、一〇	一一一	二、〇〇	
海州府	一	一、一〇	九、一〇	九、一〇	六、一〇	六、一〇	二、一〇	一一一	二、〇〇	
義州府	一	一、一〇	九、一〇	九、一〇	六、一〇	六、一〇	二、一〇	一一一	二、〇〇	
春川州	二	一、一〇	九、一〇	九、一〇	六、一〇	六、一〇	二、一〇	一一一	二、〇〇	
平康州	二	一、一〇	九、一〇	九、一〇	六、一〇	六、一〇	二、一〇	一一一	二、〇〇	
清津府	一	一、一〇	九、一〇	九、一〇	六、一〇	六、一〇	二、一〇	一一一	二、〇〇	
會寧府	二	一、一〇	九、一〇	九、一〇	六、一〇	六、一〇	二、一〇	一一一	二、〇〇	

水道名	池數	總面積	池長		池幅		總深	濾床厚	濾過速度	備考
			上部	下部	上部	下部				
大分市	四	四、〇〇〇	四、〇〇	四、〇〇	三、三〇	三、三〇	二、三三	一〇〇	三、三〇	
別府市	七	三、七九六	三、七〇	三、七〇	三、〇〇	三、〇〇	二、三三	一一一	四、〇〇	
中津市	四	九、八〇	二、九〇	二、九〇	一、〇〇	一、〇〇	二、六四	一一一	五、〇〇	
佐賀市	八	五、一〇	二、八〇	二、八〇	一、五〇	一、五〇	二、六四	一一一	六、〇〇	濾過槽
熊本市	一	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一一一	一、〇〇	
鹿兒島市	一	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一一一	一、〇〇	
那霸市	一	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一一一	一、〇〇	
京城府	九	七、七七七	三、三〇	三、三〇	二、二二	二、二二	二、〇九	一一一	九、〇〇	自至 蘆島水源池 鷺梁津水源池
仁川府	四	四、三三七	四、〇〇	四、〇〇	二、六〇	二、六〇	二、〇九	一一一	九、〇〇	
群山府	三	三、三三七	三、三〇	三、三〇	二、六〇	二、六〇	二、〇九	一一一	九、〇〇	
木浦府	四	一、一六〇	一、一〇	一、一〇	一、〇〇	一、〇〇	二、〇九	一一一	九、〇〇	圓形
大邱府	四	一、一六〇	一、一〇	一、一〇	一、〇〇	一、〇〇	二、〇九	一一一	九、〇〇	圓形濾過池
釜山府	九	三、七四五	三、七〇	三、七〇	二、七〇	二、七〇	二、〇九	一一一	九、〇〇	聖池谷水源池 高遠見水源池
平壤府	四	三、八七四	三、八〇	三、八〇	二、七〇	二、七〇	二、〇九	一一一	九、〇〇	
鎮南浦府	五	一、三三〇	一、三〇	一、三〇	一、二〇	一、二〇	二、〇九	一一一	九、〇〇	



水道名	池數	總面積	池ノ長		池ノ幅		總深	床厚	一晝夜 濾過速度	備考
			上部	下部	上部	下部				
臺灣總督府	八	九、八三	三、七八	三、七二	三、〇〇	三、七〇	三、三三	一、五三	三、〇〇	
基隆	六	四、一三	三、〇〇	三、七〇	三、三三	三、三三	三、三三	一、二一	三、〇〇	
彰化	五	二、二二	三、三三	一、八一	一、八一	一、八一	二、七三	三、〇〇	三、〇〇	
臺南	一	一、四六	三、六四	三、六四	—	—	二、四三	九、〇〇	三、〇〇	(急速濾過器) マザーア ラツト式
嘉義	三	三、〇六	三、〇〇	二、九七	三、二二	三、二二	二、七三	九、〇〇	三、〇〇	
高雄	二	三、〇六	三、〇〇	二、九七	三、二二	三、二二	二、七三	九、〇〇	三、〇〇	
花蓮	二	八、八一	三、〇〇	三、〇〇	一、八一	一、八一	一、九六	九、〇〇	三、〇〇	
關東	一〇	三、二七	三、二七	三、二七	三、二七	三、二七	三、二七	三、二七	三、二七	
大連	一	一、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	
旅順	一	一、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	
金州	一	一、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	
荒川	六	一、六三	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	
町川	八	五、九六	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	
江村	三	一、四三	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	
沙河口	三	一、四三	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	
鞍山	三	一、四三	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	
本溪湖	三	一、四三	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	
安東	六	一、四三	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	
撫順	八	一、四三	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	

濾過器ノ附屬沈澱塔内  
徑二米七三  
高六米〇九  
二ヶヲ有ス

三池ハ工事中

急速  
急速

(急速濾過器) マザーア  
ラツト式

水道名	池數	總面積	池ノ長		池ノ幅		有效水深	備考	
			上部	下部	上部	下部			
玉川會社	九	九、三二	三、〇〇	一、八一	一、八一	一、八一	二、七三	三、〇〇	
株式會社	二	二、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	
湖南會社	二	二、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	
株式會社	二	二、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	
道橋會社	二	二、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	
株式會社	二	二、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	

第三、淨水場

昭和三年三月三十一日現在

【備考】一、圓形淨水池ニアリテハ長上部欄ニ上底直徑ヲ長下部欄ニ下底直徑ヲ記入ス  
二、小數二位以下四捨五入ス  
三、總面積ハ各淨水池容積ノ合計ヲ記入ス

第三淨水場 (其三) 淨水地

水道名	池數	總面積	池ノ長		池ノ幅		有效水深	備考
			上部	下部	上部	下部		
東京市	四	一、三三	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	淀橋 芝本郷 和田堀
京都市	三	二、六三	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	蹴上(高區低區) 松ヶ崎
大阪市	九	一、三三	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	



第三 淨水場 (其三) 淨水地

水道名	池數	總容積	一池ノ長	大部ノ幅	有效水深	備考
青梅町	二	一、五〇〇	一三・八三	一三・八三	三・六四	
峰山町	一	二、〇〇〇	一〇・九一	八・一八	三・〇三	
堺市	一	二、〇〇〇	一〇・九一	二〇・九二	三・〇三	
横須賀市	三	二、五〇〇	二二・八三	一〇・九一	四・〇九	圓形
川崎市	三	三、〇〇〇	二二・八三	一〇・九一	四・〇九	圓形
姫路市	三	三、〇〇〇	二二・八三	一〇・九一	四・〇九	圓形
尼崎市	三	三、〇〇〇	二二・八三	一〇・九一	四・〇九	圓形
明石市	三	三、〇〇〇	二二・八三	一〇・九一	四・〇九	圓形
西宮市	三	三、〇〇〇	二二・八三	一〇・九一	四・〇九	圓形
高砂町	一	一、〇〇〇	一三・八三	一三・八三	三・六四	二池ニ區分シ流導壁ヲ設ケアリ
長崎市	六	一、一〇〇	一三・八三	一三・八三	三・六四	圓形
佐世保市	三	三、〇〇〇	二二・八三	一〇・九一	四・〇九	圓形
新潟市	三	三、〇〇〇	二二・八三	一〇・九一	四・〇九	圓形
長岡市	一	一、〇〇〇	一三・八三	一三・八三	三・六四	圓形
高田市	三	三、〇〇〇	二二・八三	一〇・九一	四・〇九	圓形
前橋市	三	三、〇〇〇	二二・八三	一〇・九一	四・〇九	圓形
沼田市	三	三、〇〇〇	二二・八三	一〇・九一	四・〇九	圓形
水戸市	三	三、〇〇〇	二二・八三	一〇・九一	四・〇九	圓形
宇都宮市	三	三、〇〇〇	二二・八三	一〇・九一	四・〇九	圓形

水道名	池數	總容積	一池ノ長	大部ノ幅	有效水深	備考
横濱市	七	六、三六四	二七・七三	四七・七〇	五・四五	西谷(圓形)、野毛山
神戸市	四	三、一四三	二七・七三	四七・七〇	五・四五	北野構場
名古屋市	四	四、七〇〇	二七・七三	四七・七〇	五・四五	奥平野構場
函館市	四	一、四〇一	一三・八三	一三・八三	三・〇三	熊内構場
小樽市	六	一〇〇、〇〇〇	一〇・九一	一〇・九一	四・〇九	高區 第一低區 第二低區
室蘭市	三	二、三〇〇	二二・八三	一〇・九一	四・〇九	
釧路市	三	三、九八八	二二・八三	一〇・九一	四・〇九	配水池
八王子市	三	三、九八八	二二・八三	一〇・九一	四・〇九	圓筒形
目黒町	三	三、九八八	二二・八三	一〇・九一	四・〇九	圓筒形
澁谷町	三	三、九八八	二二・八三	一〇・九一	四・〇九	圓筒形
淀橋町	三	三、九八八	二二・八三	一〇・九一	四・〇九	圓筒形



水道名	池數	總容積	上部	下部	上部	下部	有效水深	備考
平森町	二	1,100	31.4	31.4	14.2	14.2	3.0	
青森市	二	1,100	31.4	31.4	14.2	14.2	3.0	
五所川原町	二	1,100	31.4	31.4	14.2	14.2	3.0	
山形市	二	1,100	31.4	31.4	14.2	14.2	3.0	
秋田市	二	1,100	31.4	31.4	14.2	14.2	3.0	
福島市	二	1,100	31.4	31.4	14.2	14.2	3.0	
金澤市	二	1,100	31.4	31.4	14.2	14.2	3.0	
高岡市	二	1,100	31.4	31.4	14.2	14.2	3.0	
鳥取市	二	1,100	31.4	31.4	14.2	14.2	3.0	
米子市	二	1,100	31.4	31.4	14.2	14.2	3.0	
松江市	二	1,100	31.4	31.4	14.2	14.2	3.0	
岡山市	二	1,100	31.4	31.4	14.2	14.2	3.0	
倉敷市	二	1,100	31.4	31.4	14.2	14.2	3.0	
広島市	二	1,100	31.4	31.4	14.2	14.2	3.0	
吳市	二	1,100	31.4	31.4	14.2	14.2	3.0	
尾道市	二	1,100	31.4	31.4	14.2	14.2	3.0	
福山市	二	1,100	31.4	31.4	14.2	14.2	3.0	
下關市	二	1,100	31.4	31.4	14.2	14.2	3.0	
宇部市	二	1,100	31.4	31.4	14.2	14.2	3.0	
和歌山市	二	1,100	31.4	31.4	14.2	14.2	3.0	
徳島市	二	1,100	31.4	31.4	14.2	14.2	3.0	
高松市	二	1,100	31.4	31.4	14.2	14.2	3.0	

水道名	池數	總容積	上部	下部	上部	下部	有效水深	備考
奈良市	一	3,399	27.7	27.7	27.7	27.7	3.18	
津市	一	3,399	27.7	27.7	27.7	27.7	3.18	
桑名市	一	3,399	27.7	27.7	27.7	27.7	3.18	
静岡市	一	3,399	27.7	27.7	27.7	27.7	3.18	
豊橋市	一	3,399	27.7	27.7	27.7	27.7	3.18	
濱松市	一	3,399	27.7	27.7	27.7	27.7	3.18	
伊東市	一	3,399	27.7	27.7	27.7	27.7	3.18	
熱海市	一	3,399	27.7	27.7	27.7	27.7	3.18	
甲府市	一	3,399	27.7	27.7	27.7	27.7	3.18	
谷村町	一	3,399	27.7	27.7	27.7	27.7	3.18	
大津市	一	3,399	27.7	27.7	27.7	27.7	3.18	
長野市	一	3,399	27.7	27.7	27.7	27.7	3.18	
松本市	一	3,399	27.7	27.7	27.7	27.7	3.18	
上田市	一	3,399	27.7	27.7	27.7	27.7	3.18	
上諏訪町	一	3,399	27.7	27.7	27.7	27.7	3.18	
仙臺市	一	3,399	27.7	27.7	27.7	27.7	3.18	
鹽釜市	一	3,399	27.7	27.7	27.7	27.7	3.18	
福島市	一	3,399	27.7	27.7	27.7	27.7	3.18	
若松市	一	3,399	27.7	27.7	27.7	27.7	3.18	
郡山市	一	3,399	27.7	27.7	27.7	27.7	3.18	



水道名	池數	總容積	池ノ大サ		有効水深	備考
			上部	下部		
京城府	二	三、九九九	一八・七〇	一八・四八	三・〇	養島水源池
仁川府	二	三、八九六	一八・九四	一八・九四	三・二	養島水源池
群山府	二	八、三三五	一四・一三	一四・一三	三・三	聖地谷水源池
木浦府	二	六、七三三	一四・一三	一四・一三	三・三	伏兵山配水池
大邱府	八	八、三三五	一四・一三	一四・一三	三・三	高遠見水源池
釜山府	八	八、三三五	一四・一三	一四・一三	三・三	(圓形) 牧島配水池
平壤府	四	六、七三三	一四・一三	一四・一三	三・三	配水池
鎮南浦府	一	三、三三三	一〇・九一	一〇・九一	三・〇	圓形配水池
新義州府	一	二、七八	一〇・九一	一〇・九一	三・〇	圓形配水池
元山府	一	一、八三一	一七・九四	一七・九四	三・三	配水池
咸興面	一	一、八三一	一七・九四	一七・九四	三・三	配水池
豐原町	一	一、八三一	一七・九四	一七・九四	三・三	配水池
大泊町	一	一、八三一	一七・九四	一七・九四	三・三	配水池
朝鮮總督府	一	一、八三一	一七・九四	一七・九四	三・三	配水池
公州府	一	一、八三一	一七・九四	一七・九四	三・三	圓形
鎮海府	一	一、八三一	一七・九四	一七・九四	三・三	圓形
臺灣總督府	一	一、八三一	一七・九四	一七・九四	三・三	圓形
臺北府	一	一、八三一	一七・九四	一七・九四	三・三	圓形
基隆府	一	一、八三一	一七・九四	一七・九四	三・三	圓形
臺中府	一	一、八三一	一七・九四	一七・九四	三・三	圓形
彰化府	一	一、八三一	一七・九四	一七・九四	三・三	圓形

水道名	池數	總容積	池ノ大サ		有効水深	備考
			上部	下部		
丸龜市	二	一、三七八	一四・五四	一四・五四	四・五	
松山市	二	一、八七五	一四・三四	一四・三四	三・六	
宇和島市	二	三、〇〇〇	一四・三四	一四・三四	四・八	
高知市	二	三、〇〇〇	一四・三四	一四・三四	四・八	
福岡市	二	七、三〇〇	一四・三四	一四・三四	四・七	
久留米市	二	四、〇〇〇	一四・三四	一四・三四	四・七	
門司市	二	五、七七八	一四・三四	一四・三四	四・七	
小倉市	二	四、〇〇〇	一四・三四	一四・三四	四・七	
若松市	三	四、二七九	一四・三四	一四・三四	四・四	
大牟田市	一	三、八二二	一四・三四	一四・三四	四・四	
八幡市	一	八、八八二	一四・三四	一四・三四	四・〇	池ノ内部ハ上部ト下部トハ同一寸法ニシテ 一部ヲ外部ニ擴大築造セリ
飯塚町	二	一、七〇	一四・三四	一四・三四	四・〇	高區用
大分市	二	三、一〇〇	一四・三四	一四・三四	四・〇	低區用
別府市	二	三、一〇〇	一四・三四	一四・三四	四・〇	高區用
中津市	二	四、六四〇	一四・三四	一四・三四	四・〇	高區用
佐賀市	二	六、七三三	一四・三四	一四・三四	四・〇	高區用
熊本市	二	一、九四八	一四・三四	一四・三四	三・〇	圓形
鹿兒島市	二	一、九四八	一四・三四	一四・三四	三・〇	長方形
那覇市	二	五、三三八	一四・三四	一四・三四	四・二	配水池







第四、唧筒

(其一) 取水唧筒

昭和三年度末現在

水道名	臺數	名稱	型式	原動力	製造所名	工率	最大揚水落差	夜間最大揚水量	備考
東京市	八	渦巻唧筒	横式單段	電	英國アレン父子會社 荏原製作所	一臺 二臺 三臺 九	一三・〇 一四・〇 一四・〇 一四・〇	一九、〇〇〇 二四、〇〇〇 三三、〇〇〇 四〇、〇〇〇	本市水道ハ自然源下ニ使リ 水ヲ取入ルルモ川ノ水 精製スル於テ多ク水 管井ノ取入ルル爲メ 水ヲ取入ルル爲メ 管井ノ取入ルル爲メ
京都市	三	渦巻唧筒	復式	電	九臺 四臺 アレン父子會社 日立製作所	六臺 三臺 二臺 一臺	八・四 八・四 三・〇 三・〇	五〇、〇〇〇 五〇、〇〇〇 二七、〇〇〇 二七、〇〇〇	
大阪市	三	渦巻唧筒	復式	電	氣 荏原製作所	三臺	四・〇	四〇、〇〇〇	
神戸市	一	セントリフューガル唧筒	離心型	電	京都 奥村電氣商會	一	四・五	一七、〇〇〇	
横濱市	一	三臺タービン唧筒	横置式	電	帝國機械製作所	一	一・〇	一〇、〇〇〇	一晝夜揚水量一七三 立方米ナルモ現在 於テハ平均一日四時 間使用
名古屋市	一	三臺タービン唧筒	横置式	電	帝國機械製作所	一	一・〇	一〇、〇〇〇	
小樽市	一	タービン唧筒	同	電	荏原製作所	一	一・〇	一〇、〇〇〇	
函館市	一	タービン唧筒	同	電	荏原製作所	一	一・〇	一〇、〇〇〇	
室蘭市	一	タービン唧筒	同	電	荏原製作所	一	一・〇	一〇、〇〇〇	
釧路市	一	タービン唧筒	同	電	荏原製作所	一	一・〇	一〇、〇〇〇	
八王子市	一	タービン唧筒	同	電	荏原製作所	一	一・〇	一〇、〇〇〇	
目黒町	一	タービン唧筒	同	電	荏原製作所	一	一・〇	一〇、〇〇〇	
澁谷町	一	タービン唧筒	同	電	荏原製作所	一	一・〇	一〇、〇〇〇	

水道名	臺數	名稱	型式	原動力	製造所名	工率	最大揚水落差	夜間最大揚水量	備考
淀橋町	一	タービン唧筒	同	電	荏原製作所	一	一・〇	一〇、〇〇〇	
青梅町	一	タービン唧筒	同	電	荏原製作所	一	一・〇	一〇、〇〇〇	
峰山町	一	タービン唧筒	同	電	荏原製作所	一	一・〇	一〇、〇〇〇	
堀市	一	タービン唧筒	同	電	荏原製作所	一	一・〇	一〇、〇〇〇	
横須賀市	一	タービン唧筒	同	電	荏原製作所	一	一・〇	一〇、〇〇〇	
川崎市	一	タービン唧筒	同	電	荏原製作所	一	一・〇	一〇、〇〇〇	
姫路市	一	タービン唧筒	同	電	荏原製作所	一	一・〇	一〇、〇〇〇	
尼崎市	一	タービン唧筒	同	電	荏原製作所	一	一・〇	一〇、〇〇〇	
明石市	一	タービン唧筒	同	電	荏原製作所	一	一・〇	一〇、〇〇〇	
西宮市	一	タービン唧筒	同	電	荏原製作所	一	一・〇	一〇、〇〇〇	
高砂町	一	タービン唧筒	同	電	荏原製作所	一	一・〇	一〇、〇〇〇	
豊岡町	一	タービン唧筒	同	電	荏原製作所	一	一・〇	一〇、〇〇〇	
長崎町	一	タービン唧筒	同	電	荏原製作所	一	一・〇	一〇、〇〇〇	
佐世保市	一	タービン唧筒	同	電	荏原製作所	一	一・〇	一〇、〇〇〇	

第四 唧筒 (其一) 取水唧筒







第四 唧筒 (其一) 取水唧筒

水道名	臺數	名稱	型式	原動力	製造所名	工率ノ	最大揚水落差	一臺ノ最大揚水量	備考
福岡市	四	離心動唧筒	横置式	電	日立製作所	四	三六〇	六、五六	内一臺ハ豫備トス
久留米市									
門司市									
小倉市									
若松市	五	タービン唧筒	直立型四段タービン式	電	三井三池製作所	六	一〇〇・〇	三、〇〇〇	一臺ハ豫備トス
大牟田市									
八幡市	三	渦巻唧筒	未定	電	氣未定	三	一〇〇	七、一〇〇	
戸畑市									
飯塚市	二	離心動ポンプ	シングルサクシヨ	電	日立製作所	二	三・六四	三、六〇	
別府市									
中津市	三	復吸水離心動唧筒	電動氣直結式	電	西島製作所	三	二・二	二、八六	
佐賀市	五	空氣壓縮機タービン唧筒	横置式	電	常盤商事合資會 日本電氣鐵工株式會社	五		一、五三 一、三九 一、〇〇 五〇〇	
熊本市									
鹿兒島市									
那覇市									
京城府	四	二臺 低揚唧筒 一臺 離心動唧筒	セントリフューガ ル式 立復式機關	電 蒸	浦賀ドック株式會 英國ウォルシント ン會社	四	二・七 九・〇	一、五三 一、三三 一、八七	豫備
仁川府	三	一臺 低揚唧筒	セントリフューガ ル式 ヒューガル型	火 電	浦賀ドック株式會 同社	三	二・三	一、五三 一、八七	ヒューガル型、及離 心型各一臺ハ豫備ト ス

水道名	臺數	名稱	型式	原動力	製造所名	工率ノ	最大揚水落差	一臺ノ最大揚水量	備考
倉敷市									
廣島市	六	渦巻ポンプ	四臺 横置型 二臺 直立型井ノ口式	電	獨逸シメンス 製作所 アール 米國ゼネラル レクタリ會社 唧筒住原製作所 電動機明電會	六	九・七	一四、七三	
尾道市									
福山市									
下關市									
宇部市	三	タービン唧筒	井ノ口式直結	電	荏原製作所	三	一六・〇	三、四四	{取水場ヨリ淨水場へ 送水用}
和歌山市	四	タービン唧筒 羽根付二段タービ ン	直結横軸	電	荏原製作所	四	二・七	六、六二	
徳島市	三	渦巻唧筒	電動氣直結	電	氣奥村電氣製作所	三	一九・元	二、四〇	
高松市	八	四臺 渦巻唧筒 一臺 タービン唧筒 三臺 ボール唧筒	電動機直結 電動機直結 二段電動機直結	電	日立製作所	八	七・〇 七・〇 七・〇 七・〇 七・〇 七・〇 七・〇 七・〇	三、一〇 三、一〇 三、一〇 三、一〇 三、一〇 三、一〇 三、一〇 三、一〇	
丸龜市	ニ	タービン唧筒	單段壓送型	電	西島製作所	ニ	三・〇	三、〇〇	{外ニガソリン唧筒一 臺豫備}
松山市									
宇和島市									
高知市	四	渦巻唧筒	復吸水式	ガ ソ リ ン	西島製作所 帝國機械製作所	四	六・六	四、〇八	ガソリン唧筒ハ豫備







水道名	臺數	名稱	型式	原動力	製造所名	工率ノ	最大揚水落差	一臺ノ最大送水量	備考
東京市	六	タービン唧筒	横式單段	電力	二臺荏原製作所 一臺日立製作所 一臺ブルツァー	キロワット 二六〇	四・五〇	三、三〇	本市ハ主トシテ自然 流下ナルモ市内ニ ニ流下ナルモ市内ニ ニ流下ナルモ市内ニ ニ流下ナルモ市内ニ
京都市	七	四臺タービン唧筒 三臺セントリフ タービン式 三臺タービン唧筒	タービン式	同電力	スイスエツシャウ ブルザー會社	二九 二七〇	三・五二 六・六一	一八、七三 二、六〇〇	六臺設備ス 六臺設備ス 六臺設備ス 六臺設備ス 六臺設備ス 六臺設備ス
大阪市	三	六臺蒸氣タービ ン連結渦卷唧筒 十五臺電動機直 結タービン唧筒	離心型 シングルステー ジ	蒸氣	氣エツシャイエス社 二臺ブルツァー 三臺日立製作所	一、〇七 三三 三〇八	五・〇〇 五・〇〇 六・一〇〇	一三、九一〇 三、四四〇 一八、二四〇	山層及高層 中層 高層 最高層
横濱市	九	三臺川上式水壓 機 六臺タービン 唧筒	唧筒直動式 唧筒直結式	水力	力川崎造船所 一臺三菱造船所 五臺荏原製作所 五臺スイスブル ザー會社 三臺荏原製作所	三三 九七 二一 二一 二一 二一	七・〇三 三・三三 三・三三 三・三三 三・三三 三・三三	一、九一六 五、九五 一、三三 一、三三 一、三三 一、三三	
神戸市	八	求心型唧筒	タービン式	電力	氣荏原製作所	二	三・九一	一六、〇九四	
名古屋市	二	三段タービン	のくち式	電力	氣荏原製作所	三	五・〇〇	一〇五、九四四	
函館市	三	タービン唧筒	一段式	電力	氣ブルツァー	一	一五・四〇	一五、四〇〇	
小樽市	三	タービン唧筒	一段式	電力	氣ブルツァー	一	一五・四〇	一五、四〇〇	
室蘭市	三	タービン唧筒	一段式	電力	氣ブルツァー	一	一五・四〇	一五、四〇〇	
釧路市	三	タービン唧筒	一段式	電力	氣ブルツァー	一	一五・四〇	一五、四〇〇	

水道名	臺數	名稱	型式	原動力	製造所名	工率ノ	最大揚水落差	一臺ノ最大送水量	備考
八王子市	三	高揚ポンプ	二段タービン	電力	氣西島製作所	一	二・五〇	三、一八	
目黒町	一	タービン唧筒	横式二段	電力	氣瑞西ブルツァー 兄弟會社	一	四・九七	八、四〇〇	
澁谷町	一	タービン唧筒	のくち式四時六 段	電力	氣荏原製作所	一	九・〇〇	一、三三六	取水兩用トス
青梅町	一	タービン唧筒	のくち式四時六 段	電力	氣荏原製作所	一	九・〇〇	一、三三六	
淀橋町	一	タービン唧筒	のくち式四時六 段	電力	氣荏原製作所	一	九・〇〇	一、三三六	
峰山町	一	タービン唧筒	のくち式四時六 段	電力	氣荏原製作所	一	九・〇〇	一、三三六	
堺市	六	送水唧筒	二臺複動フラン ジル型 三臺離心型 二臺WTV型	電力	二臺木岡鐵工所 一臺ブルツァー 兄弟會社 一臺ブルツァー 兄弟會社	二 二 二 二	一四・〇二	三、九〇九 三、九〇九 三、九〇九 三、九〇九	
横須賀市	八	四臺タービン 四臺トリプレツ クス	大型二臺 小型二臺 小型二臺	電力	石川島造船所 早川鐵工所 アボロ鐵工所 浦賀ドック會 社	四 二 二 二	二四・八四 一八・四八 一八・四八 二四・八四	一、四四四 一、四四四 一、四四四 一、四四四	
川崎市	六	高壓タービン唧筒 構置式	二段式	電力	力荏原製作所	三	三・三三	三、〇〇〇	
姫路市	三	タービン唧筒	二段式	電力	氣エツシャウ イス	六	四・八〇	六、四九二	
尼崎市	四	二聯成タービン 唧筒	電動機直結横式 單段	電力	三臺帝國機械製 作所 一臺西島製作所	三 三	三・三三 三・三三	二、八四八 二、八四八	
明石市	一	タービン唧筒	電動機(直結)	電力	藤田鐵業 西島製作所	三	二九・四〇	三、八四六	
西宮市	一	タービン唧筒	電動機(直結)	電力	藤田鐵業 西島製作所	三	二九・四〇	三、八四六	
高砂町	二	八時複吸水ター ビン唧筒	直結式 クランプ及ベル ト	電力	氣西島製作所	二	二二・〇〇	二、七	毎秒四 二七
豊岡町	一	タービン唧筒	一段式	電力	氣西島製作所	一	二二・〇〇	二、七	







第四 唧筒 (其二) 送水唧筒

水道名	臺數	名稱	型式	原動力	製造所名	工率ノ	最大揚水落差	一臺ノ最大送水量	備考
福山市	1	タービン唧筒	タービン	電	西島製作所	1	100	1,000	設計中
下關市	1	タービン唧筒	タービン	電	西島製作所	1	100	1,000	設計中
宇部市	1	タービン唧筒	タービン	電	西島製作所	1	100	1,000	設計中
和歌山市	1	タービン唧筒	タービン	電	西島製作所	1	100	1,000	設計中
徳島市	1	タービン唧筒	タービン	電	西島製作所	1	100	1,000	設計中
高松市	1	タービン唧筒	タービン	電	西島製作所	1	100	1,000	設計中
丸亀市	1	タービン唧筒	タービン	電	西島製作所	1	100	1,000	設計中
松山市	1	タービン唧筒	タービン	電	西島製作所	1	100	1,000	設計中
宇和島市	1	タービン唧筒	タービン	電	西島製作所	1	100	1,000	設計中
高知市	1	タービン唧筒	タービン	電	西島製作所	1	100	1,000	設計中
福岡市	1	タービン唧筒	タービン	電	西島製作所	1	100	1,000	設計中
久留米市	1	タービン唧筒	タービン	電	西島製作所	1	100	1,000	設計中
門司市	1	タービン唧筒	タービン	電	西島製作所	1	100	1,000	設計中
小倉市	1	タービン唧筒	タービン	電	西島製作所	1	100	1,000	設計中
若松市	1	タービン唧筒	タービン	電	西島製作所	1	100	1,000	設計中
大牟田市	1	タービン唧筒	タービン	電	西島製作所	1	100	1,000	設計中
八幡市	1	タービン唧筒	タービン	電	西島製作所	1	100	1,000	設計中
戸畑市	1	タービン唧筒	タービン	電	西島製作所	1	100	1,000	設計中
飯塚市	1	タービン唧筒	タービン	電	西島製作所	1	100	1,000	設計中
大分市	1	タービン唧筒	タービン	電	西島製作所	1	100	1,000	設計中

水道名	臺數	名稱	型式	原動力	製造所名	工率ノ	最大揚水落差	一臺ノ最大送水量	備考
尾道市	1	タービン唧筒	タービン	電	西島製作所	1	100	1,000	設計中
吳市	1	タービン唧筒	タービン	電	西島製作所	1	100	1,000	設計中
廣島市	1	タービン唧筒	タービン	電	西島製作所	1	100	1,000	設計中
倉敷市	1	タービン唧筒	タービン	電	西島製作所	1	100	1,000	設計中
岡山市	1	タービン唧筒	タービン	電	西島製作所	1	100	1,000	設計中
松江市	1	タービン唧筒	タービン	電	西島製作所	1	100	1,000	設計中
米子市	1	タービン唧筒	タービン	電	西島製作所	1	100	1,000	設計中
鳥取市	1	タービン唧筒	タービン	電	西島製作所	1	100	1,000	設計中
高岡市	1	タービン唧筒	タービン	電	西島製作所	1	100	1,000	設計中
金澤市	1	タービン唧筒	タービン	電	西島製作所	1	100	1,000	設計中



水道名	臺數	名稱	型式	原動力	製造所名	工一臺ノ	最大揚	一臺ノ最大	備考
別府市	三	三二階段タービン唧筒	電動機直結式	電	氣西島製作所	三	四〇・九一	三、一〇〇	立方米
中津市	一	トリップレッキス式	電	電	氣(六)石川島製作所	一	七・七〇	一、九〇〇	
佐賀市	一	タービン唧筒	電	電	氣(一)谷口鐵工所	一	七・七〇	二、〇〇〇	
熊本市	一	タービン唧筒	電	電	氣浦賀ドック會社	一	九・三三	一、八〇〇	
鹿兒島市	一	タービン唧筒	電	電	氣ウオルシントン唧筒會社	一	八・三六	六、三六	
那覇市	一	タービン唧筒	電	電	氣浦賀ドック會社	一	八・六六	一、五八〇	
京城府	一	タービン唧筒	電	電	氣浦賀ドック會社	一	七・七〇	七、七〇	
仁川府	一	タービン唧筒	電	電	力石川島造船所	一	一八・〇〇	三六、一八	
群山府	一	淨水場揚水機	電	電	油英國ラストン會社	一	一八・〇〇	三六、一八	
木浦府	一	タービン唧筒	電	電	氣(一)三菱造船所	一	六・三三	一三、六三	
釜山府	一	タービン唧筒	電	電	氣(二)三菱造船所	一	六・三三	一三、六三	
大邱府	一	タービン唧筒	電	電	氣(一)三菱造船所	一	六・三三	一三、六三	
平壤府	一	タービン唧筒	電	電	氣(二)三菱造船所	一	六・三三	一三、六三	
鎮南浦府	一	タービン唧筒	電	電	氣(一)三菱造船所	一	六・三三	一三、六三	
新義州府	一	タービン唧筒	電	電	氣(二)三菱造船所	一	六・三三	一三、六三	
元山府	一	タービン唧筒	電	電	氣(一)三菱造船所	一	六・三三	一三、六三	
咸興面	一	タービン唧筒	電	電	氣(二)三菱造船所	一	六・三三	一三、六三	
豐原町	一	タービン唧筒	電	電	氣(一)三菱造船所	一	六・三三	一三、六三	

水道名	臺數	名稱	型式	原動力	製造所名	工一臺ノ	最大揚	一臺ノ最大	備考
大泊町	一	タービン唧筒	八吋二段	原	油大阪松島鐵工所	一	六・七〇	四、八	一臺豫備計畫中
朝鮮總督府	一	ウオシントン唧筒	ウオシントン型	蒸	氣大阪高田商會	一	五・五〇	三、〇〇	
晉州	一	ウオシントン唧筒	ウオシントン型	蒸	氣大阪高田商會	一	五・五〇	三、〇〇	
鎮海	一	タービン唧筒	西島式	瓦	斯西島製作所	一	七・三三	一三、三三	
春川	一	タービン唧筒	G M I C H	電	日立製作所	一	九・〇九	三、〇〇	
平康	一	タービン唧筒	セトリビニョーガ	電	氣ウオシントン唧筒	一	九・〇九	三、〇〇	
臺灣總督府	一	タービン唧筒	十吋橫置二段式	同	花原製作所	一	九・〇九	三、〇〇	
臺北	一	タービン唧筒	井ノ口式	電	氣花原製作所	一	九・〇九	三、〇〇	
臺中	一	タービン唧筒	井ノ口式	電	氣花原製作所	一	九・〇九	三、〇〇	
彰化	一	タービン唧筒	井ノ口式	電	氣花原製作所	一	九・〇九	三、〇〇	
臺南	一	タービン唧筒	井ノ口式	電	氣花原製作所	一	九・〇九	三、〇〇	
高雄	一	タービン唧筒	單一吸込一段式	電	氣英國マンチエスタ	一	八・三三	二、八〇〇	
關東廳	一	タービン唧筒	直立三回湖長高率	蒸	氣英國フオセツトフ	一	七・七〇	九、六〇	
大連	一	タービン唧筒	機直結式	蒸	氣瑞西ズルツア會社	一	九・九七	一〇、四三	
大連	一	タービン唧筒	三段式電動機直結式	電	氣不明	一	三・二一	三、一六	
大連	一	タービン唧筒	直立機	蒸	油花原製作所	一	五・〇〇	五、〇〇	
大連	一	タービン唧筒	井ノ口式	重	氣(電)芝浦製作所	一	一〇・〇二	一〇、〇〇	
大連	一	タービン唧筒	井ノ口式	電	氣(電)芝浦製作所	一	一〇・〇二	一〇、〇〇	
大連	一	タービン唧筒	二段式電動機直結式	電	氣(電)芝浦製作所	一	一〇・〇二	一〇、〇〇	
大連	一	タービン唧筒	電動機直結式	電	氣(電)芝浦製作所	一	一〇・〇二	一〇、〇〇	



水道名	臺數	名稱	型式	原動力	製造所名	工一臺ノ	最大揚	一臺ノ	備考
旅順	二	タービン唧筒	三段電動機直結井ノ口式	電	氣荏原製作所	100	六・六	三、〇〇〇	
金州	二	タービン唧筒	電動機直結	電	ウオシントン	100	四・六	四、〇〇〇	
荒玉	六	二段タービン唧筒	電動機直結式	電	日立製作所	100	四・七	三、〇〇〇	
町村	七	電動機直結タービン唧筒	四臺一段	同電	瑞西製作所	100	四・七	三、〇〇〇	直送
江村	二	タービン唧筒	四臺一段	同電	瑞西製作所	100	四・七	三、〇〇〇	
町村組合	二	タービン唧筒	四臺一段	同電	瑞西製作所	100	四・七	三、〇〇〇	
沙河	三	タービン唧筒	横型	電	二臺リスター	100	三・八	二、一〇〇	
瓦房店	四	一臺タービン 一臺セントリ 二臺ウオシント	横型	重電	米ウオシントン	100	三・〇	三、六〇〇	
熊岳城	二	ウオシントン	横型	蒸	露國クスタフリ	100	二・三	二、三〇〇	
蓋平	二	ウオシントン唧筒	横型	蒸	ウオシントン	100	二・三	二、三〇〇	
大石橋	二	タービン唧筒	横型	重電	日立製作所	100	一・七	一、八〇〇	
海城	二	タービン唧筒	横型	重電	露國ロゼリンス	100	一・七	一、八〇〇	
鞍山	二	タービン唧筒	横型	電	ウオシントン	100	一・七	一、八〇〇	
遼陽	二	タービン唧筒	四一段井ノ口式	重電	日立製作所	100	一・七	一、八〇〇	

水道名	臺數	名稱	型式	原動力	製造所名	工一臺ノ	最大揚	一臺ノ	備考
蘇家屯	二	ウオシントン唧筒	横型	蒸	氣西島製作所	100	一・七	一、八〇〇	
奉天	二	タービン唧筒	横型	電	日立製作所	100	一・七	一、八〇〇	
鐵嶺	二	タービン唧筒	横型	蒸	英國製	100	一・七	一、八〇〇	
開原	三	一臺ウオシントン 一臺ウオシントン	横型	蒸	米ウオシントン	100	一・七	一、八〇〇	
昌圖	二	ウオシントン唧筒	横型	蒸	米ウオシントン	100	一・七	一、八〇〇	
双廟子	二	ウオシントン唧筒	横型	蒸	米ウオシントン	100	一・七	一、八〇〇	
四平街	四	一臺タービン唧筒 一臺タービン唧筒	同	電	川北電氣製作所	100	一・七	一、八〇〇	
公主嶺	三	ウオシントン唧筒 タービン唧筒 タービン唧筒	同	蒸	池貝鐵工所	100	一・七	一、八〇〇	
郭家店	一	ウオシントン唧筒	横型	蒸	米ウオシントン	100	一・七	一、八〇〇	
范家屯	一	ウオシントン唧筒	横型	蒸	米ウオシントン	100	一・七	一、八〇〇	
長春	二	タービン唧筒	四臺五時三段井ノ口式	同	荏原製作所	100	一・七	一、八〇〇	

第四 唧筒 (其二) 送水唧筒



水道名	臺數	名稱	型式	原動力	製造所名	工一臺ノ	最大揚水落差	夜一最大送水ノ量	備考
本溪湖	ニ	セントリ、唧筒	二臺六吋二段井ノ口式	オイル	荏原製作所	三	一六・八	二、四〇〇	
橋頭	ニ	ウオシントン唧筒	横型	蒸氣	米國ウオシントン	二	二七・〇〇	二、二〇〇	
連山關	ニ	ウオシントン唧筒	同	蒸氣	米國ウオシントン	二	二七・〇〇	一、九〇〇	
鷄冠山	ニ	ウオシントン唧筒	横型	蒸氣	米國ウオシントン	二	二七・〇〇	一、九〇〇	
安東	三	タービン唧筒	電機	電	米國ウオシントン	三	二八・〇〇	五、三三八	
撫順	三	タービン唧筒	電機	電	撫順炭坑機械課	三	二八・〇〇	五、三三八	
煙臺	ニ	タービン唧筒	電機	電	撫順炭坑機械課	二	二八・〇〇	五、三三八	
玉川水道	六	タービン唧筒	井ノ口式	電	荏原製作所	六	二七・八	一、一六八	
湘南水道	ニ	タービン唧筒	井ノ口式	電	荏原製作所	二	二七・八	一、一六八	
道根式會社	ニ	タービン唧筒	井ノ口式	電	荏原製作所	二	二七・八	一、一六八	

一八〇

第六 經常收支 (其二) 支出

一八一















